

第八十回国 参議院文教委員会會議録第九号

昭和五十二年四月十二日(火曜日)
午前十時開会

委員の異動

四月七日

山崎 竜男君

補欠選任
梶木 又三君

四月八日

梶木 又三君

補欠選任
山崎 竜男君

佐々木 満君

志村 愛子君

四月九日

大塚 喬君

小野 明君

中尾 辰義君

補欠選任
内田 善利君

出席者は左のとおり。

委員長

宮崎 正雄君

理事

中村 登美君

委員

山崎 竜男君

松永 忠二君

小巻 敏雄君

山東 昭子君

藤井 丙午君

内田 善利君

白木義一郎君

中沢伊登子君

有田 一寿君

政府委員

文部大臣

海部 俊樹君

行政管理庁行政

辻 敬一君

管理局長

井内慶次郎君

文部大臣官房長

それでは理事に山崎竜男君を指名いたします。

○委員長(宮崎正雄君) 国立学校設置法及び国立
養護教諭養成所設置法の一部を改正する法律案を
議題といたします。

本法律案の審査のため、本日、国立大学協会入
試改善調査委員会委員長で東北大学学長の加藤
陸奥雄君を参考人としてお招きいたしております。

加藤参考人に一言ごあいさつを申し上げます。

本日はお忙しいところを本委員会に御出席いた
だきましてありがとうございます。委員からの
質疑には忌憚のない御意見を述べ願いたいと思
じます。

それでは前回に引き続き質疑を行います。質疑
のある方は順次御発言をお願いします。

○松永忠二君 お忙しいところを御出席いただき
ました参考人の先生には、質問の中でひとつお答
えをいただきたいと思いますが、大学入試セン
ター及び国大協の共同第一次入試問題等を中心
として、それにしぼってきょうはお聞きをしたい
と思っております。

まず大学入試センターの性格というのはい、一
般的な性格はどういうものでありますか、簡単に。

○政府委員(佐野文一郎君) 大学入試センタ
ーは、国立大学の入学者選抜の一環として実施をさ
れます共通第一次学力試験に關しまして入試問題
の作成、採点、その他一括して処理することが適
当な業務を行いますとともに、大学の入学者選抜
方法の改善に關する調査研究を行う機関として設
置されるものであり、国立大学に共通の業務を處
理する特別の機関でございます。従来設置をいた
しております高エネルギー物理学研究所等の、い
わば共同利用機関とかなり似た性格を持ったもの

でございますけれども、国立大学の入試の一部を
一括して実施をするという、そういう性格を持つ
ものとして若干性格を異にいたしますので、法律
におきましても章を分けて規定をいたしたところ
でございます。

○松永忠二君 そうすると、こういう規定でいい
んでしょ、国立大学の独立の共同利用機関だ
と。いわゆる国立大学の共同利用機関というのが
第三章の三に規定されているわけですか。国立大
学の独立したいわゆる共同利用機関だと、こうい
う性格づけでいいんですか。

○政府委員(佐野文一郎君) 大学入試センタ
ーは、文部省との関係におきましては、国立大学や
国立大学共同利用機関と同様の関係に立つもので
ございまして、文部大臣の所轄には属しますけれ
ども、その運営については、いま申し上げました
国立大学や共同利用機関と同じように、いわば先
生御指摘のような独立性を持った独自の機関とい
うことができると思います。

○松永忠二君 もう少し端的にはつきり言ってく
ださい。要するに、第三章の三というところに国
立大学の共同利用機関というのがある。そこに、
九条の四というのを設けて生物科学総合研究機構
というものを置いてある。したがって、もし国立
大学の共同利用機関であれば、九条の四という
ところ、九条の四へ入れてやればいいのを、第三章
の四というものを新たに作って大学入試セン
ターというものをつくってあるわけですから、そ
うかといつて国立養護学校とはまた違うわけ
です。いわゆる独立の機関だから、そして共同利
用機関だから第三章の三というものをつくったと思
うが、それでは、第三章の四というものをつくった理
由は、やはりこれは国立大学の共同利用機関では
あるけれども独立しておるので特に第三章の三とい
うものを設けてやったんだ、だから私たちは国立

大学の独立のいわゆる共同機関だと、こういうふう
に思うのですが、それじゃ三章の四というものを
新たに設けたのはどういふわけですか。三章と
いう中へ入れて、それを四としたのはどういふわ
けですか。

○政府委員(佐野文一郎君) 初めに申しましたよ
うに、性格としては現在設けております高エネルギー
物理学研究所等の共同利用機関と同じ性格を
持つものでございます。法律的には、しかし、そ
の業務の内容が、従来の共同利用機関がいわゆる
研究のための共同利用機関であつたのに対して、
入試センターの場合には、各大学の入学試験の一
部を共同していわば実施するための機関という、
そういう性格を持ちますので、性格において若干
異なる場合があります。業務の内容において若干
異なる場合がありますので別章を設けたとい
うことでございます。

○松永忠二君 そうすると、いまの御説明による
と、国立大学の共同利用機関だけれども、その国
立大学の共同機関の中の列記したものはやや少
し違った性格を持っているのでそういうものをつ
くつたんだ。したがって、いわゆる国立大学の共
同利用機関の性格を持っているということではな
い。それは間違いないわけですか。

○政府委員(佐野文一郎君) 御指摘のとおりで
ございます。
○松永忠二君 そこで、その大学の共同利用機関
の性格を持っているという規定の上に立つて、特
に国大協の方でも評議員の選出については、評議
会が最高の決議機関として国立大学長から選出
し、評議会が入試センターの長を選ぶというよう
なことが報告書に出ていたわけですが、文部省に
まず聞きたいことは、この入試センターについて
は組織運営規則というものをつくるだろうと思
うのですが、組織運営規則で評議員の選出につ
いては国大協が要望されているような性格の評議
員会をつくるという考え方ですか。それを……
○政府委員(佐野文一郎君) 御指摘のとおりで
ございます。大学入試センターの組織運営規則を制

定をいたしました。そこで所要の規定を設けるわ
けでございますが、評議員につきましては、評議
員十五人以上を、そして、評議員は、センターの
事業計画その他の管理運営に関する重要事項につ
いて所長に助言をする、そして評議員は国立大学
の学長その他の学識経験者の中から所長の推薦を
受けて文部大臣が任命をするというふうな規定を
設けることに相なります。これは国大協側の御構
想と一致をしているものであると考えておりま
す。

○松永忠二君 ちょっと聞かないのですが、何
の議を経て決めるという、そこは何ですか、もう
一回。

○政府委員(佐野文一郎君) 国立大学の学長そ
他の学識経験者のうちから所長の推薦を受けて文
部大臣が任命をするという形になります。

○松永忠二君 そういうふうになりなす、私たち
希望するところで。

それから運営委員会についても、評議会の議を
経て国立大学教育から選出されるというふうなこ
とを、まあ、国大協の方では言っているわけだ
が、これもそのとおりになるんですか。

○政府委員(佐野文一郎君) 運営協議員は二十
一名以内を置くことに相なると考えております。そ
して運営協議員は共通一次学力試験の実施計画に
関する事項、その他センターの運営に関する事項
について所長の諮問に應ずるといふ任務を持ちま
すが、運営協議員につきましてはセンターの教
員、国立大学の学長、教員、その他の学識経験者
のうちから所長の推薦を受けて文部大臣が任命を
いたします。

○松永忠二君 所長の推薦を得て、は評議員会
の議を経てというふうにはならぬのですか。ほかの
ところはみんなもうそういうふうになっておるん
ですか、前ののは評議員会の議を経て国立大学の
学長の中から入試センター長を選ぶという、これ
はまさに私は、特に共同研究機関であれば、大学
の研究の自主権を尊重するといふような意味から
言っても当然だと思ふわけですか。どうして、運営

委員会だけについては入試センター長の推薦とい
うことを言うんですか。ほかのものは、特にこの
国大協では評議員会の議を経てということはどう
していいのですか。

○政府委員(佐野文一郎君) 教育公務員特例法の
規定に従ひまして、入試センターの所長あるいは
教授、助教授の採用選考を実施するわけござい
ますが、その場合の手続といたしましては、所
長の採用にかかる選考は、評議員会が運営協議員
の会議の意見を聞いて推薦した者について文部大
臣が行うという手続になりますし、また教授、助
教授の採用、承認にかかる選考は所長が運営協議
員会議の議を経て推薦した者について文部大臣が
行うことになるわけでございます。それから評議
員あるいは運営協議員の任命につきましては、こ
れは事の性質上、先ほど申しましたような所長の
推薦によつて文部大臣が任命をするということに
規定上は相なりますけれども、その際には当然所
長は国立大学協会の方の意見を十分に聞いて、そ
うして推薦をしていくということに相なります
し、また運営協議員の推薦に際しても、事の
性質上、評議員の意見を聞いて推薦をしていくと
いうことに相なるわけでございます。

○松永忠二君 前に言ったものを後からちょっと
言葉を交わたりなんかしないように。評議員会に
ついては、これはさっきお話しのように、御答弁
があつたように、いわゆるあれを——さっき答弁
されたとおりで私たちがいいと思うのですけれど
も、運営委員会については評議員会の議を経て国
立大学協会から選出される。事実上はそうなるん
だが、形の上でその評議員会が推薦をしてきたも
のについて、いわゆる入試センターの長が推薦を
するという形をとると、内容的には同じことだ
というのですか。

○政府委員(佐野文一郎君) 評議員あるいは運営
協議員の任命につきましては、所長の推薦を受け
て文部大臣が任命をするということになりますけ
れども、その際に、先ほど申しましたように、所
長は推薦に当たつて国立大学協会と十分協議をし

て文部大臣の方に推薦をしていくことに相なるわ
けでございます。また運営協議員の推薦につきま
しては、評議員会の意見を聞いて推薦をしていく
ということになることは当然でございます。

○松永忠二君 そうすると国立大学側の意見も評
議員会の意見も、運営委員の選出に当たつては十
分反映されるということですか。

○政府委員(佐野文一郎君) 御指摘のとおりで
ございます。

○松永忠二君 じゃ、そこで少し質問進めて……
国立大学の大学入試改善の必要性についてとい
うことについて報告書は、最近の受験のための競争
が激化して高校が次第に受験予備校化し、した
がつて高等学校の教育が強いひずみを受けるの
じゃないかという憂慮がある。従来の大学入試に
ついていろいろな批判があり、受験地獄を激化さ
せている。まあ、第三には、高校でカリキュラム
の改変とか、生徒の多様性に臨む選択制の取り入
れがあるから、これに呼応していわゆるこの新し
い機運に対応する改善の必要がある。こういうこ
とで全く、私たちも同じような意見なんです。そ
れじゃ、どうして改善をするかという具体的なこ
とについては、選抜試験を行うことは避けられな
いという現状判断を前提として、全国共通の第
一次試験と、各大学が学部もしくは学科の特質に
応じて行う第二次試験を組み合わせた入学試験方
式をもつて改善をしよう、こういうお話でありま
す。

そこで、加藤参考人にお伺いをするわけであり
ますが、受験が激化をして高校教育のひずみが出
てくるその重要な原因というのは、一つは大学入
試のいわゆる学力検査に偏重していくとか、そう
いう大学入試自身が受験地獄を激化させていると
いう認識を持っておられると一緒に、その他の理
由がやはりあるというふうにお考えでありますか
ら、どういふものがこういうふうなものを激化さ
せておられるのか、そういうお考えを持っておられ
るのでしょうか。

○参考人(加藤陸奥雄君) いまおっしゃるとお

り、入試激化の問題が社会の重要な問題でござい
ますが、それが入学試験そのもので改善され
るとは私も思いません。しかしそれが重要な一つ
の要件であることは私も痛感しているわけであ
ります。たとえば、言うところの社会的通念にお
ける大学の格差の問題というような問題もそれ
に絡んでおるかと思ひます。そういうようなこと
互いに改善しながら入試全体のいわゆる激化し
ている状態をどう解決したらいいかというのが私
の考えでございしますが、国大協でも、いま私申
しましたいわゆる通念というところの格差問題が何
を意味するか、ということをつまみず吟味する必要が
ございしますが、そのことにつきましては別に特別
委員会をつくっております。で、それを待った上
で入学試験というものを改善するということは一
つの理論的には正しい方向でございすけれど
も、しかしやはり現在当面する入学試験問題その
ものも改善していかなければならないというわけ
でございす。そこで私も、その問題を並行
審議すると同時に入学試験問題を改善していこう
ということ、国大協が今度設立以来、特に四十
五年以来この問題に取りかかって、いまおっしゃ
いました共通一次試験方式ということで、試験その
ものの改善を一步でも進めていこうという考えを
もちまして、この方式を国大協としては考えてき
たわけでございす。ただ、国立大学としてこの
入学試験そのものをまた問題にいたしますときに
は、大学全体の入学試験ということがそれに大き
なかわりを持つことは当然であります。ただ、
御承知のように、国立大学あるいは公立大学、私
立大学というのがそれぞれに設置形態が違つてお
る面がございまして、同じ土俵で議論するといふ
面にかなり困難もございすし、そのことを待つ
ということでは、またそこでじゃんけんをかす
といることがありますので、当面できることから改
善していこうじゃないかというわけで、共通の土
俵を持つ国立大学がお互いに話し合いをいたしま
して、特にまた大学入学試験につきましては、国

立大学そのものの入学試験が非常に社会的に批判
の対象になっておることも国大協として大いに反
省をしながら、そこで、国立大学共通の立場でや
れることからやていこうという意味で国立大学
における共通一次入試方式というものを考えて今
日に至つたわけでございす。

○松永忠二君 お話の中に、いわゆる学校の格
差というものをやはり是正しなければできない。
これについては別にまた検討をしているというお
話、学校の格差には質的な学校の格差もあれ
ば、あるいは経済的な負担についての格差もそこ
にある。そのほかにも学歴偏重というような社会的
風潮というものもある。こういうことから有名校
に生徒が集中してくるという、この点が一つある
わけです。この報告書の中には、本質的には教育
制度そのものの改革と相まって考慮するべきもの
ということがあります。これは具体的に内容は
どういうことでありますか。

○参考人(加藤陸奥雄君) 教育制度そのものとい
うのは私も申しましたこともその一つに入り
ます。もっと大きく申しますと、小中高の、ある
いは大学、六三制の問題もさることながら、大学
自体の改革だけではやはりこの大学入試問題とい
うことを中心にした一つの社会問題を解決するに
は至らないわけです。高等学校あるいは中学校に
おける教科課程の改善も必要であるという、そう
いう非常に広い意味での教育制度というものは大
きな背景として持っているんだというところは私も
認識しておるわけでして、その点では私も大
学人という立場から直接関与はできませんが、大
きな関心を持っているわけです。で、昨年、文部
省でも高等学校における教科課程の改善というよ
うなことも図られておるわけです。そういうこと
をお互いにこう雁行しながら全面的な受験地獄と
いいますか、そういう問題を解決する一つの
大きな背景があるんだという意味をそこで含ませ
て書いておるつもりでございす。

○松永忠二君 そこで、もう少し質問進めます
が、今度のやり方で、受験生に対して二重の負担

がかかってきて受験地獄の解消に資するところが
ないではないかというような批判が一部にはある
わけです。事実、報告書の中の専門委員の中には
こういうことを言っている、書いてある者があ
ります。一発勝負を防ぐという、いくつもの利点を
もっているが、果してこれが入試制度の改善に
どれほどの積極的意義をもち得るか疑問をさしは
さまざるを得ないし、受験生にとって二重の負担
になるのではないかと危惧も残る。」「高校側
の意見を広く聴取して慎重な検討を望みたい。」
ということが報告書にも出ておるわけでありま
す。これについて国大協側は一発勝負を避けるた
めに、また正常な高校教育という基礎に立つて的
確な選抜試験を行うということについてやむを得
ない負担だ、無用の負担ではない。より適切な入
学選抜を行うために高校教育の正常化のための努
力であるので、直ちに負担の軽減に結びつかない
。受験地獄とは本質的に異なるものだ。こう
いう相当、何とか、強い調子で二重負担にな
る面を認めながらも、これはあたりまえのことだ
というような反論も出しているわけでありま
す。

そこで、私は、主としてこの問題について少し
国大協の意見をお聞きをしたいと思うのですが、
まず第一次試験の問題についてですね、これは五
教科・六科目から七科目、理科、社会は第一次の
共通試験で二科目を義務づけられる。これはもう
選択させることが適当と考えるというようにこと
であり、事実そういう第一次試験で出題をしよう
としておるわけですね。しかし、現行の大学の入
試は大体において五教科・五科目、特に理科の基
礎理科を受けているものは五教科で六科目にな
る。こう言っているけれども、基礎理科を選択し
ておるものは高等学校の生徒の中の二九%
事実上はほとんど問題にするほどのものはない。
それで事実上は五教科七科目というものが第一
試験で行われる、共通試験で。これについては高
等学校の校長側は五教科・五科目にしてほしい。
それからまた、文部省の五十二年大学入学者選
抜実施要綱の中には必須科目を中心とした五教

科・五科目ないし六科目と言っているのは基礎理
科をやった場合のことを言っているんであって、大
体五教科・五科目。それに今度は片方では五教
科・七科目ということになるわけだけれども、こ
れは過重負担という意味から言つて、何らかの検
討や考慮がなされるものであるのか、その辺は
かがでしよう。

○参考人(加藤陸奥雄君) いまの御質問の点、非
常に重要な問題だと思ひますので、少し時間をお
かしいただきたいと思ひますが、よろしゅうござ
いましょうか。——私も考えました第一次共通
試験、それに各大学が固有にやるところの第二次
試験の組み合わせでこの妥当性を持っていくこと
考えたわけですが、その一番前段に選抜をしなけ
ればならないという一つの前提をまず私も置
かざるを得ないわけであります。そうしますと、
選抜試験を当然のこととしてしなければならな
い。その選抜試験のあり方をどうしたらいいか
という問題になったわけでございまして、その
点で根本的に絶対的に改善になるというところは
常に考えにくい。そのことからすると、現状を一
歩でも前進するような改善がでないかというこ
とでこのことを考えたわけでございす。従来
よく言われるところの一発勝負と言ひますのは一
遍だけの学力試験、それに一発勝負と言ひます
も、そのほかには調査書を参考にするとか、そう
いう点は各大学によつてそれぞれのスタイルでや
つておられるわけであります。それにしても学力
試験が一度だけ行われるという点に非常な一つ
の大きな批判があつたわけであります。そういう
点で私も、選抜試験に資料を多くすべきであ
る、志願者諸君に対していろいろな確度の高い、多
い面からその判断をすべきであるというよう
なことを前提として考えるわけでございす。そ
で、共通一次と各大学が行う二次試験の組み合
せという方式を、そこで資料を多くする、そこで
志願者諸君の適切な判断を大学がすべきである
という立場をとつたわけでございす。いま御指
摘いただきました一次についての教科科目の問題

ですがこの共通一次というのは、私ども高等学校における一般学習の達成度という表現を使わしていただいております。一般的な学習の達成度と私どもが申しております内容は、高等学校において必修科目として設定された科目というふうに考えるわけです。と申しますのは、高等学校において高等学校生であるという高等学校教育について、は必修的にはこれを履修すべきであるというふうな高等学校側が考えておるわけでして、その一般的な達成度を共通一次で見るという立場は、国立大学で選抜をさせていただくという立場から考えますと、志願者諸君は高等学校における一般的な必修科目については十分に達成しているということとを判断させていただく必要があるということとでございます。で、それに加えて、高等学校では低学年においては、いま申しました必修科目を全般的に履修した上にだんだんと子供たちが年をとってきますと、そこでそれぞれ子供たちの適正分化が起こってまいります。それに対応して選択科目が設定されてございます。高学年においては選択科目がそれに乗せして加えられる。そのこの立場における達成度というのが各大学における二次試験としてそれをやらしていただく。つまり、高等学校の生徒諸君が高等学校の生徒として全体的に履修すべきであるという共通的な科目については、国立大学としては共通的にそれを判断させる一つの背景があるんだということで、共通的にやるではないかということで、その問題を共通一次で行いまして、それで子供たちの年齢が進むに従い適正分化は、子供たちがそれぞれ高等学校において理科系にふさわしい人間は、たとえば理科で申しますとⅠ、Ⅱがござりますが、Ⅱの方を選択して、自分の適性をそこにはめ込みながら学習をするに違いない。文科系ですと、それに従ってまた別の選択性を、国語方面なり何なりの選択性をそこに選んで、履修をしているに違いない。それに対応して各大学が、それぞれ性質を持っておりますので、各大学が持っている性質、あるいは各大学の中の学部が持っている性質、それらに

対応してその部分の試験を、学力試験をさしていただく必要があるというのが、二次試験として課した趣旨でございます。

で、そういうことから考えまして、いま御指摘の共通一次試験の方の五教科・七科目と申しますと、そこで実は必修科目の上だけではなくて、外国語だけが高等学校までの教育においては必修でございませぬ。選択でありますけれども、大学における教育という立場をとりますと、外国語については一通りの理解をやはり持っていたかなんか困るといふことで、あえて高等学校までこの段階で、選択科目でありますけれども、外国語だけは加えさしていただいたということでございませぬが、それ以外の科目につきましては、いま申しましたように、必修科目でございまして、その中で、特に基本的になる五教科・七科目をやらしていただくという点は、その点で、高等学校の生徒たちは高等学校教育としてこれだけが必修であると設定されている科目であります。で、その点を選択した科目にまで及んでいるんではございませぬ。必修のレベルにおける科目については、広くやはり判断する、こちらとして、大学として判断してやらなければならぬし、判断してもらわなくてはならぬのじゃないかという点を考えたのと同じく、五教科・七科目ということが浮かんできていっているわけでございまして、そのことが私どもとして、高等学校の教育の正常化という問題について、もしも共通一次で科目を非常に少なく、たとえば少なくとも三つと、それこそ高等学校が大学というものの対して、いわば学歴偏重、先ほどからのお話によって非常な情勢を起こしている現在において、高等学校の教育を非常にゆがむものを大学がつくってしまおうではないかということを考えたわけでして、いま御指摘いただきました、現在でも各大学の入学試験は五教科・五科目ではないかとおっしゃられますが、その点は、先ほど申しました選択科目までを含んで現在の大学では考えているわけなので、一遍でやりますので、そこで五教科・五科目という線が出てまいったわけ

です。そういうことから考えますと、共通一次につきましては一般的な達成度という、いわば広い意味での高等学校教育の達成度を調べさしていたから言いますと、当然に私どもはガイドラインをつくらしていただいておりますが、各大学が行う二次試験の科目は減っていないかなければならない形になってまいります。つまり、選択科目を選ぶわけですから、高等学校の生徒諸君がみずからの適性に応じて選んだ、そのことの内容について調べさしていただくというので、二次試験の方は科目は当然に減るべきであるというふうに私どもも考えているわけでして、ですから、五教科・七科目という点は、そのような趣旨で高等学校の低学年において必修的に学ぶ科目に限っている。しかもそれを縮めたのでは、むしろ大学の選抜試験が高等学校の教育という、高等学校でそう必修である指定していることに對してゆがみを与えるんではないかというふうに考えているわけです。

そこで、一番大事な点は、その点で従来の批判にこたえなくちゃなりませんのは、そのような共通一次試験の問題の性質なり内容の問題が非常に問題になってくるわけで、従来非常に批判的になっておりますた、高等学校の程度を超した高度な問題があるではないか、あるいは言うところの難問奇問があるではないかという点は、これは極力避けなければならぬ。つまり、必修という立場に立った適切な問題を出すべきであるということ、長い間、科目別の専門委員会での問題の内容を検討さしていただきまして、過去三回にわたって実地研究をさしていただきました。その問題につきましては、おおむね妥当な線であるというふうな評価もいただいておりますが、共通一次を出すという立場からは、もっとその問題の適切化、高度な問題を出したために今度はゆがみを与える、あるいは難問奇問を出したためにゆがみを与えるということは極力避けるべきであるという点は、今後とも引き続き注意していかなくてはならない問題だというふうに考えております。

いまちつとお話の言及なさいました基礎理科云々の問題につきましては、その趣旨とは別個に、基礎理科を履修している高等学校は、御指摘いただきましたように、一・数%しかございませんので、特にこれはあるいは職業課程の問題、あるいは特殊な高等学校においては物理、化学、生物、地学というようなものを分科で与えておりませんで、基礎理科という科目でそれを履修しておりますのも、これがやはり必修科目として高等学校における一つの一般的な学習程度という問題にはまっておりますので、特にこの基礎理科をやはり加えるべきである。基礎理科に加えて数学一般というのもございます。それも共通一次の中の科目として設定いたしましたので、受験者が基礎理科を選ぶか、こちらの物理、化学、生物、地学を選ぶかというのは、受験者が高等学校における履修というものの背景をもってそれを選ばされるといふことを考えたわけでございまして、五教科・七科目という趣旨はそういう意味で、私どもが強く委員会ですらに議論になったことでございます。

○松永忠二君 一通りのことは私も読んで存じておりますので、主として私はあと二次試験の問題も後からお聞きをいたしますので、できるだけ質問の点に重点を置いて御理解をひとつ、お考えをいただきたいと思います。

七科目になるというのは、高校の到達度を調べるんだからだと、あるいは慎重な資料を用意するからだと、こういうことでありますね。問題は、その慎重な資料を用意すること結構、到達度を調べることも結構だけれども、過重な負担になれば、過重な準備をしなければできない。そうなることで結果的には受験地獄の解消にはならぬのではないかという観点を持っている人もあるわけですね。その点は後ほどまた第一次試験、この問題は触れたいと思うのであります。そうすると、まあ、高等学校の五教科・五科目の要望には沿えなない、文部省が五十二年度入学者選抜実施要綱として必須科目中心とした五教科・五科目、ないし六

科目というのはいわゆる基礎理科をやった場合のことを言っているわけなんです、それには治い得ないということだと思ふんですね。

そこで、もう少し第一次試験……では、第一次試験の内容は非常に準備を必要としない内容なのかどうかということになってくると、まあ、到達度を見るということであれば、ある程度いわゆる大きなばらつきが出ないというのが常識であり、まあ、できるだけたくさんの方がある程度得点できるものでなければならぬ。しかし、また選抜に役立てようということになれば、これは得点のばらつきが必要だと。まあ、これを予備選抜に使うのは原則じゃないと言わなければならない。足切りに使いたいという気持ちを持ったところも相当あるし、もともと東大からこの問題が発出したいきさつを私たちもお聞きをいたしましたが、一次試験をやするならばもっとやり方があるんじゃないかという話であった。足切りに適当なものがないかどうかということが出発点になっているように聞いているわけですが、そうすると、結局二つは矛盾したまあ、一つの目的を持ってもらいたいです。しかもまた第一次試験を重要視してもらいたいです。ということになれば五対五あるいは六対四、四対六としても相当第一次試験の内容が重要視されなきゃいけない。こうなってくると、第一次試験というものは相当簡単なものじゃないということになる。事実五十年の実施した平均点を調べてみると、生物は三十八点あるいは地学は三十四点、歴史、地理は五十四点、五十四点といつて、大体半分以下だ。第一次試験といふのは到達度を見るんだというけれども、この内容はやはり相当重要な内容を持ったものでなきゃならないし、そういうものも期待しているということになれば第一次試験のいわゆる負担というのは相当重いものと考えるのが当然だと私は思ふんですが、この点はいかがでしょう。

○参考人(加藤陸奥雄君) 必修科目についての到達度を見るんだとすると、いまの点差は余り出ないんではないかということでの御質問のように伺います。実は私も、今までやりました実地研究につきまして、一応高等学校の先生方からは適當であるというふうなことを言われているわけですが、いまいち御指摘ございまして、必要に必ずしも私どもが志向しているような点数にはなっていないというところは、問題実施にまだもっと研究すべき内容を持っているんだということとございまして、私どもはもっと、いわば平均点をもっと上げるというふうな考え方を持たなければならぬというふうに思っております。

で、おっしゃいますように、高等学校において特別な準備を要せず、高等学校において必修科目として課せられているものから、高等学校において正常な学習が行われておれば、それに対して答えられるというふうなものを私どもは志向しなくちゃならないかと思ひます。

ただ、それにもかかわらず、そのような問題を出したとしても実際にはやはりもう点差はなくなっておっしゃいました。いわゆる足切りというふうなものに矛盾をもたらすのではないかと、御批判でございますが、実際上私どもがやっておりますと、その点ではそのような問題はほとんどございまして、やはり一つの正規的な分布がとれるように私どもは従来考えておりました。その点については、いわばやはり順序といいますか、順序といいますが、そういうものはある程度できる。さらにもう一つ、従来の点数につきましては、従来私どもは高等学校の生徒諸君に随意に応募していただいていたわけではなかった。募集していただいても、必ずしも高等学校の生徒諸君の、何とない面中から任意に抽出した生徒諸君になっておりません。中にはございまして、特に基礎理科なり数学一般を志向しておりますので、特にそれを履修している高等学校にお願いしたとかいうようなこともございまして、その点数そのものがすぐさま現在国立大学を受ける、指向している生徒諸君の点数そのものをあらわしてはいないんではないかということも実は考えております。それにしてもいまいち私ども非常に貴重なデータ

を持っておりまして、共通一次のいままでのテストの結果は、現在行っておると対応して、その生徒諸君が現在の入学試験を受けて大学に入っておられますから、それとの相関現象も調べさせていただいております。それがきれいな相関が出てきておりますので、その点で信頼度があるのではないかと、いふふうには実は考えております。

○松永忠二君 むしろ相関があるということとは相当結局いわゆる選抜に使えるということですからね、いまの第一回だけのこと。問題は、私が言っているのは、第一次の試験が過重にならないのかというところについて、まず五教科・五科目が五教科・七科目になるのじゃないか。それからまた、その試験の内容が自身も相当程度の高いものにしなければならぬというふうな気持ちがあるし、それを大学が利用するというところには相当ウェットが置かれなくなってしまう。いわゆる点数的にも相当重んずるような内容になってくるのじゃないか。ただ普通、高等学校で勉強していればそれでいいという問題、到達度だと言いが、事実上はその内容は相当重みを持ったものになってこやしないか。もともと矛盾した二つの要素を持っているんじゃないかというところを私は申し上げる。その観点でお聞きをされている。その点については、問題がいまの大学入試と関連性があって、相当カーブとしてもいいカーブが出てくるというお話だし、それからまた到達度だったら相当だんだん勉強していればいような問題を出そうとはしているという御答弁であります。やや矛盾したところがあるという感じはいたします。もう少し議論を進めて、一体こういうふうな第一次五教科を普通に進め強いている、つまりある意味からいえばこれを点数をよくとるためには教科書による受け身の勉強あるいはオールラウンド的な非個性的な非創造的な努力、つまり優等生的な生徒が第一次試験には相当いい成績をもっていかなざるを得ない。五教科・七科目ということになれば、そこに力を入れ

て勉強していくということになれば、努力の集中点は、個性的、創造的というよりはむしろ優等生的努力をしなきゃできない。

で、しかもまた報告書にも出ておりますけれども、機敏で要領のよいものに有利である。じつくり型は概して不利である。直ちに傾向と対策が編み出される、特別な技術的訓練が功を奏する、共通第一次試験に向ける技術訓練が進行するようになつては将来大きな弊害をもたらすことになる。と言っているのは、数学専門委員会の人々が言っているわけだ。相当重みを持ったこういう五教科・七科目の勉強を集中的にやっていくというこは、いわゆる個性ある人間をつくることか、そういうものよりは、むしろどれも平均にできる子供を中心に考えるような個性的じゃない優等生的な教育に重点が向けられ、努力が向けられていくし、またこれに対する対策などがまた進んでくるのじゃないかという、こういう議論は一体どういうふうな国大協の中で議論されて結論づけられたのか、この点についてお考えをお聞きをしたいと思います。

○参考人(加藤陸奥雄君) 非常に大事な話をいただきました。御趣旨につきましては私どもも全く同感でございます。考えるべき事柄と存じております。で、いまおっしゃいますように、共通一次試験問題が優等生的なものが出てくるんではないか。そしてその人間の個性というものを引き出せないんではないかという御指摘でございますが、おっしゃるとおりその点を十分私どもは注意しなければならぬ。その点で共通一次試験という問題を設問なり何なりを十分考えなくちゃならない。高等学校において個性が自分の適性分化が起ってくる。そして自分の関心持つ方面が非常に強く出てくるというの、高等学校の現在の課程の中心からいいますと、選択の方に十分にでてくる筋を持つていようには思ひます。それにもかかわらず、やはり共通一次の方で高度な問題を出すということになりまして、いまおっしゃいます優等生的な問題が出てまいりますので、その点で共通

一次の設問というものはそれにふさわしい一つの適切な問題を考えなくてはならないというのが私の強い、将来に向かつて、現在までも願ひであり、将来もその点について気をつけていく必要があるというふうに考えておりまして、生徒諸君の個性分化というものはこれは十分にキャッチしていきませんか、将来に非常な侮いを残すことになると思います。それは重々注意しながらやっていきたいと思いますが、ただ趣旨においては必修として設定されている、その上に自分自身の個性というものが乗っかるんだという、いまの高等学校教育の一つの過程をとっておりまして、それに対応してその趣旨を曲げないよう、共通一次試験の問題を考えていくという点は十分、非常に注意をされていくべきではないかというふうに考えております。その点で、いまの過重問題というものが中心になって、いまから、そういう点を注意することにおいて、高等学校において正常に授業しておりさえすれば、それに対して対応できるという点で、過重という点とは質の違つた、物理的には明らかに二度の試験でございすけれども、性質からいいますと、その過重という点は、従来の言うところのゆがめられた過重というものを改善できるのではないかと、いうふうに考えているわけでございます。

○松永忠二君 大体、第一次試験についてはいま言ったような、そういうことのないような問題を、できるだけ全体の到達度がねらえるような、非常な努力をしようとしたようなものにしていく内容によって、こういうものを解決したい、というのが大体の御答弁の趣旨であると思うが、しかし同時に、それでは第一次試験の意義が非常に、期待から違ふという面が出てくる、一つの問題点が出てくると思うんです。

その次に、同じような問題で第二次試験が過重にならないか、適正に行われる見通しがあるのか。これについてはあなたの方の報告書には二次試験について統一的に規定することはできないが、できるだけ科目を少なくして記述的なものを

主として志望学部や学科との資質、適性を見ることとが妥当だと、あるいは総会では第二次試験のあり方についてそれぞれ各大学が早急に自主的な検討を進め、当協会においてもこの点につき連絡調査に当たる。それから、七月末に全大学が第二次試験の科目を決定し、試案を国立大学入試の、いわゆる改善調査施設に集めて、それを参考資料として各大学に送って、そうしてそれぞれの大学がそれを参考にしながら入試要項を決定するといふ、そういうことを言われているわけでございす。

ところが、第二次試験というのは、アンケートによると大体三科目程度、三教科以上としたいというのが大体国大協のいままでの調査です。朝日新聞が調査をした結果非常に細かいものを発表していますけれども、これはよく調べてみると、東大とか一橋が未定だけれども三教科か四教科とっているわけですね。それから、東京工業大学が四教科、京都が三教科、医科系は三教科、要するに少ないといっているものよりも三教科、四教科をねらって皆が勉強するわけですね。そこに過熱した受験勉強ができるわけですね。決してそういう学校はいわゆる三教科以下などとは言っちゃいけないわけなんです。アンケートの中心は大体三教科程度、三教科以上。これについても高等学校の校長会は一、二教科にしてもいい。これが共通第一次試験の生命を制するほど重要なものだというふうな認識をしているわけですね。こういう中で、第二次試験が過剰にならないで適正に行われるという見通しはどうしてそれができるのか、こういう点について御意見を聞かしていただきたい。

○参考人(加藤隆興雄君) 二次試験につきましても、いま御指摘いただきましたように、昨年の総会で二次試験を厳密に共通的に規定をしるという御意見と、それから二次試験については各大学それぞれがキャラクターがあるので、その点は各大学自身の判断でこの共通一次入試方式というものの趣旨を踏まえた上でそれぞれの大学が判断すべき性質のものであるというふうな議論がずいぶん

と出ました。筋論としては、やはり二次試験につきましてもそれぞれの大学、あるいはそれぞれの学部がそれに適切な特徴を持っておりまゝで、それと志願者諸君の適性というもののなかみ合わせを考へるべき性質のものでございすので、これは理論的には当然各大学が考へるべき性質のものであると思います。

しかしそれにもかかわらず、やはり御指摘いただきましたように、二次試験のあり方がこの入試方式、選抜方式というものの成否を握るかざだといふ一面を持っております。そういうことから各大学でこの七月にその内容を公表することにしておりますが、その検討の途中を国大協が全部集めてその連絡調査をしようといふことで現在集めておりますが、その集まった結果の部分的なものが新聞紙上に出ておるといふようなことになっております。

実は、いま集まりました結果そのものにつきましても、まだ私も現物を見ておりません。実はきょう午前中からその委員会をやる予定でございましたが、私伺いましたので延ばしておりますが、今後その検討を進めてまいりまして、いまおっしゃったような点について十分吟味をしていかなければならぬかと思ひます。

御指摘いただきましたように、私もとしては、国大協のわれわれ委員会としては、二次試験というものは、全く算術的に言いますと、現在各大学が科目を指定しておりますが、それで共通一次の科目を差し引くとその残りというのがまず最初に全く物理的には出てくる問題ですが、非常に少ない科目になるはずであります。その点で、少なくとも科目で学生諸君の適性というものと対応する意味での試験をするといふことをやっていただくことに私も考へておりまして、いま御指摘いただきました点については、私も現実にその報告書をまだ見ておりません。その点で国大協としてそれを全部整理をいたしまして、もう一度各大学に戻すわけでありまして、各大学に全国の状態をこうであるといふこと

を戻しまして、それにのつとりまして各大学がさらに七月までに向けて具体的にそれを検討してくださるようになるかと思ひます。そのことにつきまして、私もやはりガイドラインにも書いてございすように、その点の趣旨は徹底するよう、今後とも図りたいと思ひます。

特にここで注意しなければならぬのは、二次試験において各大学が今度は高度な問題を出す、あるいはいわゆる難問奇問を出すというように、なことがあつては何にもなりませんので、その点につきましてもやはりお互いにえりを正しながら対処していかなくちゃならぬといふふうに考えておるわけであります。

○松永忠二君 その資料の集まった検討の結果によつては、国大協はもう少しゆるゆる積極的な発言なりあるはそういうアドバースをまとめて出す意思はあるのでしょうか。どこまでもそれは各大学の方なんだからということなのか。もう少しやはり結果を見て非常に、その趣旨と反するようなことが多くというふうな場合には、こういう趣旨でやつたらなければ再検討してやらなさいか、という強い意思が国大協で示されるのでありましようか。その点はどうか。

○参考人(加藤隆興雄君) これは先ほどちょっと申しましたように、国大協として各大学に対して表向きといふか、表向きの上でのゆるゆる指導的立場をとるか、こうすべしという態度はやはり大学が持つ特質から直接的には出せないと思ひます。やはり各大学自身のいわば良識と申しましようか、それに待たざるを得ませんが、実際問題としては、いまおっしゃられるような趣旨のことについてはやはり国大協としても考へなければならぬと思ひますけれども、強制的に国大協が各大学に対してそれをすると、強制的に、行動的にはできないかと思ひます。繰り返しますが、その点の趣旨の徹底は図るといふことはすべきかと存じております。

○松永忠二君 そこで、こういう議論は国大協にはなかったんですか、お聞きをしたい。全然逆には

なつてしまふというそういう議論、つまり、第一次の五教科・五科目が五教科・七科目になつてしまつた。二次の一、二教科という希望は三教科・三科目以上、しかも私立の名門校の入学試験といふのは三教科または二教科だから、それを相当強く勉強しなければいけないという、そういうこと。教科の面にある一つのいわゆる重さ、負担、それから論文とか記述方式の訓練とか勉強がなされてくるのではない。あるいはまた、共通第一次に向けての技術訓練というものが相当取り上げられてくる、これもまた勉強する。それから学校にランクづけができるだろう。つまり各大学から第一次入試の大体ランクはできてきて、それがまた高等学校の方面に影響して、一つの貫性のあつたランクづけ、大体あの大学に行くにはこの程度のもので試験を通過していかなければだめだ、それにはこの高等学校だといふ一つの貫いたランクづけがこれででき上がってくるのじゃないか。それからまた、私たちの日本の国にある異常な社会的な風潮、学歴尊重の機運、事実上ある学校格差の経済的、質的な問題。それから、話が出てくる第一次試験を重要視してもらいたいということになれば、この試験の重みというものを考へてみたときに、意図するところはいわゆる生徒の過重負担を避けて、高等学校の正常化を図っていききたいというのに、全然逆に準備教育がむしろ過激化されてきて、高等学校の教育はむしろそういう面から逆に破壊をされてくるのじゃないかという、そういう議論は、つまり意図したところと全然違ふ現象がそこに起きてくるのじゃないかという、こういう議論は国大協の中でなされたのか。あるいはまた、なされたとしたらそれはどういふ見解をそこで持つておられるのか、この点をひとつお聞かせいただきたい。

○参考人(加藤陸奥雄君) 激化するという点でいま御指摘をいただきましたのは、たとえば二次試験で論文を課するということになりますと、それについて、あるいは共通一次試験についての技術的な問題で過熱現象を起こさぬではないか、あるいはランクづけという点があるかと思ひますが、そのことにつきましては、私どもとしてはいふん議論になつたわけでございます。で、後の二つの技術とランクづけの点と論文とは性質が違ふかと思ひますが、むしろこの論文の方は、選抜ということ、小論文を課してはどうかということ、私ども報告書にも書いてございまして、二次試験において、これはむしろ現在行われている入試でもその点について欠けるところがあるのではないかと、そういう広い立場の一つの指摘がございまして、その点に答えた面でもございまして、そのことは、これについてわざわざいわば技術的に答へるといふような意味の論文を書かせることにはならないかと思ひます。その子供たちの能力とか、あるいは性質とか、そういうものが素直に出るようなものを課することにならうかと思ひまして、これはむしろ広い意味でどういふことが入試選抜の場合には行われるべきかという一つの考へ方がございまして、それに対応した一つのあり方でございまして、さらにもう一つは、この共通一次につきましてはいろいろな研究がございまして、記述なり、思考力そのものを判断する点に欠ける点がございまして、その点でそういう志願者が落とされてしまふ、遅に漏れるというようないふことがあつてはならぬといふことがそれに加つておるわけで、これに特別な負担をかけるという意図はなし、さらに負担のかかるような論文を課することにはならないかと思ひます。

それから、いまの技術的な問題でございまして、これは、多分マークリーダー、マークシートというものに伴つた問題が指摘されてございまして、しかし、このマークシートというものの技術的な面ではないでございまして、一応ありますけれども、そのこと自身にせよちゅうその技術的なものに練らなければならぬといふ性質のものではございまして、むしろ、これは、一度それをやりさえすればそれで済みますわかつてしまふというふうな性質のものでございまして、で、これ自体が年を追つてあるいは重なる状態で過熱を起こすというふうには私どもは考へにくい問題で、むしろ問題の内容がむずかしいとかいふことについて現在過熱現象が起つておる面がございまして、そういう点は先ほどから申しましたような十分な注意をすべきというふうに考へておるわけでありまして、さらにもう一つ、ランクづけという問題は、明らかにその点はございまして、つまり共通一次でございまして、志願者諸君の志向している大学、それと点数というものをそのまま突き合わせますと、その点でランクづけあるいは学歴社会の繁栄といふものが起り得ることにならうかと思ひます。しかし、その共通一次試験の結果といふものは、私どもは公表いたしません。いたさないで、各大学にもその点を全部表にして出すことはいたさないことになつてございまして、そういうことから、それが社会的な表向きの形には、私どもの共通一次という立場からはしないというふうな考へておるわけでもございまして、そういう点でいまの点は十分に考へなければならぬかと思ひます。ただ、今度行います共通一次試験というふうなこの方式が、いままで言うところのランクづけといふものにもかゝつていふかもしれません、そういう問題も、いままで考へ及ばなかつた新しい意味での問題がそこから出てくるというふうなことが、いまの時点ではちよつと考へついておりませんが、起ることとするならばその時点でまた私どもは真剣に考へていかなくちゃならぬかと思ひますが、いままで言われているところの意味ではこの方式がランクづけといふものには直結して考へなくてよろしいんではないかというふうな考へておるわけでもございまして、

○松永忠二君 それから、日本では総合選抜制度といふものが定着しないという経験があるわけですね。たとえば、明治三十五年から六年間の総合選抜試験といふものをやつてみた。大正六年から二年間そういうことをやつた。それから二十二年から二十九年に進学適性検査といふものをやつた。これについては、学力検査の準備に加えて進学適性検査の準備もしくなくては行けない、あるいは進学の結果で学力検査を受けられないといふ生徒の親たちから非常に非難が出て、結果を必ずしも大学が尊重しなかつたとか、いろいろな進学適性検査の問題があつた。昭和三十八年から四年間能検テストといふものをやつてみた。そういう意味で、日本では総合選抜制度といふものは非常にいいことだしというところで努力はしてみなければ、結果的になかなか定着してこない。この過去の総合選抜制度のどういふ教訓を一体取り入れておるんでしようか、この点をお聞かせ下さい。

○参考人(加藤陸奥雄君) この委員会の審議の経過において、この進学適性検査は能検テストといふもので、おっしゃるとおり、それが全部失敗してゐるわけでもございまして、私ども、その点をいふんと反省をした結果としていまの方式を考へたといふことでもございまして、その意味はどういふことかと申しますと、共通一次試験、それからあわせて二次試験といふのを合せて一本として選抜試験といふふうになしていただいたということでございます。つまり、各大学がいまそれぞれにやつております試験というものを対して非常に重要な批判がなされておるわけですから、その大学が行う選抜試験といふものを一歩でも改善しようとして考へたことで、一次試験と二次試験といふものが大学が行う選抜試験であるといふふうな考へ方でこれがまとめ上げられたわけでもございまして、それを、共通一次は先ほどから申しましたような性質を持つておるので、大学全体が共同してそれをやろうという立場をとつたわけでもございまして、で、そういう点で従来いふやうな行つていきました進適あるいは能検テストとは、その点で性格も非常に違つております。つまり共通一次試験は大学が行う選抜試験の一部として共同的にやうといふやうな考へ方を、立場をとつておられますので、その点でいままでのいふやうな進適云々のようなものと

は性質的に非常に違う性質のものだというふうには私どもは考えておるわけでございます。

○松永忠二君　そこで、もう少し一体別の方法というの議論はならなかったらどうかということとであります。これも報告書の中に記載されている上に、基本的に競争選抜試験という事実がある以上、試験地獄は必ず存在する。試験の技術的、形式的改善を試みても、結局枝葉末節のわずかな利益が予想されるのみで、大勢に影響するほどの効果があるとは思われない。そのために共通第一次試験のような大規模な計画を行うのは労働多し功伴わないのではないか。参加者三十万、テスト規模の大きいこと、共通作業によって利益が得られる適正な規模を超えている。電算機の制約、事故処理の困難、すべてこれから生ずる。こういうことは報告書の中にも書いて、「どちらにも根本的な問題で明快な結論を出すことは容易でない」という見解を示されているわけですね。そこで、一体どうしたら高等学校の教育の正常化が得られるかというの、むしろ余り大きな刺激を与えないようにした方がいいんじゃないか。高等学校の教育の正常化は高等学校の教育の中で実現と努力をやつたらうというところに中心を置いていくべきではないのか。

で、さきから出て、私も話したように、第一次試験の相当な重さを考えてみたときに、これを一生懸命勉強するということによって、その努力の集中が優等生的準備教育をする可能性もまたそこにある。全然意図した逆な結果も出るという、負担が重いということになればそういう結果が出てくるので、一回だけの学力試験をもっと適正なものにするという努力が必要ではないのか。報告書の中でもこういうことを言っているのがあります。第一次試験のみで、第二次試験における学部の学習能力と適性は十分評価できる」ということを言っている。それから今度朝日が調査した中でも、学科試験を全廃している学校がある、二次です。新潟大学なんかそうなんです、医学部。それから、全然共通テストを受けなくても私のと

ころはいいのですよ、と言っているのが、宮城の教育大学がある。そういうふうなことを考えてみると、もちろん総合的な判定で、調査書をどういうふうに取り入れるとか、面接をどうするとか、そういう問題はあつたとしても、その負担の重くなる部分をむしろ一回の学力試験そのものをもっと改善していく方法はないだろうか。そういうことに

よつて、できるだけゆるゆる高等学校の教育に外部から大きな衝撃を与えようとなしに、むしろ、選抜試験はどうしてもやらなきゃいけないわけだから、できるだけその衝撃を少なくする中で、むしろ高校の教育の正常化を期待して努力をしてもらうという方法があるのではないかと。一つの考え方がありますが、非常に結果に確信を持ってないといふ。事実、報告書の中では「少しでも」ということを言っているわけだ。一歩でも前進なら、こう言っている。これが完全な期待を保持する、という言い方はしてないわけ。そういうものであるなら、むしろ外部的な刺激を多くするよりは、むしろ一回の試験を、どう一体学力試験を適正なものにしていくか、ということについて、国大協の検討なり努力を仰いでいきたいという、そういう気持ちも一つの方法としてある。いわゆる到達度の試験で高校教育の正常化を図るといふのは少し過言ではないか、これは報告書の中でもそう指摘をしているところがあります。もともとそういうことを大学がやるというの、少し大学としては仕事ではないか。もっとわれわれのやることはほかにあるんじゃないか、というふうなことを言っているところもあります。けれども、いや、大学の試験がそういう効果をとおさめてくれればそれも私はいいと思うけれども、到達度の試験でそういう正常化を図るということが果たしてできるのか。いま言ったような過重の負担になれば逆な現象も出てくる。だから、むしろ刺激を少なくして一回の試験をもっとよいものに仕上げていくという努力というものが一つの方法としてはあるわけですね。それからまたもう一つは、初めはこういうことも国大協の中で検討されていたよ

うに聞いている。各大学が合否の結果に利用する教科をあらかじめ発表して、その五教科・七科目を選ぶ者、五教科・六科目を選ぶ者、いろいろな自分の学校に必要なと思うものをその中から選定をしてやつたらうという方法で組み合わせをしていったらどうかというふうな意見も事実ある。一体この方法以外にこの目的を達成し得る方法はないだろうかという議論は国大協の中でどの程度なされたのか、それについてはどういう検討をしておられるか、その点少し伺いたい。

○参考人(加藤陸奥雄君)　現在私ども、冒頭に申しましたように国立大学としますと、収容力が八万人でございます。現在志願者が私ども推定しますと三十万弱でございます。共通一次になりますと受験者はもっとふえるのではないかと。いふに予想しておりますが、その姿からくるいふゆる受験競争でございます。大体四分の一しか入らぬわけでございます。その点での受験競争というものはどうしてもなくならないわけでございます。つまり選抜試験を行わなければなりませんから、その立場からくるいふゆる受験地獄というものは、そういう定員と志願者というものがあつた限りにおいては解消できないわけですね。そこを私どもは前提と置かざるを得ないわけです。だから、そこからくる受験地獄というものはどうして解消できない、それが一つでございます。

それから高等学校の正常化というの、お話ございましたように、当然に高等学校自体がやるべきものだと思いますし、そうでなければならぬはずであります。現在われわれが行つております試験が高等学校の教育にひずみを起こしているのだという批判をいただいていることを私どもはやはりもとに受けなければならぬ。その意味で私も報告書に「正常化に役立つ」という言葉はそういう立場から使わしていただいたわけですね、高等学校自体の教育を大学が云々するといふ立場で言っているのはございませんで、高等学校自体がやるべきは当然のことでございますが、そうあるべきでありますが、いま行つてい

る試験がひずみを起こしていると批判を受けている、それを十分にまともに受けてそれを反省すべきだと。ですから、いま御指摘いただきましたように、試験というものが高等学校にひずみを与えるようなことがあつてはならぬというのが一つの前提条件になります。そこで物理的からくる受験競争というものを、受験地獄というものは避けることはできないけれども、「一歩でも」という言葉がそこに出てきたわけで、高等学校側の教育の正常化を乱さないように考えようということではないか。なことを考えたわけでございませう。いま御指摘いただきましたように、各大学で共通一次の科目を大学自身が選んだらいいだろうということになりますと、はからずともいま御指摘いただきましたように、大学によってまた共通一次の科目は皆違つてくる。そこで一つの刺激が増す形になります。そのことと共通一次でやる必修科目というものを高等学校における教育のあり方というものを考えますと、やはり適切な問題を考えることが一番重要なことだというふうな私どももいろいろ議論の末落ちついて、そこで必修科目における一般的な達成度という意味は大学共通にやはりそれを判断して、それぞれの大学がそれを利用する科目もある、利用しない科目もありということになりますと、その点でまたおっしゃるとおりのはからずとも刺激をふやすことになるのではないかと。私が私どもの議論の中にあつたわけでございます。で、問題は、そういう意味で適切な問題を講ずることが非常に重要なんだ。いまの物理的受験合格率ということに加えて、いまの高度な問題、難問、奇問というものが、高等学校に対して大学の入学試験問題というものが教育を乱している面、それに答えなくちゃいかぬというので、共通一次の問題は適切な問題を出さうと。それにもかかわらず、また先ほどから御指摘いただきましたように、今後とも研究を続けていかなくちゃならないけれども、まだ不十分な点はあろうかと思ひますが、そういうことではいまいましい形になつたわけで、いま御指摘していただきましたすべての

項目につきましては、私どももこれからの進行の途中で常に拳々服膺しながらその趣旨を乱さないように考えていくべきかと思っております。

○松永忠二君　もう少し、その他の問題ですが、これは一発勝負を避けようという結果だが、結果的に一発勝負になるじゃないか。これはもう国立大学の二期と二期が、二回できるチャンスがなくなる。それだけで、じゃ、足切りに使われるということになれば、結果的に学力のある者がほかのところへ足切りされて、学力のない者がほかの学校へ入っていくという、そういう矛盾もそれは出てくる。だから、文部省の改善会議でも、志願者の国立大学受験の機会を一回に限定しないという趣旨を十分に尊重しつつ、今後なお慎重に検討する必要があるということを言っているわけですね。ところが、これについては国大協の方はこの救済構想は現時点では無理だと、こういうふうに言っていたわけですね。ところが、衆議院の方の小さな委員会では何かこの検討をするんだと。いわゆる第二次試験的なものを考えようというふうなことの少しお話が出たが、先ごろの報道では国立大学ではそんなものは反対なんだという話だ。で、一体これはどういうふうに解決をしていこうとしているのか。これは非常に切実な問題でもあるし、事と次第によると、さっきのように適性試験の失敗というものはそこから出てきているわけなんです。そういう親たちのそういう意見が強く出ている。そういう点からこの問題はどうかいうふうに一体処理をしていくつもりですか、国大協。

○参考人(加藤陸奥雄君)　いま端的に申し上げますと、一期校、二期校問題というところになろうかと思いますが、いままで二度の受験の機会が、国立大学だけに限られて、二つの大学を志望する、受験をする機会が与えられておたわけですが、その問題につきましては、実はこの入試改善調査委員会と並行しまして、一期校二期校についての特別委員会、国大協で長い間検討してまいりました。で、一期校、二期校は、結論申しますと、一期校、二期校が現在あるデメリット、メリットが

二通りございます。その点をやはり一本化する方がメリットが多いであろうという結論になったわけですが、これを一元化しようというように考えたわけですが、一期校、二期校についての具体的なメリット、デメリットにつきましてはいまここの御質問の問題と違いますが外さしていただきますが、しかしそれにもかかわらず、受験者側からしますと、二度の機会があるということは非常に大きなメリットと申しましようか、であるわけであります。そこでその性質を、今度私どもが考えたように生かすかというのをやはり検討いたしました。で、結果的にはこういう方式を考えております。と申しますのは、共通一次試験は、前年の年の暮れに行うことを予定しております。その志願の際には――秋になります、その志願の際には、共通一次の志願は二校併願を認めるということとでございます。で、ただ、それが非常に時期的に、四月入学をみますと時期的に半年も前以上になっておりますので志願者諸君の志というものはまだ十分に固まらぬこともあり得ましようと思っておりますので、その共通一次の志願に二つを併願することはあつても、それらを固定的には、絶対固定性のものとしては考えなくてもよろしかろうというふうに思っております。そういうことをおきまして、二校併願して共通一次試験の志願者を公表することにしております。どの大学には何名志願があるかというように公表してございまして、そのことはいま高等学校でよく行われております予備登録といましようか、あの性質に似ておるかと思ひます。つまり予備登録的な感覚を志願者諸君はそこで受けられる可能性があらうかと思ひます。それと、それに引き続きますと、共通一次試験が実施されます。実施されますと、その結果は本人には通知はいたしません、正解の例は公表いたしません。そういうことを、受験生諸君がいろいろな判断を、自己判断と言いましようか、さらに高等学校側からのガイダンスも加わる可能性があらうかと思ひますが、そういう手続を経た上

で二次試験は一校に限って出したいだくということの処置をとっております。いま高等学校における予備選抜的な性格を入れて、そうして生徒、受験生諸君の志向するところを十分に自覚をもつて選んでいただくという筋道をそこの中に入れたさしていただいて、いま一期校、二期校が持っている性格をそのような形で生かすことはできないかというふうに考えたわけでございます。さらに続きまして、衆議院の場合の参考人として出ましたときに答えた第二志望、いわゆる再募集ということでございますが、これはいままでの私ども委員会では検討を続けてきたことではございせんが、最近になりましてその点についてはどうであらうかという問題が出てまいりましたので、現在そのことにつきまして検討を進めております。しかしまだ結論は出ておりません状態でございます。

○松永忠二君　これは検討しているというお話ですが、これはまた逆に、またほかの意味で、要するに私立名門校というか、私立の学校が二教科ないし三教科を非常に程度の高いものが出てくるということになれば、一期校を受けて、それを受けるというよりは、もう共通第一次試験もあれもあるもので、結果的には私大一本にいくということになって、今度はそういう人に対して一発勝負的なものを性格づけをしてしまふということにもなる。で、この点については検討すると言ひお話をありますが、相当まあ、具体的なことを言われていらっしゃるんです、これはこの法案が通るまでにきちつとその考え方をまとめて発表できるといふことなんです。

それから、もう一つ大臣にお聞きしますけれども、これはもう文部省の改善会議でもそういうことを言っているわけですね。今後なお慎重に検討する、一回に限定しない趣旨を十分に尊重して、というふうなことがある。この点については文部省は、大臣は、一体この国大協に対してどういう希望なり要望なりを出して、その検討の参考にしてもらおうという、そういう考え方があのかないのか、まず大臣の方からひとつ聞いておきます。

○政府委員(佐野文一郎君)　その……

○松永忠二君　ちょっと待ってください。それは大臣から……。そんなことを局長に……

○国務大臣(海部俊樹君)　それじゃ申し上げます。

考え方といましては、二度あるチャンスが一度きりになってしまうということは、受験生に与えるいろいろな意味で厳し過ぎるのではないかと。という問題指摘があることは、かねがね承っております。そこで、入試そのものをどういうように改善していくか、どう実施するかというところを、国大協側でいろいろ御検討を願っております。でありますから、そういうふうな救済策という言葉はおかしいけれども、一回きりにならずに、あるいは二度きりというものが行われるような可能性はあるのかないのか。あるとすればまたどんなようなことが問題点としてあるのかというところは、担当の局長の方と大学協会側と、随時協議したり御相談したりしておりますので、方向、精神は、もしあつたらどんなことだろうかというところでございまして、具体的にどういうことを検討しておるかというの、直接大学局長より答えてもらった方がより詳しいかと思つて大学局長に言つたんであります。考え方としてはそういうこととでございます。

○松永忠二君　それじゃ局長答えて。

○政府委員(佐野文一郎君)　一期校、二期校の區別を廃して入試期日を一元化をするというののは、入試改善会議におきまして、昭和五十年の段階で共通一次とあわせてその方向でやろうということになつてはいるわけでございます。そういうことで従来作業は進んでいるわけでございますが、現在、国大協の方の共通一次の構想を基礎といたしまして、入試改善会議の方で国立大学の入学試験のあり方の全体についての御検討が進んでいるわけでございますが、その中でやはり一期、二期を廃止をするというその基本的な考え方はもちろん崩すわけではございせんけれども、それを前提

としながら、何らかもう少し二次志望を生かす方法がないかというところが議論をされているわけでごさいます。これは少なくとも入試改善会議で議論をされているのは、全大学を通じて定員を二つに分けて、二回にわたって試験をやるといふようなことではなくて、たとえて申しますと、現在でも国立大学の一部には、合格をした者が他の大学へ結果的に入学をして欠員が生ずるといふようなこともあるわけでごさいますから、そういう状況も考えながら、もし大学が希望するのであれば、その希望する大学にあっては、定員の一部を留保をしておいて、そしていわゆる一般の一次二次の試験が済んだ後で再募集の形で募集をするということがあるというのではないかと。それをだめだと言うことはなからうというふうな議論が行われているわけでごさいます。私も、全体について二つに分けて試験を実施するというのは、すでにこれは国大協で十分御検討の上で、技術的にもまたいろいろ重複合格その他の弊害の面から言っても、必ずしも望ましくないというものはすでに明らかにしていることではございまして、全体を通じて二回に分けるといふことではないけれども、しかしいま申しましたような形で、実情に合わせて、また大学がそれを希望するところがあるならば、その大学の意思を尊重をして、二次志望を生かす生かし方がなからうかということの検討が行われているわけでごさいます。

○松永忠二君 法案の通るまでにそのことについては考えはまとまるのですか。

○参考人(加藤陸奥雄君) いま検討中のごさいますので、私の席で、まともな、まともなぬと明確な言葉で申し上げることはちょっと控えさせていただきます。ただいま存じますが、いま大学局長のお話のような点の理解も私も持っております。そうしますと、これは各大学の自由意思ということになります。また私も検討するとするならば、やはり広い立場から、このことがほかの面に対してどのような影響を与えるか、そういうことも検討しなくちゃならぬかと思っております。そういう意味で、いまの局長がお話しなさいました趣旨については、私ももととしては、それ自体そのものは了解できる事柄だと考えております。ただ私も、委員会をまだ正式に開いてその点の結論まで持っていないというわけではございませんので、できまうというふうな確言はちょっと控えさせていただきますかと思っております。

○松永忠二君 この法案はまあ、入試センターの法案ですけれども、それがやる試験については国大協の関係の内容を持つものですか、やはりこの法案のめどがつく段階で、こうした問題もひとつ結末をつけていただきたいということをお願いしておきます。

それからまたその次の問題であります、五教科・七科目、必須科目という話ですが、職業高校については、もともとこの試験のやり方は普通高校中心じゃないかということも言っているくらいに事実、農学校では、普通科が五十単位で農業科目が四十単位、その他十単位ですから、これは非常に単位の上においても普通科のウェイトが普通高校と違うわけですね。したがって、工業、商業、農業、家庭、水産、看護の高校の校長からの要望というものは、いろいろなものが出てくるんですね。特に代替科目の問題あるいは推薦入学の別枠の問題というように出ておられますが、こういうことについては一体どういう考え方で進んで、職業高校というものが非常に不利になるといふ点について、これを除去していくこととされるのか、この点をお伺いします。

○参考人(加藤陸奥雄君) 推薦入学の問題につきましましては、現在でも文部省から大学に対していろいろなアドバイスがございまして、大学側も推薦については現在いろいろな大学においてそれぞれ大学の性格に応じてそれを実施しているわけでごさいます。この推薦問題につきましましては、この共通一次試験方式というものがあつたために、それをどうこうするということは私ももととしては特に考えておりません。だから、推薦入学ということにつきましては、現在のあり方というものを

尊重するという立場で今後とも進めていくべきではないかというふうに考えておるわけでごさいます。特に一番問題になります代替科目という問題でございまして、農業高等学校あるいは工業高等学校、そういう方面からそのような御指摘をうけいふん前からもいただいておりますが、私も、その一つのあらわれといたしまして、その前に、共通一次試験は、先ほどから申しましたような性格を持っている。さらに二次試験はそれぞれ適性に依拠してやるということでごさいますので、実業、職業高等学校諸君につきましましての専門教科は、共通一次としては対象としては考えないわけでごさいます。その意味で、その点での代替科目は二次試験の方で各大学が考えていただくという筋をとっております。で、そういう点が、各大学として十分にその点を伝えて、その趣旨を過さないようにしたいと思っております。職業高等学校の専門教科、科目につきましましては、事の性質から言いますと、いまの適性ということに関連がございまして、これは二次試験ということに関連して各大学が考えていただくというふうに報告書にも書かしていただいたわけですね。で、一般教科というように立場で共通一次がひかかるわけでごさいます。そういうことに関連しまして、実は規定上から言いますと、必修科目は職業高等学校でも履修すべしとなつておるわけですね。けれども、この実情もやはり私も勘案しなければなりません。そういうことで、基礎理科それから特

にまた数学一般ということがございまして、その科目をここに加えさせていただいて。さらにもう一つは、外国語につきましまして、英語Bというのを一般的には大学としては実施しているわけでごさいますけれども、英語Aというもののについてもわれわれは配慮すべきであらうというふうな考えをしております。共通一次については、一般教科というところでございまして、そのような配慮をさせていただいておるということでごさいます。

○松永忠二君 これは一つの大きな欠陥ではあると思うんですね。全く履修の単位の違つているものを同じような評価をしている。その学校にとつて見れば、非常に大きな生徒たちのギャップがある。いまはそういうものを前提にやっているわけでありまして。この点は英語Bの問題が出ていますが、それと数学、理科。しかし向こうの言っているのは、数学のかわりに、たとえば商業簿記だとか、そういうものは入れられないのかどうかと言っております。これはやっぱり具体的にも相当考えていかなければならない問題だと思ひます。

もうちょっとお伺いしますが、私立大学にもこれを参加を求めるといふようなことについては、国大協の方は、意見として興味あるものだと、現在の状況では実行不可能であるという、そういうことが出ているわけでありまして、文部大臣の所信表明の中にはこういうことが出ています。国公立大学を通じて共通学力検査の実現についても、今後、関係者との検討協議を積極的に進めてまいります。と、こう出ている。しかし、私はこの意見には必ずしも同調をしません。現実的に私立大学連盟、日本私立大学協会、私立大学懇話会等いろいろな反応を示しているわけでありまして、この中で私たちがどうしても反駁できないのは、私立大学存在の理由の基本的要素であるということ、私立大学が存在する基本的な要素として、これを自分たちの大学は自分たちにふさわしいものを選ぶというところは基本的な権利だといふような考え方は、これは、私はどういってもこれをなかなか崩せないという要素がある。

それともう一つ、私がいままで指摘をしたのは、いわゆる第一次試験というものは万能業じゃないということでありまして、で、いままだこの帰趨がどうなるのか、この結果がどう影響されるのかというふうなことがまだ未確定な段階において、これを文部大臣のような見解で進めるといふようなことについては、私はこういう方向はとるべきじゃない、むしろやはり、問題は別であります。

よ。そうかといって、私は私立大学の入試の改革は必要でないということを言っているんじゃないやありません。しかし、この第一次試験と第二次試験を組み合わせるこの国立大学のやり方に、直ちに積極的に行われる国公立と同じようなやり方で第一次試験を受けさせていくということについては、やはりもう少し慎重であるべきであり、またその結果をよく見通し、また私立大学側の意向等も十分に考え合わせていくべき筋合いのものだと思ふけれども、この点について文部大臣の見解を聞かしていただきたい。

○国務大臣(海部俊樹君) 御指摘の点は、私も

も日ごろいろいろなことを判断しますときに、いつも考慮の中に入れておる問題でございますが、私が国公立を通じると、こう申し上げておりますのは、やっぱり大学の入学試験というものがいまいんなら世の批判を受けたり、改善をしなければならぬ問題点があった、改善をし、一歩前進していくためには、やっぱり私立大学も足並みをそろえてもらった方がよりよいのではないかと、私はこう考えているわけです。ただし、その方法につきましては、これを法律でやるとか、あるいはそれを私立大学側の意見が十分まとまらないうちに強行するとかいうようなことではなくて、あくまで私立大学としても、大学側が十分な理解と納得をして、みずから踏み出していただくような雰囲気、環境ができませんと、これは制度としてうまくいくものではないと、これは私立大学側に対していろいろ問題点もございませうけれども、でき得ればそういう方向で足並みをそろえていただけたらありがたいという考え方でお話をしておることは事実でございますけれども、それはきわめて慎重な態度をとっておることも事実でございますので、先生の御指摘の御意見は御意見として十分尊重しながら、今後も協議を進めていきたいと、こう思います。

○松永忠二君 国公立を含めて大学入試の改善について積極的な推進をするというなら私は全く賛成であります。それどころか私は、この際、私

立大学の入試改革のための必要な措置を私立大学側に求めるということは必要だと思う。研究してもらいたい。これは私立大学の入学試験がこれといった状況ではない。だから私はむしろ、さっき話をした一回のいわゆる私立大学の試験が果たしてどういふもので行われたら最も妥当なものであるかということについて、もっと私立大学側も積極的な態度を示すべきだと思う。また、文部省側でもやはりそれについてひとつ十分考えてもらいたいという、積極的な努力をするということはあるべきだと思う。また、今度出てくる大学の入試センターが、これに対する協力を掲げているわけでありまして、このことも明らかにしている以上、これは私立大学の参考人が来られたときに私はお聞きをするわけでありまして、積極的にやはりこの際、私立大学側もその入試改善の具体的な方策を検討してもらわなければいけない。そういういわゆる社会的な意味の責任は私立大学側にもある。ただ、共通第一次試験を非難するだけでは、これは問題の解決はできないというふうには思うのであります。ひとつ慎重な配慮のもとで、しかも国公立立いずれも入試改善の方向で一歩踏み出すようにひとつ努力をしてもらいたいと思うわけでありまして。

そこで最後に私は、結論として私の意見を申し述べ、御意見を聞きたいわけでありまして、結局、国大協の考え方は、さっき申しましたように、いろいろな批判はあるけれども、現状はもはや放置が許されない段階だ。たとえすべての欠点を解消できなくても、現行の入試に比し、ある程度の優位さが認められれば改善の具体策はとるべきものだという考え方ですけれども、私は、今度の第一次共通試験が大学入試改善について、これを機会に一歩前進し得るのではないかと、この意味では全くそのとおりに賛意を表するものであります。また、大学入試の一歩前進の機運をつくるのではないかと、このことについても、私はその期待を持つ。同時に、国大協が自発的にこういう努力と総意をまとめたことについても、私は深く敬意

を表したいと思うわけでありまして。しかし、ここで「かなりの重要問題が残されている」と国大協自身も指摘をしているわけですが、五つの項目を掲げて「かなりの重要問題が残されている」と。その一つには「出題内容と出題方式に或る限界が生じてくる」、二番が、第一次、第二次の「有機的な組合わせについて検討しなければならぬ」と。そのほかはいくつかの事務的な面でありまして、こういう問題のほかに予期した逆の現象がここへ出てくる。考えていたのは高校の教育の正常化であり、受験準備の過熱を冷ますためであるとしたけれども、結果的には全然逆の期待と違った現象がここへあらわれてくるというところだ。これはやはり十分考えていかなきゃいけない問題だと思ふのです。だから、そういう問題を含めて今後具体的に検討を加えていかなければならぬ筋合いのものだ、国大協自身は、そこで、まずどんな問題を重要な問題として私たちが考えるかといえ、そのいつている「出題内容と出題方式に或る限界が生じてくる」という点については、入試センターができて調査研究をするわけでありまして、それに期待をしたいと思うわけでありまして。それから第一次、第二次の「組合わせについて検討しなければならぬ」という点については、第一次共通試験が五教科・七科目でなければならぬのか、五教科・五科目にとどめていく方がかえっていいのではないかと、いうような点についての問題、あるいは第二次試験が第一次の補完的なものとして、一教科ないし二教科で論文、面接を取り入れるというようなこのやり方ができないものかどうか。特にさっきお話をありましたように、七月にこれを発表して入試センターに集約をした上で、検討を加えて各大学に送って、これが最終的に各大学で検討されるというところでありますので、これに対する世論の批判を十分に受けとめなきゃならぬと思ふんです。ね。そういう意味から言うと、高等学校の先生方とか受験生とか親たちの意見や批判を受け入れるということが非常に重要だと思ふんです。このた

めの機関の中で組織化をやったりやっていってほしいと思う。単に聞く聞くというのじゃなくて、どこでどういふふう聞いていくかという点について組織化をやっていく、常にその第二次試験の世論の批判を仰いでいくという考え方、そうして現象いかによってはその第一次試験と第二次試験の強化についても検討を加えてみるというふうな、こういうことを私たちは期待したいわけでありまして。で、この点について特に高校受験生、親たちの意見や批判を受け入れるための機関の中での組織化という問題については、国大協はどういうふうないわゆる考え方をもち、まあ、いま申しました重要な問題が残されているという指摘の中でこれを実行するわけでありまして、今後のいわゆる具体的な検討について含めて、国大協側のひとつ考え方を聞かしていただきたいと思ふわけでありまして。

○参考人(加藤陸奥雄君) 非常に重要な御指摘をいただきました非常にありがたいと存じております。で、いま御指摘いただきました出題内容方式の限界につきましては、共通一次について、今度設定していただきますセンターの中に研究部を置いておられますので、そこでこれから研究を続けて、より適切なものに進めていきたいというふうに考えております。

さらに、一次試験と二次試験の組み合わせの問題、これが非常にこの方式の趣旨を生かすか生かさないうち重要な問題でございます。いままで考えてまいりましたにもかかわらずいろいろな御指摘もございまして、そのこともやはり今後の研究部として研究を続けていかなければならぬ問題だというふうに考えております。さらに一番最後に、いろいろな各方面からのこういうものに対する批判を聞くべき組織を持つのか持たないのか、持つべきではないかという御指摘でございますが、私はこのことができますセンターの中にそのようなあるいは高等学校の先生方とか、ほかのいろいろな社会全般からの意見をお聞きできる

よりな一つの組織、何といましようか、連絡協議会とでも申しましようか、そういうものはセンターの中に置くべきではないかというふうに考えているわけですが。と申しますのは、従来もこの方式を考えてまいりました点で必ずしも十分な心遣いに欠ける面があったと反省しておりますけれども、いまだ進めてくる段階においても高等学校長会議あるいは各ブロックの高等学校の先生方ないしはいろいろなそれ以外のこれに関心を持つ団体の方々、そういう方々の御意見も伺いながら進めてまいった経緯がございます。しかし、それは一つのそのときの臨時的な考え方としてそういう姿をそういう期待をもって進めてきたわけでございますが、今度これが入試センターというものができましますならば、そのセンターの中にそういう組織をやはり置いて、そういう御意見なりなんなりを聞きながら、そして研究部の方にも反映する、さらに各大学自体の意向も徴しながら万全を期すような方向を今後ともたどっていきたいというふうに考えております。

午後一時五十分開会
○委員長(宮崎正雄君) ただいまから文教委員会を再開いたします。
休憩前に引き続き、国立学校設置法及び国立養護教諭養成所設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

質疑のある方は順次御発言を願います。
○白木義一郎君 最初に、入試センター設置における共通一次テストについて基本的な問題をまずお尋ねいたします。

で、国大協は、この共通一次テストの実施により入試地獄の解消がなされると言われておりますが、大臣の御意見を初めにお尋ねしておきたいと思ひます。というのは、先ほどもいろいろと議論がなされたように非常に、この問題については重大な問題が含まれている。しかも七、八年間国大の先生方が英知を傾けてこられた、その上で提出された法案を私たちは何うと、大変将来憂慮すべき問題が未解決であるというふうなことから、果たしてこの法案成立後に、予期したとおりの入試地獄の解消が、試験地獄の解消が期待できるかどうか、万全というわけには当然にないと思ひますが、そういう危惧を持っておりますので、最初にお尋ねをしておきたいと思ひます。

○国務大臣(海部俊樹君) 御指摘のように、現在いろいろ問題を提起されております大学入学試験、これは共通一次試験の制度を取り入れることによって、いま先生おっしゃる通りに万全だとは私も考えられませんが、むしろ、入学試験のやり方そのものとともに、その背景にあります社会の学歴偏重の風潮であるとか、あるいは学校間にあるいろいろな格差の問題だとか、そういうふうなこともございまして、そういうふうな、当面受験競争とか受験地獄とか言われて非常に過熱しておる厳しい状態を、一歩でも二歩でも改善していくために、入学試験の制度そのものにもやはり手を加えていかなければならない。私はこう考えておりますし、また国大協の長年にわたる御熱心

な調査研究の結果、あらゆる角度からいろいろな問題点は討議をされて、その結果、慎重に五十四年度の選抜から可能であると、こういう結論を出していただけたわけでありまして、私はきょうまで指摘された問題点、たとえば難問奇問のようなものであるとか、そういうふうなもの、この入学試験の共通一次試験の制度の出題のあり方を十分検討するという先ほどのお話を承っておりますが、改革できるのではないかと私は期待をいたしておりますし、同時にまた学校に非常に過度な競争集中がいろいろ行われておるというふうな問題につきましましては、これは学校間格差の是正とか社会の改革というものにまたなければならぬ点があるのかと思ひますけれども、高等学校の授業を誠実に履修しておれば、それで解決することができる範囲の出題になるというふうなことになつてくれば、間接的な効果かもしれないが、高等学校の生活にも私はいいい面が期待できるところと考えておりますので、これですべてが一〇〇％解決できるとは思ひませんが、少なくともいま指摘されておる問題を改善していくために一歩二歩前進になると、こう期待をし、こう信じておるわけでございます。

○白木義一郎君 そこで、一歩でも前進ということであれば、これは当然改善ということになるんですが、その点を私は危惧する。危惧せざるを得ない諸問題を抱えているわけですが、内容についてはまた逐次お尋ねしますが、大学局長さんの御意見はいかがでしょうか。この共通テストが実施されれば、いま大臣が言われたような数歩前進とか、あるいは世間の期待に沿うようになるという、まあ、現時点ではいろいろ問題がありまして、これでも、これを五十四年度実施を契機として前進の方向へ行くであろうという程度の見通しをお持ちですか、どうですか、そういう点なんですか。私が危惧するのは、これは文部省の責任ではあるわけですが、やはり国大協が中心になると思ひます。で、各国立大学の総長の意見が全部反

映されてスタートを切ったということについて、一歩でも前進であればこれはあたりまえと、しかし、数歩後退というふうな憂いがあるとする、これは教育問題だけにゆゆしい問題が起きやしないかという危惧を持つわけですが、そこで、いわば革命的な方向へ行くわけですから、その点ほど監督官庁である文部省、あるいは局長さんのところで相当腹をくくって確たる見通しに立つて進めていかなければ、その憂いが、問題点が解消できないんじゃないか、そう心配するということ、取り組み方についての大学局長さんのお考えを最初にお尋ねしておきたいと思ひます。

○政府委員(佐野文一郎君) 今回の共通一次を中心とした入試改善の考え方というのは、午前中にも御指摘がございましたけれども、初めて大学側が自分の問題として入試の改善に取り組んで、自分たちの課題としてその改善の方策を打ち出してきたという点に非常に特色がある。また、私どももその点を特に評価をしてこれまで国大協の調査、研究の推進にお手伝いをしてきたわけでございます。もちろんそういう点は、反面、事柄がすべて大学側の論理で動いていて、高等学校の側あるいは受験生の側の要求というものを十分にくみ上げない結果になるおそれがあるというまた御指摘もあるわけでございますが、その点も国大協側でも入試センターの中に連絡協議会等の機構を設けて十分に対応してまいりたいという意向をすでに表明しておりますし、また、入試センターの中に設けます調査、研究部門におきましていろいろとこれまでの御審議で御指摘を受けましたような問題点について、さらに調査、研究を深めるといふ体制をとらうとしておるわけでございまして、そういう点をあわせてやはり大学入試としてすべて問題が解消するということにはもちろんまいりませんけれども、一つの大きな前進の一歩を踏み出すことができると考えております。

○白木義一郎君 いまお答えいただいたように、この問題については文部省はお手伝いをさせてい

大変お忙しいところをわざわざおいでいただきまして、ありがとうございます。以上です。
○委員長(宮崎正雄君) 加藤参考人に一言お礼を申し上げます。今日は貴重な御意見を述べていただきまして、まことにありがとうございます。本案に対する質疑は午前中はこの程度にとどめます。午後一時再開することとし、休憩いたします。

午前十一時五十分休憩

ただ、このような姿勢でいらつしやるし、あるいはまたそうせざるを得ない点も多分にあると思いますが、それだけに失敗は許されないと、こういう大事な問題であらうと思います。

そこで今度は、結論的な問題になってまいりますけれども、この提案案されている法案の内容が、片方は学部を新設するという問題とそれから共通テストの問題が一緒に出てきているわけですが、これはもう全然性質の違う問題で、片方の学部の増設というのはもうすでに始まってなければならぬ問題です。それからもう一方は、これから十分練りに練ってそして過ちのない、それから一歩前進あるいはわずかでもという希望が大幅に満たされて、やはり国立大学の先生が集まってそして長年練りに練った対策だけあって、学生もあるいは先輩もあるいは父兄もまあまあこれならというふうな結論にもつていかなければならぬ法案と絡めてお出しになるという点が、私は政治的配慮ということもあるし、それから単純に考えれば学部の増設の方だけは期日に間に合うように希望する学生がこの四月から入学してその学部へ入って勉強を開始できるような方向へ速やかに配慮するというのが文部大臣あるいは文部当局の当然とるべき態度じゃないか。にもかかわらず、それと一緒に一本になった法案ですと、これはどうしても慎重審議せざるを得ない。そうならば、片方は新設の方はどんな時期的にずれてしまふという非常に矛盾を私は感ずるわけです。ですから、分離して早く片方の設置法の方は成立をさせて直ちに準備に入り、学生が進学し学部へ入って勉強開始する、しかる後にこの画期的な共通テストの問題については全勢力を傾けて誤りない方向へ見定めて出発をする、こういうのがごく常識的な考え方じゃないかと。そういう点から見ますとちょっと納得のいかない点が考えられます。文部大臣は、文部省はこの法案をお出しになったか、提出されたか、その理由をお尋ねしたいと思ひます。

○政府委員(佐野文一郎君) 大学入試センターは国立大学の入学試験について共同して処理することになむ一部分、つまり共通第一次テストの部分についてはその問題の作成であるとかあるいはその他の事務を行ういわば国立大学の共同の特別な機関として設けられるものでございます。したがってその性質上、国立学校設置法の中に他の共同利用機関に準じて規定を設けるのが最も適切であると考え、またそういうものとして大学入試センターを位置づけたいと考えて国立学校設置法の一部改正をお願いをしたわけでございます。また国立大学協会の方でも五十四年度の入学選抜から実施可能であるという結論をまとめておられますので、それを受けて五十四年度から共通第一次入試を実施いたしますためには、やはり今回の改正の機会に入試センターの設置をお願いをして、入試センターを設け、さらに八万人の試行テスト等を重ねて準備に万全を期したいというところを考えたわけでございます。そういう趣旨で、国立学校設置法の中に今回大学入試センターを設けることをお願いをしたものでございますので、よろしくお願いをいたしたいと存じます。

○白木義一郎君 こんなことをあなたに私から言うまでもないことですが、どうしても慎重審議せざるを得ないのと、早くしてあげなければならぬのと一緒になっているわけですから、そうしますと、片方はよければ学部の新設はどんどんどんどんおくれるということに当然なるわけです。すると、この提案された設置法の改正で新たに新設される学部が、これ以上期間が延びるといふような問題が起きてくる、当然起きてくるわけですね。そういう点もあえて目をつぶって、共通テストの方の成立を急ぐと、その点で学部の新設がおくれるということになると、具体的にどんな問題が起きてくるのでしょうか。

○政府委員(佐野文一郎君) 今回お願いいたしております若手大学の人文社会科学部のように、全く新たに学部を創設するというような場合におきますと、これは法案を成立させていただくまでは、大学側はもちろん一切募集等の事務はいたさないでいるわけでございます。したがって、法案が成立をいたしましたから直ちに募集の手続に入り、入試を行い、というふうなことを急ぎましても、やはり三十日、あるいはそれを越える期間が学生を受け入れるまでにかかるわけでございます。もちろんそういう場合には、大学側はそういういたおくれを取り返すためにその後の教育の内容において格段の工夫、努力はいたすわけでございまして、やはりこの学部に入りたいというところで待っている学生もたくさんいるわけでございまして、私も私としては一日も早く学部をお認めいただくことを願っているわけでござい

ます。

○白木義一郎君 いじわるするわけじゃないんですけれども、片方は急ぐ、片方は慎重にしなければならぬという、こつちも困るわけですね。そうすると、これは文部省とか大学の先生方は、学生本位じゃない、あくまでも学校とか文部省の立場に立ってすべて物を考え、運んでいくんだと、こういうことに勘ぐりたくなるわけです。そうすると、入試問題についても、毎年毎年入学試験で大学の教授とあつたものが何万何千の答案を一々見なくちゃならぬというふうな重労働というか、単純な作業というか、そういうのは私はもうかなわぬ、これはもう一本でコンピューターでばつとやれば済むじゃないか、なんというふうな学校側の発想から出たんじゃないかなんというところも勘ぐりたくなるわけです。やはり教育問題ですから、学生の側に立った物の考え方していくべきだろうと思ふんですが、そういう点について、具体的な問題については日を改めてまたお尋ねします。

そこで、非常に問題があるということとはもう十分御承知のことと思いますが、その中で、衆議院の文教委員会では有島議員が質疑をした、それに關する大学局の回答が出されているわけです。で、これを拝見しますと、ますます心配になってくるわけです。そこで、きょうはその点についていろいろとお尋ねもしたいし、お教えも願いたい。少しでも安心感を持たしていただきたい。私たちが、これそれの権者に納得するように説明をしなければならぬ場がたくさんあるわけです。これは、大学局から出された「客観式テストに伴ない留意すべき問題点について」とで、読み上げますが、「このたびの共通第一次学力試験は、四十万人を超える大量の受験者が予想されているので、その答案処理のためには、設問方式及び解答方式について、コンピューター処理が可能なよう、マーク・シートによる客観式テストの方法により、客観式テストにいたして、実施に当たり留意しなければならぬ問題点(いわゆる「落とし穴」としては、次に掲げるようなものがある」と考える。」これは大学局の回答ですから、局長さんが落とし穴を認めていらつしやる。で、こんなに落とし穴があるわけですか、とりあえず。で、この一つ一つの落とし穴がどんな落とし穴かという御説明を私はぜひ伺って、さらにこの法案について研究をさせていただきたい、そう思つてお尋ねするわけですが、第一として「マーク・シートによる客観式テストには、正答が偶然性によつて左右される危険があること。」これは一つの落とし穴です。この点についてどういうぐあいな落とし穴か、御説明を願いたいと思ひます。あるいは恐らく局長さんはマーク・シートを何回も何回も御自分で記入してみたり、あるいは結果までよくテストされて、その上でこういう落とし穴があるということを危惧されていると思ふんです。

○政府委員(佐野文一郎君) 不用意にいわゆるマーク・シート方式による客観式テストを実施いたしますと、解答者が十分に事柄を理解をしてマークをするということではなくて、いわば鉛筆の倒れたところにマークをするというふうなことで、それがあるまま正答に当たつていうふうなことがあるではないかと、そういう意味でマーク・シート方式というものについては、そもそも試験の方法としては制約があるというふうな

ことが従来から指摘を受けているわけでございます。したがって、この点についてはそういうことがあってはなりませんので、選択肢をできるだけ多くするとか、あるいは正解の数を限定しないで答えさせるとか、あるいは正解でないところにマークをしたものについては、正解の方にマークされていてもそれは減点をするとか、あるいは組み合わせても複数の設問についてそれぞれ正解でなければ減点とし、あるいは減点をするとか、その他さまざまな工夫ができるわけでございます。また、そういう工夫をするためにこれまで国大協の調査研究は重ねられてきておりまして、そういう偶然性によって正答が左右されるという点は、マークシート方式が持つ一つの問題点ではございますけれども、できる限りそれを避ける工夫がこれまで行われてきているところでございます。

○白木義一郎君 そうしますと、この問題は落とし穴ではないと、こういうことになるわけですね。いまの御答弁によりまして、いまいろいろおっしゃった、こういうふうにするれば心配ないとおっしゃったんですけれども、そうなる、あえてここへ落とし穴として、大学局の回答としてお出しになるというお考えはどういうおつもりなんですか。

○政府委員(佐野文一郎君) これは衆議院においていろいろと御議論がございまして、いろいろな改善、工夫はするけれども、しかし、そういう改善、工夫というのは、本来マークシートによる客観テスト、その大量処分の方式がやはり一つの制約を持つているというのを十分に意識をした上でできる限りの改善、工夫をする必要がある。全く問題意識を持たないでただ、大丈夫だということでは、それは結果がきわめて不十分になるおそれがあるという御指摘があり、そういう意味での、本来テストの方式がいわば持っている問題点と申しますか、実施をしていく場合に留意をしなければならぬ問題点としてどういうものがあるのか。つまり、そのところを十分に注意をしない

いと失敗をするおそれがある方式が備えている問題点というのは何か、ということをお答えをしたものでございまして。したがって、むしろそういう落とし穴に落ちないで、落とし穴があるということも十分に考えて不用意に進進をしないで、それを避け、できるだけそういう制約を超えたいという問題を出すことを考えるというのが私たちの仕事であり、またこれからの大学入試センターの仕事であるわけでございます。

○白木義一郎君 それでは、この問題に関してはどう落ち込む危険はない、手当てをしていく見通しを十分にお持ちになつていって、ただ問題点として挙げると言われれば、こういう問題があるんだと、そういうふうにお考えになつていって、ううううに伺つてよろしいですか。

○政府委員(佐野文一郎君) もちろんそういう性質の事柄のものもございましてけれども、たとえば二番目に「マークシートによる客観式テスト」とは、一般に記述力、考察力、表現力等を測定し難いという欠陥があること。ということを書いてございまして。これもそういうことをできるだけ克服するために出題の内容、方法におきまして改善、工夫を加える。たとえば数値を表示させたり、あるいはマークを使つてグラフをつくらせるというふうな方法等が開発されつゝありますし、これまでの調査研究でもそれが試みられておりますけれども、しかし、そのような改善、工夫をいたしたとしても、マークシートで問える能力というのはやはり基本的に制約があるというものは免れがたいので、そういう意味では各大学が行う第二次試験やあるいは調査書、等をあわせて活用をしてそういう記述力、考察力あるいは表現力等をさらに十分に問う問題、あるいは出題の方法というふうなものを二次試験のところで考えるという、そういう努力が必要であるというふうに考えております。

○白木義一郎君 マークシートは手がけられしたか、御自分で。
○政府委員(佐野文一郎君) 国大協の実地テスト

の問題について私も自分でやってみましたけれども、やはり私たちの勉強したときと異なることが違ふようで、国語であるとかそういう問題ですと、私も私なりに何とか取り組みますけれども、全教科について取り組みたいわけにはまいりません。ただ、できるものについては私もやってみております。

○白木義一郎君 内容はともかくとして、マークシートに記入するということに大変な苦勞した覚えがあるんです。万年筆じゃいけないとか……。大臣は一回やったことありますか。

○国務大臣(海部俊樹君) ございません。

○白木義一郎君 ぜひおやりになつておかなければいけませんよ、最高責任者が。画期的なあれをやるというのに、まずここを突破しなきゃならぬ。第二次だなんて言つたって学生としてはどうにもならないわけですね。われわれも、答案用紙もらつて書けなきゃ白紙でいいし、とにかく勝手なことを書いてもいいんですから。ところが、これマークシートの記入というのは非常にむずかしいんですね、相手が機械だけに。何か鉛筆でもかいた方がいいけない、四日じゃいけない、何かあるんです。それだけでも大変なんです。一回でどれほど大変だか、それが客観性テスト。そのかわり、機械がやることで、きわめて客観的な答えが出るわけですから、当然、いま言われたように第二のこのテストには記述力とか、考察力とか、表現力、あるいは字がうまいとか、まずいとか、あるいは漢字が知っているか知っていないかなんというところは全然出てこない。そういうこともテストとしては欠陥がある、落とし穴がある。先取りして説明されましたからあれですけども、どうしてもそれは第二次テストで補わなければならない。客観的であるがゆえにこういう欠陥がある。

それから次に進みまして、「出題の内容・方法」とそれによって測定しようとした受験者の能力の側面との間に、往々にしてずれが生ずること。恐らく、このテストを受けようという学生はほと

んどがマークシートを見たことがないということになると思います。そこで、当然出題問題の内容、方法等についてこれから慎重に検討しなくちゃならぬというような時点で法案として出てきたわけですが、それだけの能力の側面にずれが生じやすいという問題については、局長さんはどうとらえていらっしゃるか。これもまあそのとおりだから第二次だ、こう言つてしまえば実もふたもないんですが、この三番目のところを具体的にひとつ御説明を、あわせて、それはあるけれどもこういう手当てをしていけば大丈夫なんだというお答えを願いたいと思います。

○政府委員(佐野文一郎君) ここに書きました趣旨は、たとえば漢字についての知識を問う場合に、普通は書き取りというのをやらせるわけにございましてけれども、マークシート方式の場合には、書き取りの能力を問うことがなかなかできない。たとえば幾つかの漢字の中から正しい漢字を選択させるというような形でマークシートの場合には問うわけでございます。そうすると、それは必ずしも漢字の書き取り能力を問うたことではなくて、幾つかの漢字の中から正しいものを選択させる能力を問うているわけでございますから、漢字についての知識を問っているにしても、そこでやはりマークシート方式が持っている一つの制約というものがあるんだということを十分に意識をして、必ずしもその中で正しい漢字を選択したものを書き取りの能力まであるというわけではないぞというところを、テストの結果を利用する側が十分に留意をしていく必要がある、そういうことでございまして。

○白木義一郎君 次、四番の問題点として、「評価の数量化に即ち、これが直ちに科学的な評価であるかの如く誤解され易いこと」、これを具体的に御説明願います。
○政府委員(佐野文一郎君) これは、先ほど二番目の客観式テストが持つていっているいわゆる能力の測定における一つの制約というものがあつたわけにございまして、そういうマークシート方式の

持っている制約あるいは限界というものを各大学が十分承知をした上でこの結果を活用するような配慮が必要なのであって、マークシート方式によって出てきた結果というものがそのまま科学的な能力全体の評価であるかのように考えられては困る。やはり全体を通じて総合的な評価の中の一つのファクターとして正しく位置づけて使ってほしいという、そういう意味での問題点を挙げたわけでございます。

○白木義一郎君 この問題も当然今後大協の研究、検討にまつことになると思います。で、五番目に、「高校における通常の教育の範囲内、しかもマークシートによる客観式テストになると、問題が種切れになるのではないかと指摘があること。これはもう報告書にもございますけれども、この点いかがですか。」

○政府委員佐野文一郎君 基本的には入試センターにおきまして各科目ごとに出題担当の委員会を設けて、衆知を集めていい問題をつくるわけでございます。これまでは全大学がそれぞれ個別に出題をしていたわけですが、これが共通化されますと毎年一つなり二つなりの種類の問題をつくっていくということでも足りるわけでございます。出題の内容あるいは方法について今後入試センターにおいて継続的に研究を進めることによつてよりよい新しい問題をつくっていくということが可能になると思います。また入試センターの出題委員も二年ないし三年を周期として少しずつ交代をしていくわけでございますし、毎年そういう意味では新しい角度での検討が行われていくことになるわけでございます。これまでアメリカで長い間共通テストが行われておりますけれども、アメリカでもそのような形で長年にわたっていい問題が蓄積をされてくる。で、ある蓄積が行われれば相当年数を経た後に前の問題をまた組み合わせを変えて使うというふうなことも行われているし、そのことが決して悪い結果を生んでいないようにございますので、そういうことも参考として努力をしていくことによつて問題が種切

れになるというふうなことなしで、むしろいい問題を蓄積することが可能になるというふうに考えております。

○白木義一郎君 そうしますと、私の知っている範囲では教科課程の範囲内でこのテストを受けさせるということとすると、やはりその問題の範囲とこの範囲とのずれから限定されてきて、いまお話しのような注意を繰り返してもやっぱり限定されてくるんじゃないか。そこで、先日、新聞で拝見したんですが、どこかの自動車の運転の試験で、答えを全部書き込んである鉛筆を何万円かで売って、何遍やってもパスしない人がそれを買って、その鉛筆を持って、みんな試験に受かっていったというのが記事に出ていましたけれども、やはりあれも道路交通法の枠の中での出題になってきてもう何十種類の問題が繰り返して出されていくわけですが、それをだんだんだんだん真剣にやっていますと一本の鉛筆におさまってしまふ。その鉛筆を持っていれば百発百中だと、こういう事件があったというのを伺って、これはなかなか容易ならぬテストじゃないかと、こういうふうに思うわけですが。

さらに六番目の「マークシートによる客観式テストが、高校教育の内容に波及し、良くない影響を与えるおそれが指摘されること。この「良くない影響を与えるおそれ」というのはどの程度お考えになって御心配をされているか。

○政府委員佐野文一郎君 これはやはり衆議院の御審議でも御指摘を受けたところでございましてけれども、共通テストによつて全国立大学が一次の試験を共通で行うということになると、その問題の持つ影響力というのは非常に大きいので、よほど気をつけないと、逆に共通入試の問題の内容、傾向というものが高等学校の教育にいわばコントロールを及ぼすということになるのではないかと。そういうことになっては共通入試によつて高等学校教育のあり方の改善に幾分かでも資するということが逆に動く、そういうふうな御指摘があったので、ここへその点を注意する意味で挙げ

ているわけでございます。これもテストを実施する科目の全領域から網羅的に出題されるように配慮をする、あるいは出題の内容、方法について受験者のふだんの通常の学習の成果が幅広く測定できるように今後改善に努める。出題傾向が固定するということもふうなことがあつてはならないことはもとよりでございますし、そういう努力をしていく、あるいは第二次試験の出題についても同じような努力をする。そういうことによつて客観式テストのための技術的な準備をしたからといっていい点が取れるわけではない。やはり高等学校における学習を誠実に積み上げていくことによつてこの共通一次には対応するのが正しいのだという、そういう認識を高等学校の生徒たちにも、また一般の世の中にも持ってもらふような、そういう努力をやはり大学入試センターが中心になつてしていく、そういうことであらうと思います。

○白木義一郎君 ちょっと耳にしたことですが、この共通テストの実施で一番手ぐすね引いて待つて万全の用意をしているのが業者だと、いまかいまかとこの実施を業者が手ぐすね引いて待つていふことを聞きましてたけれども、なるほど当然なことだろうと思います。いままでの受験体制に対する学力テストあるいは偏差値の問題等から考えますと、新たに提起されたいわゆる画期的な共通試験、マークシートによるテストということ

はほとんどの人が初めてな問題ですから、それに対してあらゆる面から参考書その他を総動員してこれを受験者に与えるということ、もう業者としては数年前から用意をしている。そういうことから言いますと、新しい過熱、形の変つた受験体制の過熱が起るおそれがある。こういう落とし穴を今度は受験生の方が埋めようと努力すれば当然起きるということをやうまでもなく予想されていらっしゃると思うんですが……。

○政府委員佐野文一郎君 御指摘のように去年二月に、あるいは進学塾の団体が、全国共通一次模擬試験という名前のもとで模擬テストをやつたという事実がございます。また今後必ずしも

計画がないわけではないようにございます。こういった形で、模擬テストの練習によつていわば受験の技術というものをみがかなければ共通一次でいい点が取れないんだというふうなふうに生徒に思わせるというのは非常に困ったことであると思ひます。受験技術によるいまの入試の弊害というものを改善しようとしていふ努力をしているものに逆行をするわけでございますから、そういうことが行われないように極力自衛を求めていくという努力をまずしなければならぬし、また現にしているわけでございますが、より基本的にはやはり共通一次の問題そのものが、先ほど申し上げましたように、単に技術的な練習によつて偶然性を期待しながら正答率を向上させる、そういうふうなことでは対応のできないものであつて、高等学校における基本的な学習を積み重ねるということが一番正しい道であるということを受験生にも世の中にもわかつてもらへるような、そういう問題を大学入試センターにおいて準備をし、それを積み重ねていくことによつてわかつてもらうということが大事だというふうに考えているわけでございます。

○白木義一郎君 局長さんはそういうことで済むかもしれないんですが、われわれは、さつき申し上げたとおり、国民に対して説得しなくちゃならぬ。これ聞かれた場合に、いま私があなたにお尋ねしたように、あなたが答弁してくださつたような答弁ではわれわれは済まないわけです。これは大臣おわかりでしょう。選挙区へ帰つて、父兄から、今度はどういうふうになるんですか、うちの子は五十四年に試験受けなくちゃならないんですけれども、大丈夫なんですかと言われたら、いや、これはいづれ大学の先生が頭集めて、日本じゅうの先生が頭集めて、知恵を集めてこれから相談していくんです、そんなこと言つたら大変なことですよ。一遍に落選ですわ、これをやっているんだと。そういう意味でも私は、まだ少し時期尚早の問題じゃないかと。もっとも煮詰めた上で、あんなるほどさうだと、われわれ

がまず納得して、そうしてとにかく一歩もあるいは二歩も前進なんだと、こういうわけで、というような問題でない、これはなかなかむずかしいんじゃないかと思うんです。で、当然いま公式的な答えをしてくださいますけれども、もうとにかく高校で、ちゃんと学校行つて、学校の勉強をしておけば大丈夫なんですよとおっしゃる。そのとおりですけれども、さあ、現実未知の試験を受けるような立場にあると思うんです。そういう点でまことにこの時期において、この法案を何とか可決してスタートをさせたいと、それは私もそういう画期的な方法を思い切つて講じなきゃならないということもわかることはわかるんですが、まことに心配です。で、局長さんも立場上そういうことはおっしゃらないけれども、まあ大丈夫だともおっしゃつてくだらないで、国大協でちゃんとすることは、向こうでちゃんとすることは、まことに心配なんです。で、したがってもう少し大学局長として悪い影響のあるおそれがあるということを認めていらっしゃるわけですから、そのおそれの方を幾つかおわかりですから、教えていただきたいです。

○政府委員(佐野文一郎君) まず、共通入試の実施に国大協が踏み切りますまでは四十五年以来の調査研究があるわけですが、四十九年からは実際に高等学校の生徒を選びまして、それに対して問題を出して、いわゆる実地調査というものをやつてきたわけでございます。それで、これまでにも積み重ねがあるわけでございます。その問題の内容、質というのについて受験生の側からも、また高等学校の先生の側からも高い評価が与えられている。やはり受験生の側は、昨年度の、五十一年度のアンケートを受験生に行ったところからしても六〇%程度の者が、問題のむずかしさあるいは時間あるいは問題表現等は、これは普通のレベルにあると、むずかし過ぎもしないしやさし過ぎもしないというふうなことで受け取っておりますし、一般的に高等学校関係から

も、この問題については公式的な暗記は通用しない、あるいはよく練れている問題であるとか、あるいは全体としてバランスがとれているというふうな評価を受けておりますので、ある意味では共通入試について高等学校側も賛意を表して、こまめに国大協の作業の進捗状況にあわせて御協力をいただけてきているのも、そういったこれまでの実地研究の持つていっているいわば実際の説得力というものがあつたというふうに考えるわけでございます。ただ、先ほど来申し上げておりますように、共通一次の場合には大量の受験生をマークシート方式によつて処理をいたしますので、マークシート方式自体が持つていっている出題方法としての制約というものはあるわけでございます。それから、そういった点に十分留意しながら一次、二次を合わせた形で適切な選抜ができるように今後さらに調査研究を重ねていってまいらうと、そういう趣旨でございます。

○白木義一郎君 趣旨を伺つてはいるわけじゃないんです。この六番の高校教育の内容に波及してよくない影響を与えるおそれがあるという御心配を持つていられるにこに列記されているわけなんです。で、その具体的な悪影響というのはどういうことをお考えになつていらっしゃるのか。

○政府委員(佐野文一郎君) 先ほどもお答えしましたように、まあ、国立大学に共通した一次テストの問題として出るわけでございますから、仮にその出題傾向が固定をしたり、あるいはある範囲からだけ出題されるといふふうなことになるまいと、高等学校の全体の教育に影響を与えるという意味では非常に好ましくないというところになるおそれがあるという御指摘があつたわけでございます。私も、私どもは、そういうことのないように先ほど申し上げましたような点に注意して対応していかねばならぬというふうに考えているわけでございます。

○白木義一郎君 どうもさっぱりしないんです。七番の「マークシート」に記入する方式が受験生に負担を与え、実力と関係のないケアレス・ミス・タイクを起させるおそれがあること。まあ、これも私たちが心配している、いままでお述べになつた中にも含まれている問題だと思ひます。さらに、コンピュータの故障の際にかなりの困難が起き得ると予想されていること、まあ、これも同じようなお答えしかいただけないと思ひますので、結局これだけの落とし穴が、局長さんのもとで挙げた落とし穴が、これだけあるわけなんです。これを今後鋭意検討して正していくというところですがね、そこでまた広い範囲でまだまだお尋ねしておかなきゃならない問題がありますけれども、最後に一点だけ。

○白木義一郎君 そこで、もっと接近した時点で、まあ、結構なことだと言つてきたけれども、さあ、いよいよ実施する段階になつたら、まだまだ問題点が解決されてない、残されているじゃないかということ、数ある大学の中で賛成はしているけれども、うちはそれは余り重きを置いてない、うちはうちの行き方で行くんだ、というふうになつてもこれは各大学の自治性ということやむを得ないことじゃないかと思うんですが、その点の御説明を。

○政府委員(佐野文一郎君) 一次試験のいわば結果と二次試験の結果とをどのように評価をする、つまり配点の上でどういうウエイトをつけていくかということにつきましては、これは各大学が自主的に判断をすることでございますが、これまでの二次試験の検討の結果として新聞紙上に伝えられておりますところ等を見ましても、一次試験の結果については、やはり各大学ともかなりなウエイトを置いて評価をしていこうという、そういう方向にあるように考えます。もちろん理論的には、先生御指摘のように、うちの大学はやらないよ、ということが出てくることはあり得るわけでございますけれども、実際問題としてはそういうことは起こり得ないであらうし、もし万一そういうことが起こりますれば、それは国大協の第一義的には問題になりますから、国大協の方でいろいろと御相談があるでございましょうし、また、私ももうそういった大学・学部とは相談をしていかなければならないと思ひますけれども、これまでの経緯からしまして、そういったことが生ずることとは万々なかろうと思ひます。

○白木義一郎君 あり得るとか、ないであらうとか、伺っているうちに、だんだんわからなくなつてまいりました。お立場の上からやむを得ないことと思ひますが、きょうはこの落とし穴の問題だけで時間が参りましたので、また日を改めて細目についてお尋ねしたいと思います。

○小巻敏雄君 国立学校の設置法の一部改正という法律審議の中であり、かなり質の違ひ問題をおろし、三つ一遍に審議をするというのには非常に骨の折れることであり、私としてみれば、妥当性を欠くというふうに考えられる内容が一緒に出されてきておるわけで、一つは、昭和四十八年度以降に設置された国立大学、これについて医学部の問題あるいはいわゆる新構想大学については総定員法の枠から外す、こういうわけですが、もともとこの定員に関する法律で処理すべきものをこういう姿で学校設置法の一部改正として審議をしていく、こういうことになるわけですが、学校設置法については既定の線を走っておるわけですが、ここに新しく国立大学・学部等の新設、この問題は、内容をつまびらかにすれば、これは教育の発展でありますから、審議の上可決決定するべきものであります。しかし、こういう部分もある。改めて第三章の四として特に第九條の五項というのを設けて、ここに出されておる大学入試センター、この問題については、まことにいままでから見れば、この学校設置法という法律審議の中で考へていく場合に異質な要素が非常に多いわけでありまして、特に、大学入試センターの問題については、従来からある共同利用研究所、そういうような概念で並んで出てくるかのように見えますし、中を見るとき共同利用研究をやるようなところでもなく、まるで事業団のような、一つの事業を実施するそういう事業体であるというふうにも見えるわけがあります。こういう点、日限を付して速やかに可決決定すべきものと、こういう慎重審議を要するものと、これを日切れて合せて審議するというのは非常にむずかしい問題になってくるわけですが、すでに衆議院の方ではこれを可決してきてお

りますけれども、実際問題としての大学入試センター設置を決めるのでありますけれども、ここがこの事業を実施する内容についてはいまようやく国民の目の前に明らかになって、漠然と把握しておつたものを具体的に掌握するところ、これを改めたいという問題が取り上げられ、これを実施される国大協自身もかなり入念に内容にわたつてさらに検討されるという状況の中にあるわけですね。先ほど松永委員の御質問で二十一日というところまで審議日程を定めておりますけれども、そのときまでに大学協会の方でさまざまな疑問に答えてそれを責任をもって決着をつけるというふうなことが可能なかと言へば、それはむずかしいという話もあるわけですね。そうなるべくと、白紙委任をして、そうして国民に対して責任をとって、既定レベルをこの委員会に敷いていくということになるわけですから、私は、この点では果たしてあまいまままで賛成していいものかどうかという点で非常に悩んでおるわけですね。こういう状況ですので、とりあえず、本日の質問としては総定員法がらみの問題と設置の問題について、まず二、三の質問をした上で、その上で入試センターの問題についてお伺いをしたいと思つております。

行管庁に来ていただいておりますから先にお伺いをしておきましょう。昭和四十八年度以降に設置された医学部、歯学部、そして新構想大学六千四百三十三人、これを総定員法の枠から外しておくと、これなぞ総定員法を見直して解決しないで、こういう措置をとるのか。また特別な事情によつて定員の緊急増員の際にもこの政令で定めるといふような部分もありませんけれども、これらの趣旨と意味を述べていただきたいと思います。

○政府委員(辻敏一君) 国家公務員の定員管理につきましても、御承知のように昭和四十四年に、いわゆる総定員法——行政機関の職員の定員に関する法律が制定されたわけでございます。ここでただいま御指摘のございましたように定員の総数

の最高限度が五十万六千五百七十一人というのを決めておりました、公務員の総数の増加を一方に抑制する。それから一方におきまして、その枠内において行政部内でございまして、行政需要が伸びるところもございまして、比較的停止している部分もございまして、そういう行政需要の消長に應じて、定員の機動的、弾力的な再配置を行つて今日に至つたわけでございまして、しかしながら昭和四十八年度以降、いろいろ新しい大学の創設を見たわけでございまして、一つは、いわゆる無医大県消計画によります国立の医科大学、あるいは医学部という問題でございまして、もう一つが大学改革の方針に即しました新しい構想によります大学、こういうものが創設されてきたわけでございまして、御承知のように、こういう大学の創設は非常に大きな定員需要を伴うわけでございます。そしてこの新設の国立医科大学等のことを考へてみますと、一つは、何と申しますか、国家的な重要施策でございまして、それから四十四年に総定員法をつくりましたときには予想されなかつた事態でございまして、三番目にいたしまして申し上げましたように、教官を初めとしたいたす多数の職員を必要としたしまして、定員管理上特殊性があるわけでございまして、そこで、こういうものまで従来のように総定員法の枠内で既定定員の再配置によつて賄うのは必ずしも適切ではないと、かように判断をいたしましたわけでございまして、そこで新設の国立医科大学等の定員につきまして、当分の間の暫定措置といたしまして総定員法の最高限度には含まれない、つまり枠外とするということとをただいまの国立学校設置法の改正法案でお願いをしております。

それからなお、お尋ねのございました第四項の「特別の事情により」定員を緊急に増加する必要がある場合、政令で定めるといふ規定を置かしていただいておりますけれども、その理由でございしますが、まあ、特別の事情と申しますのは、私どもから申し上げるのも大変恐縮でございしますが、これも、国会の解散その他何かの特別な事由によ

りまして、改正法案の年度内の成立が困難になるという場合があり得るわけでございしますが、こういうような場合には学生の方は学年進行に伴ひしてふえていくわけでございしますけれども、それに伴ひ必要な教職員定員の増員を行うことができないということになりますと、非常に大きな支障が生じてまいります。したがひまして、そういうような場合には一年以内の期間を限りまして政令で定めることができるようにさせていただきたいと、こういう趣旨でございまして。

○小巻敏雄君 いまの答弁では、一つは、総定員法を法としてつくつたときに、これだけの事業の伸びと、需要の伸びと、増員というののは予想できなかったというのの一つですけれども、もう一つは、やっぱり内容が特殊だということが挙げられておるわけですね。新構想大学、医学、学問研究、教官の定員なんかは、いままでの措置でも、削減の措置からたな上げ除外をして取り扱われた。こういうようなことも知っておりますし、その限りで特殊と言われるのは、教育研究といううなものでは総定員法の枠全体の中で一律に見ていくべきものではなくて特殊の性格を持つておると、こういうふうな考えられて、それが一つの要因になつて措置された、こういうふうな聞いてい

○政府委員(辻敏一君) 今回新設の国立医科大学等につきまして、当分の間の暫定措置として別枠をお願いいたしております理由は、先ほど申し上げましたように、第一は、国家的な重要施策、いわばナショナルプロジェクトとも申すべき性格のものであるということ、第二が総定員法成立當時には予想できなかった事態であるということ、第三番目には教官を初めとしたいたす多数の職員を必要とする。たとへて申し上げますと、医科大学一校につきましますのに九百八十五人、約千人に近しい大幅な職員が必要でございします。そういう意味で、定員管理上きわめて特殊性があるというところに着目いたしましたして、別枠措置をお願いをいたしているわけでございします。広く国立大学

職員一線を別枠とする考え方は持っていないわけ
でございます。と申しますのは、先ほど申し上げ
ましたように、総定員法は、一方におきまして総
数の限度を定めまして公務員の数の増加を抑制す
る、一方におきましてその枠内において定員配置
を機動的、弾力的に措置をする、かような趣旨で
つくられているものでございます。したがいまし
て、その対象としたします範囲が多い方が本来の
機能を發揮できるという点があるわけございま
す。先ほど小巻委員が御指摘になりましたよう
に、教育関係の職員はいろいろ特殊性がござい
ますので、ただいま行っておりまして定員削減でも
教官でございまして、あるいは付属病院の医
師、看護婦等の職員につきましては、その特殊
性にかんがみまして削減の対象外にいたしてお
すけれども、それとは別にいたしまして、その全
体を、国立学校の職員全体を総定員法からはず
すという考えは持っていないわけでございます。

○小巻敏雄君 特殊の性格を持つておるとい
う意味づけの中で、ナショナルプロジェクトで
あってこれだけは何が何でもやらなければならぬ
という点をいま言われたわけですが、四十八年以
降につくられた医科、歯科、新構想、これと、そ
れ以前からある既設の学問研究を行う機関と比べ
て、ナショナルプロジェクトとしての価値の大小
が、差別があるわけではない。既設の医科大学も
新設の医科大学も同じ仕事をやるわけでありま
すし、それから新構想大学も東大を初めとする伝
統的な大学も、これはあわせて日本の国術研究
教育のことをやっていくわけですね。このこと
で一つのものに二様の価値づけと取り扱いがさ
れるというのは、これは教育研究に対してなじ
まない問題であります。現実に大学同士で総定
員法の枠内に置かれた大学研究機関と、枠外に
あるものという、こういう二様の取り扱いが出て
まいりますし、それからもう一つは、同一大学
の中で、学部によって総定員法の枠内と置かれ
る部分と、そうでない部分というのが現実に出
てくるわけですね。いまそこら点ではその特

殊性にかんがみて総定員法全体を見直すとい
うチャンスであったにもかかわらず、見るところ
五十二年度の予算定員が総定員法の定める行政
職員の最高限度を上回った。五十三年以降はパ
ンクをする。そこで、まあいわばそこ手段で総
員法に手をつけないで、いわばその場逃れに決
めたんだというふうに見えるところでありま
す。これはいづれまた年がたてば矛盾は累積する
わけですね。この際とありあえず教育研究に
関する部分、その内容の特殊性にかんがみて
総定員法の枠からはずすと、こういうふう
に動かされるべきであらうと思ふわけですね。
文部省もそのように主張し
ておられるわけですね。

○政府委員(佐野文一郎君) 御指摘のよう
に、国立学校の教職員を定員法上の取り扱い
として、どうにか考えていこうというこ
とにございまして、先生御指摘のような趣旨
も含まれてございまして、国立大学協会の
方でも議論をされてございまして、また私
どもも、どういふふうにかんがめてござい
ます。ただ、当面は、やはり四十八年度以降
の無医大昇格計画によって始まりまして、
いったん大規模なプロジェクトにつきま
して、暫定的に総定員法の枠外にするという
措置をぜひおとりいただきたいというふう
に考えているわけでございます。将来、こ
れは暫定的な措置でございまして、当然
その暫定的な期間が終つた時点にお
いてどういふふうにかんがめてござい
ますが、その時に国立大学の教職員の
定員をどのように取り扱うかというこ
とについて十分

討を今後続けてまいりたいというふう
に考えておるわけでございます。

○小巻敏雄君 一つ大臣にお尋ねしたい
と思ふんですが、この総定員法の枠から、
大学研究機関はその内容の特殊性にかん
がみて枠外に置くべしというものが文部
省の在来立場であつたと思ふんですが、
どうもいま局長のお話を聞いておると、
まあ、いわばとりあえず技術的に処理
をして、先は先で考えるというふうな
ちよつと迫力のない話なんですか。この
点について大臣の決意はどうな
りますか。

○国務大臣(海部俊樹君) ただいま御
審議願つております分につきましては、こ
れは総定員法がございまして、全
く新しい角度からの政策のも
のでございまして、その必要を認め
いただき、当分の間こういう措置を
させていただくというこ
とで法律的にはお願いしてござ
います。これは御指摘のよう
に全部を総定員法の枠外に
して教育研究機関の定員は別
扱いということになります
と、ちよつといまこで直ちに、
そういたしますとも申し上げ
かねる。というところは、いろいろ
相談してみなさんやしませんし、
ただいま私がここでどうい
うことかというわけにまいり
ませんので、これは御指摘も
ございまして、考えさして
いただくことにはござい
ます。○小巻敏雄君 相手も
あることですから、いつま
でにやりますかというこ
とは言いにくいとしても、
これは在来の伝統的な文部
省の主張であるはずな
らうです。その点は承知して
おられますか。

○国務大臣(海部俊樹君) これはしばらく
時間をいただきます。私も従来
いろいろあること等につきま
しては、やっぱり政府内部
の文部省でございまして、
政府といふ面でもやはり基
本的に考えが一致しな
い、それを文部省の意見だ
とかがどうだとか言うわけ
にもまいりませんので、
やっぱり現在総定員法の
枠の中で忠実にやって
いきたという基本のよう
でございまして、○小巻
敏雄君 まあ、こ
こで将来ひとつよく勉強
していただい

でももうひとつがんばつていただ
かなければならぬと思ふんです。いま
まででいい、すでに教官の定員は
一応削減予定数をゼロというふう
に計画をして、除外をしておつた
というふうな取り扱いにもなつて
おるわけですね。行管庁の方でも、
今回の措置というのは、これは事
業量がふえて定員突破したから
といつてどこにでも取り扱える問
題ではない、状況の特殊性にかん
がみて措置をしてい
るんだというふうに言われて
おりますし、これは文部省の所轄
ばかりでなくて、たとえば厚生
省にだって国立病院がありま
すし、各省庁にも、みんな試験
研究所等を持って、教育研究機
関は持つておるわけですね。こ
ういふふうなものとあわせて
枠外にしていく、同時に、総定
員法自身がこういう状況の中
で見直されなければならぬとい
うことを指摘をしておきたい
と思ふわけですね。ここでと
られた処置自身は改良を意味
する措置でありまして、その
こと自身には賛成をいたしま
すが、そういうことですね。

それからもう一つ、行管庁の方
にお尋ねをしておきます。今
回の措置によって総定員法の
上限枠とその現実の予算定
数との間に若干のゆとりが出
ておるわけですね。こ
ういふもののかかわりで、こ
れはどうかという効果が上
がってくるのか。こ
ういふ細かい点ですが、そ
れについても伺ひしておき
ます。

○政府委員(辻敏一君) ただいま
お願いいたしておきます。こ
の特例措置をとりまして、五
十二年度末におきます総定
員法の最高限度五十六万六
千五百七十一との間にお
きますと、それは五千七百
三十八人ということになる
わけですね。今後におきま
す公務員の定員管理の問題
でございまして、御承知の
ように昨年の八月に第四
次の定員管理計画という
のを樹立をいたしまして、
五十二年度以降四年間に
全体をいたしまして三・二
％の削減を行う、各年次
に割りまして、○、八
％でございまして、も
っとも、文部省につ

ては先ほど申し上げましたような特殊性にかんがみまして平均の率よりは低くなっておりますが、全体としてはそういう率でもって削減を行つていく予定にいたしておるわけでございます。それから、もちろん一方におきまして新規の行政需要というのが生じてまいるわけでございますので、そういう分につきましては厳正に審査をいたしまして上で重点的に今後とも増員措置をとつていくつもりでございます。このようにいたしまして引き続き定員の弾力的、合理的な再配置を推進してまいるという考え方でございます。この特例措置をとらしていただきますならば、当分の間は現行最高限度の枠内におきまして定員管理を行つていくことが十分可能である、このように考えておるわけでございます。

○小巻敏雄君 いずれにしても、既設の大学研究機関と新しい新しい措置を受けるところに二様の取り扱いがやられておるといふ、こういう不平常な状況は、総定員法の見直しあるいは教育研究機関を総定員法の枠外に出すというような技術的な姿で解決されなければならぬ。これは当面のびはう策であつて、ここでも取り上げるゆとりがありまけんけれども、幾つかの矛盾を今日の文部省所轄の大学等の中でも持ち込んでおるものだと。これはまたしかるべき機会にただしていきたいと思ひますが、そのことを指摘しておきます。

それからもう一つは、国立大学の新設に関するものなんです。高知大学などで文理学部を「人文」と「理」に分割をする。こういう際に、文理学部であつたときは一つの事務所でそれで一つの学部と、こうなつておるのですが、分割をした学部に対して共通の事務部が置かれるというふうな状況であるなら、これは新しい例で、労働強化が出るというこのほかに、学部自治のルールの上でも支障が生じるのではないか。それらの問題をどう処理されるのかというのが一点です。それから、改めて生物科学の研究機構を設けるというわけですが、所長のいる研究所が二つでき

て、その上に研究機構があるというのも初めての姿であつて、私としては、概念がうまくつくと頭こないわけですね。でも、「所」の上に機構があるというのとは一体どういふものであるのか、これらについて御説明いただきたいと思ひます。

○政府委員(佐野文一郎君) まず御指摘の文理学部の改組に伴う事務の取り扱いの問題でございます。

国立大学の事務組織につきましては、もちろん、大学における教育研究組織のあり方との関連を考えなければならぬけれども、同時にやはり一般行政組織における効率的な組織編成に関する保護改善というものをしていかなければならぬというふうにかねて考えているところでございます。最近でも、たとえば医科大学における医学部の事務部と付属病院の事務部とを一体化するというふうなそういう試みも行ひ、またそれはいい結果を上げております。今後、各大学においてそれぞれ事務組織のあり方について全体的な見直しなり、あるいは改善の努力が望ましいわけでございますけれども、当面これまでも一学部でありました文理学部を改組をするわけでございますので、そういう場合には共通的な事務処理が可能なものについては引き続きその体制を維持するといふ観点からもちろん事務長補佐等の増員は行いますけれども、そういう事務機構の整備は行いますけれども、事務部の分離を行わないで対応するといふことをそれぞれの大学と御相談をして方針としてつたわけでございます。

学部の分離改組に伴う所要の事務職員の増員につきましては、事務部の場合でありましても、もちろん教育研究補助職員についても従来の例に準じて手当てはしていくわけでございます。

それからもう一点の生物科学総合研究機構の設置の問題でございます。

生物科学総合研究機構は基礎生物学と生理学に関する総合研究を行う国立大学の共同利用の機関でございます。そういうものとして研究機構を設けるわけでございますけれども、研究上の基本と

なる組織としては二つの基礎生物学研究所と生理学研究を置くこととしたものでございます。最初はこれら二つの研究所を別々に設置することも考えられたわけでございますけれども、これらはいずれも生物科学の分野を研究の目的としたしておりますし、また設置の場所も岡崎という同一の地区でございますので、二つの研究所から構成される総合的な研究機構として五十二年度に創設をするというのを考えたものでございます。

○小巻敏雄君 機構ということで設置されるわけですから機構庁というのがあるんだろうと思つておられますけれども、こういうものの性格、権限あるいは人事権とか、管理運営の問題と所長権限なんかの関係はどうなるのかというふうなこともお伺ひしておきます。

○政府委員(佐野文一郎君) 御指摘のように機構——研究機構ということでございます。これは、この機構に置かれます二つの研究所が相当程度の独自性のある運営を行うということを予定しておりますので、研究所の連合体的な意味合いを出しますために研究機構という名称を用いることとしたものでございます。

機構庁の職務は文部省令で機構の職務を掌理するといふような形で規定をすることを予定しているわけでございますが、具体的には機構を代表すること、両研究所にまたがる事項について連絡調整すること、機構の職員を統制すること、所長及び教官の人事について文部大臣に推薦すること、国立大学共同利用機関の長に委任された事務を処理すること、あるいは両研究所の共通の施設を管理すること、こういった事務を行うことになるわけでございます。

○小巻敏雄君 そうすると、機構の場合には所に対する関係は基本的に連絡と調整を行うものだ、それから固有の施設等については直接管理をする、こういうことで理解をしておけばいいわけですね、基本的には。

○政府委員(佐野文一郎君) 御指摘のとおりでございます。

○小巻敏雄君 それから事務部と学部の関係も既設のものであれば、一つの学部の一つの事務部があるというのが通常の状況であります。増員を若干とも行えば労働強化の問題は解決できるとしても、大学自治あるいは管理運営に対する教授、事務部の参加、交流、こういうような点で共通の事務部というのが一体どういう効果になるのか、わかりにくい点もありますので、その辺のところは大臣も覚えておいて、ひとつこの点で新しく置かれるものは従来のものに比べて自治その他の問題について安易な取り扱いがされないようにひとつ留意をしておいていただきたいと思つておるわけですが。

続いて問題の入試センターについてお伺ひをするわけですが。

もともと入試センターの問題は、前大臣も今日の受験過熱による教育荒廃を解決していくために行政がどういふ柱を立ててこれにアプローチをするのか、こういう状況の中で大きく取り上げてこられたところであつた。予算委員会等でも、その点はひとつ芽の出たものと現実と進行しておるもの、大臣はこれを継承しながら発展させるのだという決意を述べておられるわけです。受験過熱、教育荒廃の問題になってきますと、これを生み出す原因と生まれた結果とが因果錯綜して、これは現実によほど因果関係を整理して準備をしてからならぬといふと、これはおできを悪くいじつたようなことになつてしまつておるわけですね。

その点で、学習指導要領、それから大学入試、大学格差、学歴社会といふふうな挙げられている問題自身については、国民の今日の苦しみに対して解決を図る中でそれぞれ重要な柱であるといふことは、国民的な確認があると考えていいと思つておる。この中で特に大学入試の問題について今度法律案を出してこられたわけですが、当然これは四つについて言ひましても、ほかの柱と並行をして進んで初めて効果が期待されるものだ。入試自身が果たす役割りといふものはごく部分的なものになる、そういうふうな思つておるわけですね。

ども、どうでしょうね、このところは大臣。

○国務大臣(海部俊樹君) 現在指摘されております問題のそれぞれがやっぱり相当な相関関係がございます。どれ一つだけとらえても完全に解決することができず、みんなが、全部が改善に向かつて前進をしないかなきゃならないという点については、私もそういうような感じ方をしております。今度やつておりますことは、たとえれば学習指導要領の改定作業は現にそれは進めておりますし、それから学校の格差は正という問題もございまして、これに關しましては、今日までも努力を続けて、また、今後もしいろいろ検討を加えながら努力を続けていかなければならない問題でございます。入学試験の問題というのは各大学の自主性を尊重しながら行っていくかなければならない問題であり、昭和四十六年の入試改善會議以来、国立大学協議会の方でいろいろ調査研究なさって指摘されておりますようないろいろな問題点も議論をされ、また何回かの実施と予備的な実施等もされて、その結果、五十三年度の入学生から実施可能という結論に到達したわけでありまして、これにつきましては、やっぱりいろいろ問題点を十分考えながら一歩前進していくことが入学試験制度の持つところ、指摘されておる問題点の改革に役立つ、こう考えておるわけでありまして、これ一つだけですべてが片づくというような発想ではなく、他の掲げております目標についても同時に進めていかなければならないことは御指摘のとおりだと私も考えております。

○小巻敏雄君 いま挙げられた問題の学習指導要領は文部省が直接決めることですから、これは文部省の責任にかかっているわけですから、学歴社会というふうなことになるわけですから、文部省ががんばって、みるみるうちに、文部省ががんばって、永井文相は、ブルカカラーを大事にせぬといかぬと言われましてけれども、労働大臣なわけじゃありませんから、これは一つの評論になつてくるわけですから、これを文部省の所管のことの中でどのくらい模範的に進めていくかということが問題になるだ

ろ。大学入試もまた、これをやるのは、文部省が決めて全国一斉にやるわけにいかないわけですね、これは。もともと大学に入る学生を選抜するのは大学の責任であります。権限でもあるわけですね。高校に入るのは、やっぱり高校長がこれを入学を許可するというふうになつております。大学の場合には大学が決めるんだと。こういふ中で文部省が、この四本柱の中で文部省の責任で進め得るものは、私は学習指導要領の改訂とそれから大学格差の是正ということであらうかと思うんです。これは大学の格差は正を、どっかほかから出てきてやるわけにいかないでしょう、これ。文部省がやるわけでしょうね、国立大学については、私学については影響を与えていくということ。

まあ、ひとつそこで私は、法案に入るに先立って、大学格差の問題についての大臣の認識と、これに対する処置、方法について二、三お伺いしておきたいと思う。一般に大学格差というふうな言いわけですけれども、大学の格差というものの中心身は一体どういうものであるのか、これをお伺いしたいと思う。

○国務大臣(海部俊樹君) 国立大学においていわゆる大学間格差として意識されておりますものには、施設、整備、経費、定員など予算措置の違いに直接起因しますものと、それからその大学の持つ歴史と沿革とが沿革あるいは社会的評価など、長い年月にわたって培われてきたものとが混在しておると、こういうふうに見えるわけでございます。

○小巻敏雄君 まあ一番大きな格差は国立公立大学と私立大学の格差である、同時に、同じく国が設置をした国立の大学の中にも格差が存在をする。七帝大あるいは一橋、蔵前等を初めとする従来からあった十一の官立大学、こういう大学と昭和二十四年度以降新制度で設置された旧高専が昇格したものの、あるいは新たに設置された大学との間に格差があるというところは常識的にみんなが言うことであるが、その点については大臣も触れられ

たし、その格差が伝統によるものと、もう一つ、やっぱり文部省の方で措置をする財政上の措置、教育条件の整備上の措置、これらのものの格差によるものだと、こういったふうなことも言われておるわけですね。実はそれについては、国立大学協会自身が、一方で入試制度の問題も委員会を設けてやってきたわけですから、格差は正について国立大学協会大学格差問題特別委員会というふうなものを設けて、みずから具体的に格差の内容を明らかにしておるわけですね。ここではかなり明確に格差の具体的な内容を明らかにし、柱を立てて是正措置を要求しておる点があるわけですね。その具体的な問題点について、これは局長から結構ですからね、御説明いただきたいと思うんです。

○政府委員(佐野文一郎君) 御指摘の格差は正に關する国大協の中間報告でございまして、五十二年六月に特別委員会中間報告をまとめまして総会に報告するに至つております。この報告の中では、基本的な考え方としていたしまして、平等な基準による組織・編成というものを考えるべきだということに指摘しながらも、同時にそういう平等な基準による組織・編成ということが、いわば各大学を特色のない一律平板なものにしてしまうことに對する反省と申しますか、危惧というものを十分に考えて、それと並んで伝統、特色を尊重をしたそれぞれの大学の発展というものを考えていくということを基本の考え方としておいて、そして教官当たり積算校費、教官研究旅費、あるいは学科編成、学生定員、施設の面積基準、教員養成系の大学学部のはかの学部との同様な措置の問題、あるいは教養部の問題、そういう点について、たとえば教官当たり積算校費につきましては、学部は一律に修士講座並みとすべきかどうか、あるいは教官研究旅費についても博士講座制を基準として一律にしようかというふうな提案をしておるわけでございます。

○小巻敏雄君 私がいま手元に持っている報告書というのは、昭和五十一年一月の日付がしてあつて、そしてこれが総会に報告をされた内容であると思つておるわけですが、同様なものですか、いまのは。

○政府委員(佐野文一郎君) 御指摘の五十一年一月のものは、委員会としての報告案であらうと思つておるわけですが、それについて特別委員会は各大学に送付をいたしました意見を求めた結果、それらをさらに取り入れまして、六月の格差是正に關する中間報告がまとめられておるものと考えます。

○小巻敏雄君 おおよそ同様な内容を持つておるものだろうと理解をしておるわけですが、具体的に国立大学における格差というものは、大学と大学との格差というのがある。それから同一大学の中で、大学内格差というのがある。それからさらに教員養成課程等に見られるように、特定のものは学部において非常に大きな格差がもたらされておるし、それがどういふシステムから生れておるのかというふうなことも明らかにした上で、決して画一的にせよと言ふのではなくて、同様な条件であるものはそろえるようにということを中心にして挙げておるわけですね。まず、大学と大学の格差というものは、具体的にはどういふものなんですか。

○政府委員(佐野文一郎君) この中間報告の中にも盛られておりますけれども、いわゆる旧設の諸大学、旧七帝大等につきましては、学部学科の編成においておおむね博士講座制がとられておる、したがって学部、学科、講座等が質量ともに充実をしておるけれども、二十四年以後に発足をした新設の諸大学は、学科目制なりあるいは修士講座制、課程制をとる学部が多い。大学院も修士と博士というところがあるために、講座制と学科目制、課程制との間における定員の基準であるとか、あるいは積算校費の基準等による差があつて、それがいわば大学間における格差というものが生じておるゆゑなんだというふうな指摘があるわけでございます。

科目制では十人になっておる。こういう点が具体的に定員上の格差であるというような点を挙げ、博士課程が置かれたところと置かれなところには、定員上の措置あるいは科研費の措置、それらにさまざまな問題点があるというところを指摘しているわけですね。特に問題であるのは、それは博士課程のあるところとないところとの差があるのは、中身が違ふんですからね。それはまあ、違ふのを一化せよとは言わないけれども、博士課程のあるところの学部とそれから修士課程のところと、あるいはそれを兼ねない学部だけのところにおいて、同じ学部でも何もかも違ひが出てきておるといふところの問題を指摘して、学部なら学部の均質を保つていふことを強く主張しているというふうに私は読み取っているんですけれども、どうですか、その点は。

○政府委員(佐野文一郎君) 中間報告の基本的な考え方は、御指摘のように、たとえば教官当たり積算校費で言えば、学部については一律に修士講座並みというところで統一をして、その上にそれぞれ大学院については別途積算をすればいいではないか。そういう基準のところ、基本のところは同一にしてかつその水準を上げてはどうかというのが考え方であらうと思います。

○小巻敏雄君 この際に格差を是正をし、そして受験過熱についても、学問をやっていく上では均質な条件の上に個性を出すというふうなことを保障する点では非常に正当な要求かと思うんですが、これも、これについての今後の是正方向、考え方を保持しておられるのかどうか、それをお伺いしておきます。

○政府委員(佐野文一郎君) 現在の積算校費等の考え方は、やはり博士講座、修士講座、学科目というふうな形で積算の基準を分けているわけですが、これはいわば大学院の負担というものを考えました積算方式であつて、それはそれなりに合理性を持っているわけでございます。したがって、当面はそういった現行の積算方式でその内容の充実を図っていくことを考えてい

くわけでございますけれども、やはり私も問題として大学院がさらに整備をされてまいりますと、先般の大学院設置基準でも考えておりますように、大学院として独自の設備なり、あるいは施設なり、教官を持つということが出てくるわけでございますし、そういった事柄とあわせて学部、大学院を通じてどのように考えていくかという点は、やはり今後の重要な検討課題であるというふうに考えております。

それから、もう一つは、そういった講座制、学科目制ということにかかわりなしに、たとえば教官研究旅費のようなものにつきましては、同一職種の間であれば格差があるというのはこれはおかしいと思います。現にそれは積算の基準においては違つてはいるわけでございますけれども、これはやはり年次計画をもつて同一職種であれば同一の単価になるように改善をしていかなきゃならないところと考えて、五十二年度から一部年次の改善に着手をしたところでございます。

○小巻敏雄君 教官研究旅費にもいま言及されたわけですが、これも、教官研究旅費というものの基準がしっかりしていないところに今日の問題があるのではないかと。それから学生研究旅費というふうなものの特設に設けられていけば、これもぐるみのような考え方では旅費が配当されておるとすれば一見差異があらわれてくるわけですから、こういう問題についても解決される必要があらう。それから教官当たりの積算校費では、運営費が別の費目で計上されていない問題等も含めて、この積算校費の問題は問題に挙がっているんだと思うわけですが、運営費は別の費目の予算措置を講じた上で、学部段階では一律に講座制教官当たりの積算校費の基準をつくる、こういうふうなことは当然行われていくべきだと思ふわけですが、そういう方向で努力をされるというふうにお聞きしてよろしいですか。

○政府委員(佐野文一郎君) 教官当たり積算校費におけるいわゆる補完的な経費の問題につきましては、私も、いわゆる光熱水料であるとか、

あるいはその他のいわゆる研究の補完的な経費の充実ということについては、これまでも努力を続けてきているところでございます。また、先ほど御指摘のございました学生のための旅費というふうなものにつきましては、これは私もはかなり問題があると思ふので、これは慎重に対処をしなければならぬと思ふます。いずれにいたしましても、いま御議論をいたしておりますこの中間報告は、まだ各国立大学において検討を続けている最中でございます。その検討の結果を特別委員会の方で取りまとめて総会に報告をした段階で本来は公表されるべき性質のものであつて、資料としてはまだ恐らくは国大協としては未公表の扱いをしているものではなからうかと思ふます。そういう意味で、私も、今後とも国大協の方の意見あるいは各国立大学の意見を伺いながら、指摘されている問題点等については国大協の方の作業の着目なり方を見ながら検討をいたしてまいりたいと存じております。

○小巻敏雄君 大学の問題というのは深く立ち入ってみると、必ずしも見かけほど、たとえば東大と地方大学との格差の意味が見かけと同じ比例で出ているのかどうかと、いろいろ問題もあるようです。それから内容別に見るとそれは画一的に言つても解決できないところがあるのは理解できるわけですね。しかし、基本的に眺めて、校舎の面積から研究費から旅費に至るまで、必ず歴然たる差異があることもまた巨視的に見て確かなことであるので、ぜひこれは、一面で大学入試問題等を進めるとともに、国大協とも協議された上で、この底上げといふことが、各地方にそれぞれ大学院を有する総合大学を充実をさしていくという方向で計画を立ててお取り組みをお願いしたい。それがなければ、いわば原因の方を正さないで末の方をいじつても、実際は空回りになつてしまふということをおし上げておきます。

そこで、この法律案の入試センターの問題に入るわけですが、この法律案、改めてお伺いをするわけですが、これはこの設置法の中

で今度設けられる機関というのはどういう性格を持つものなのか。しばしば共同利用研究機関とか言われるわけですが、そういうものなのか、研究機関であるのか。実施というのはどういう位置づけになるのか、この点について改めて御説明いただきたいと思ふます。

○政府委員(佐野文一郎君) やはり入試センターは国立大学の共同の機関であるということは、共同利用の研究機関と同じような性格を持つものでございますけれども、同時に、共通第一次学力試験について試験問題の作成、採点その他一括して処理することが適当な業務を行う、さらに、大学の入学選抜方法の改善に関する調査研究を行うという機関でございますので、従来の高エネルギー物理学研究所等とは同じいわけ系統に属するものではございませんけれども、仕事の中身が違つているということであらうと思ふます。

○小巻敏雄君 「共通第一次学力試験の問題の作成及び採点その他一括して処理することが適当な業務を行う」ということと、それから「選抜方法の改善に関する調査研究を行う機関」と、「研究を行つた機関」というものが併記をされておるわけなんですけれども、どんな研究をやるわけなんですか、「選抜方法の改善に関する調査研究を行う」というのは。

○政府委員(佐野文一郎君) 入試センターには研究部が設けられるわけでございますが、この研究部におきましては、当面、情報処理部門として、電算機あるいはマークリーダー等による情報の処理についてそのシステム等の研究をする部門と、それから追跡部門、もう一つ評価部門と、三つの部門を設けます。これらはいずれも共通第一次試験につきまして、その結果の評価であるとか、あるいはその第一次試験が行われた者がその後大学に入つてどういふふうな状況にあるのかというふうな点の追跡であるとか、そういった点を研究してまいるわけでございます。しかし、この入試センターにおいて調査研究をしなければならぬ事柄というのは、そういった直接共通第一次試験に関

係をした問題に限るわけではなくて、むしろ、より基本的にはわが国の入試制度のあり方と申しますか、そういう点についての検討をする必要があるというふうにも私は考えておりますし、またそういう御指摘もかねていただいておりますのでございませう。今度の予算、五十二年度の予算でお願いをしておりますのは、いまの三つの部門でございませうけれども、将来はそういう試験方法なりあるいは試験制度に関する研究部門というものの整備をしていきたいというふうにも考えております。

○小巻敏雄君 業務を行うことと調査研究を行うことが併記されておりますけれども、いまの説明であれば、業務を行うことが先に決まっております、そのために必要な技術的な部門を、これを調査研究機関と称しておるわけであつて、根本的な性格は業務を実施する機関である、これが大学入試センターの性格だというふうにも聞かせるわけですから、そういう把握では間違つておるわけですか。

○政府委員(佐野文一郎君) 大学入試センターを設けますときに、国大協の側でも非常に強く要望もし、また私どもも必要であると考えましたのは、最初から研究部を設けて大学入試改善に関する調査研究を行うこととございませう。その要望に沿ひまして最初から研究部を設けまして、共通第一次学力試験が信頼性と妥当性をさらに高めるように、常に調査研究の裏づけをもとに試験問題の改善を初めといたしまして評価方法等に改善を加えていこうという、そういう体制をとつたわけでございます。

○小巻敏雄君 すでに国大協の方で六年にわたつて共通第一次の学力試験の問題について検討してこられたことには敬意を表するものでありますけれども、そういう基礎的研究の部分、これが引き続き研究機関として継承され進められていって、その上に立つて広くこの選抜を介して大学に人をとる問題とか、あるいはテストの性格の問題——外国でもそれぞれ、ヨーロッパでもアメリカでも

問題に行き当たつておりますし、日本にも一定の歴史的な経過があり、下にも高校もあれば小中学校もあるわけですから、さまざまなかかわりの大きな影響力を持つ問題で、基本的に調査研究を行う、このことについて私どもは大きく賛意を表するものでありますけれども、聞いてみれば、この調査研究というものは、研究の結果いまだ何をやめるのか決めるのでなくて、やる方が決まっておつて、その手続とか道具とか、反復練習返しやつていく上での技術的なデータ、評価等の問題について調査研究を行われるということですから、これは法律の中でも九条の四あるいは三に準じておる研究機関とは全く異質のもの、まあ、強いて言へばこれは鯨と魚が似ておるぐらい共通点があるのであつて、組み立てても内容も異質のものだといふふうにも考えるわけですから、そうじゃないでしょうか。

○政府委員(佐野文一郎君) 御指摘のように、実際に共通入試実施の中心的な機関となるという点におきましては、既存の共同利用の研究機関とは異なつた性格のものでございませうけれども、同時に、やはり各大学共通の問題として大学入試の改善を推し進めるための研究というものを進めていくという点におきましては、既存の共同利用の研究機関に近い性格も持つてゐるわけでございます。

○小巻敏雄君 そして、この設置をこの議会で認めてこれが発足すれば、すでに秋には試行テストをやつて、その翌年には実際に共通テストが実施されるというプログラムも決まっておつて、この点は間違ひなくやつていくんだという段取りができて上がつてゐるわけでしょう。これもいまいから……もしこの法律案が通されたら間違ひなくこの一次試験は昭和五十三年度から実施をする、こうなるわけですね。

○政府委員(佐野文一郎君) 御指摘のように、設置をお認めいただきますと、ことしの秋以降に実施をいたします八万人の試行テストによりまして、各大学における大規模なテストについての十分

分な準備の体制をとりまして、それを経て五十四年度の入学選抜から共通第一次試験を導入する、ということを考えているわけでございます。

○小巻敏雄君 すでに前質問者も幾つかの柱を挙げて、これのもたらす教育効果ですね、一つは、今日の教育荒廃と言われる受験競争に対して鎮静をさせる効果があるのか、激化をさせるのか。それから、従来から持つておるテストの性格に対して新しい要因が出てくるのかこないのか。幾つかの問題があるわけですね。これもいまいややくマスキミを初め国民はこの内容の問題を具体的に當たつて一つずつ検討をしてながめようとしておるわけであり、いま出てきておるところでも、まさに賛否半ばすると申しますか、メリットとデメリットというものが錯綜して意見が述べられておるというふうにも思ふわけですが、まず、客観テストというあり方について私も御質問をしておきたいと思ふわけですね。

このコンピュータ処理であり、解答がマークシートでやるというやり方は、必然的に記憶力と理解力の評価になる。判断力、総合力というものはなじまないテストたらしめるを得ないと思ふわけですから、その点は確認されるわけですね。

○政府委員(佐野文一郎君) 基本的にそういう制約がマークシート方式にあるという点は御指摘のとおりであると思ひます。しかし、これまでの国大協の実地研究を通じて、そういう制約を持ちながらもかなり、いわゆるこれまでマル・ベツ式と言われていたものとは違つた、さらに一歩踏み込んで、記述力あるいは考察力、そういうものについてももちろん制約はあるわけでございますけれども、踏み込んだテストができるような方法が開発をされてきているわけでございます。そういう点はやはりこれまでの実地調査を通じての成果として高等学校側からも評価をされているところであると考えます。

○小巻敏雄君 記述力、考察力等についてマークシート方式で可能だというのをひとつ見せていた

だいて実際に当たつてみると、この点はかなり責任を持つてこれを発足しようと思ふ前にはやっぱりよく見ておかなければならぬと思ふわけですね。しかし基本的には、協会自身が限界を認め、文部省でもそう言われるように、どうしても記憶力と理解力を評価する上ですぐれていて判断力、総合力の評価では不十分だ。言いかえれば、暗記、詰め込みと、それから、テストプロと申しますかな、受験技術というものが大きな比重を占めるということ自身からは脱し切れないうわけでしょう。だから二次試験で判断力、総合力等を見ようというふうになつてゐるんじゃないんですか。

○政府委員(佐野文一郎君) 基本的には、そういう客観式のマークシート方式の持つてゐる制約というのを考えて、二次試験の場合に一次試験ではとらえられない能力というものをテストをする。ことに一次の場合には高等学校における基礎的、一般的な学習の達成度というものをみるのに対して、二次の場合にはそれぞれの学部、学科の特性に応じた能力、そういうものを見ようというわけでございますから、その際に、特にそういう一次の場合の制約というのを考えて出題方式、出題方法に工夫を加えるということであらうと思ひます。

○小巻敏雄君 採用する方の側から言へば、一次と二次とあわせてみればこれはまあ両方の力を見ることができると、こう言へば済むのかもしれないけれども、受験する方の側から言へば、一次試験が過熱をしてみればたちまち従来以上に暗記と詰め込み、こういうのが高校の教育も含めて過熱をしていく。それから受験技術については、受験産業がコンピュータも買い込んで、これに対して手ぐすね引いて準備をしておるといふような状況下で、いままでの以上の過熱が出てくるというのでは当然心配をされるわけですが、二次試験の方では学力試験を行ふなら二重負担になるといふことと、ここでガイドラインを設けられるとしても、やっぱり難問奇問問題は制度的にはチェック

○小巻敏雄君　これで私の頭にとりあえず浮かんでくるのは、私は長いこと高校教育にかかわって

きておったんですけれども、まあ、高校の受験と相似た姿になるんだということが浮かんでくるわけです。いま難問奇問がなくなるという点では、高校の受験生は、都道府県立の学校を受ける限りでは大体共通統一テストを受けているわけです。そこで、難問奇問というたちの問題は原則的に出されない、時には問題のあるようなこともありますけれども。しかしながら、それでは受験競争激化はしなくなったのかと言うと、大体小中学校の塾通いというのは、いきなり大学を受けるためにやっているのではなくて、高校受験のためにやっているわけです。私学の方がその点は網に

には学区制をやるうとしても、学校群をやるうとしても、私学とのかわりで大体ちょっと始末がつかなくなっているような状況なんです。京都はかなり古典的にやっておりますけれども、それでも公立では上澄みを皆私学にさらっていかれるとか、いろんな問題が出ておりますし、大阪ではいままって単独選抜制をしいて特定の高校が阪大、京大に対する入学のシェアの高さを誇っているというようなことがあります。しかし、ここ

は、受験産業と偏差値の一番幅をきかす地域になっ
てきていることもまた事実なんです。こういっ
た状況が大学の方に次第に新しい秩序として生まれ
てくるとすればちっとも楽しいイメージは生まれ
てこないわけですね。こういったふうな問題につ
いてもつづきにこれらのマイナスポイントを大学でも是

正をし、高校でも是正をするというようなことが浮かんでこない、これに手をつけてやっつけていくという点のメリットがはつきりしてこない。大学については、これはまあ一定のメリットがあつても、学生の方にメリットが来なければプラスにならぬだらう。

私はここで心配をするのは、一つは客観テスト、第一次共通テストが行われるということと入試期日の一元化によって、恐らく自分の近くの

大学にみんな行くようにしようというふうにならないで、一年また一年と、自分の力相応の大学に行こうとし、入学試験をやる前に大体入学試験が決まる、進学指導と旺文社などの指導が志望大学を決定していくという方向に作用するようになるということが浮かんでくるわけなんです。偏差値による進学指導、それから受験準備、特に偏差値を大ざっぱに分けて一流と二流と三流というのならまだしも、一流と一・五流と、二流と二・三流と二・五流というふうに分けて、人間能力としていまだから発達する上ではどっちが上かわからないような差をその時点では明確に点数にして分けようとするようになると、大体いま高校にあらわれておるような状況が出てくる。こうなれば大学の格差は、いままでには流動的であつた大学の存在がかえって一流から五流までというふうになつていかに選別をされて、入学試験の前に決着がつく、それで年を追ってこれが整理をされていくというような高校型の格差にとりわけ地方大学は移行をしていく。こういうことが考えられるわけですから、その辺はどうでしょうね、わかるじゃないですか、大臣どうでしょう。

○国務大臣(海部俊樹君) 一次試験だけという面を限定しますとあるいはそのような比較検討の問題、御心配の出でくる余地もあらうかという感じが、お聞きしておつてふらつとするんですけれども、しかし、その弊害をなくするために各大学で二次試験とか、あるいはまた調査書の活用とか、いろいろなことを組み合わせ、それからまた、一次試験の方もただ単なるマル・バツ式じゃなくて、マークシート式の持つてある壁はございませうけれども、その中でもやはり出題等については十分検討をし、研究を重ねてこられた問題でございませうので、私は、それらのもうちょっと幅広く、奥深くその人間を対象に選抜がされるようになるんだと、こう理解をしておりますので……。いま御指摘のような弊害が起らないように今後とも二次試験とか調査書の活用の問題等を総合的に判断して考えていかなきゃならぬ問題だと理解をいた

たします。

○小巻敏雄君 足切りの問題が非常に大きく問題になっておるわけですから、一次試験で足切りが行われるということになれば、いま二次試験問題でこれの補正をするとか言われても、これは一次試験の意味がやっぱり大きくなってきまから、足切りの有無というのはそういう点では非常に大きな意味を持つものなんです。しかし、試験というのはやっぱり通るのと落ちるのを分けるために試験をするんですから、どだいが、もとはこの辺のところは、いまとどこまで来ておるわけですか、話は、足切り問題について。

○政府委員(佐野文一郎君) 国立大学の方も、基本的に、共通入試を実施する趣旨というのはいまの資料を総合的に判断をして適切な選抜をしようということにある、そういう点を考えて足切りというのは行わないでほしいというのが、国大協の基本的な考え方であり、私たちがそう考へて行なうわけではございません。ただ、非常に受験生が殺到をするというふうなことでどうしても足切りを行なわなければならないという事情があつて、やむを得ず行おうとする場合には、やはり定員の三倍くらいは残して総合的な判断をしてほしいというのが国大協の考え方でございます。

○小巻敏雄君 これらの問題もすべて衆議院では小委員会を設けて一つずつ当たつておつて、参議院からも戻つてきたらそのときまでに改めて確認した問題を含めて責任を持つてもらふというふうなことでやつておるようですね。私も、これから参議院として独自の検討をしていく場合に、その点では非常にむづかしい状況になつてくる。このままであれば、私は、高校型の一つの大学の系列化、それから格差の固定化、今日は流動化しておるものが、この措置によって固定化をされていく、いまからさき、大学に対して設備の均等化とか、あるいは地方大学に対するいわば大学院の設置とかやつていこうとする場合に、ときには先生の規定がなくて大学院を設置するのがなかなか

かむづかしいなところがあるわけですね。このところ系列化が一流から四流、五流と、こうやられたら、いまから格差を是正しようとするのがかえつて学生の偏差値別格差できれいに整理されてしまふ、文部省の方の責任ではなくて自主的に選んだ格差のようになってしまつて、かえつて格差が固定化をして拡大をするし、文部省の格差解消の責任も免責をされるような姿が出てくるのじゃないかという点について心配をするわけですね。人為的につくり出された伝統と言いますか、こういう格差、これらの問題が進んでしまふと、これはやろうとした趣旨と出てくる結果が背馳することになる。高校の格差だつて、昭和二十五、六年なんというのとはそんなことは大したことはなかつたわけですよ。私は京都府立宮津高校といふところで二十年代に教鞭をとつたんですけれども、ぼくの卒業させた学年から東大には三人入つたし、京都大学には十二人入つたんですよ。いまは三年に一遍ぐらしか入らなせんわ、京都大学などでも、これは、たくさん高校ができたということもありますけれども、これは受験というのとは特別の技術になつてしまつて、競馬の馬のように訓練されなければ、普通の素質の子が自分相当の大学に行けなくなつていふんだというふうにも見ることでございませう。こういうものは十数年の間に進んだのであつて、地方大学のレベルアップとか、それから個々に完備したものを育てていくという上ですういふようなマ

イナスをもたらしなさいというふうなことは、ずいぶんと考へておく必要があることだ。私は、何も、これは否定的な材料を挙げるのを目的として言つておるのじゃないんですよ。ただ、具体的に容易に想像できることです。その点で、いま討論をいたしたい点でも、客観テストで、暗記物に頼らないように記述、考察のテストをやる用意もある……。これは問題の要旨で、問題を見ても役割りで、格差の固定をカバーしていくというふうな問題とか、私学の有名校の受験競争の激化と

いうのはどうされるのか、答弁を聞いておりましたけれども、こういったふうな問題はもう少しいいに調べていく必要があり、この問題について文部省からの答弁では、これは責任持てないわけですね。やっぱり大学協会、私学協会等から、やう立場の人から返事を聞いた上で判断をする必要があると思つた。きょうのところではマスコミ等でも知つておるところでは、大学の当事者も学部の中で立ち至つてみれば、アンケート調査の結果は、先生方がことごとく賛成しておるわけではないですね、国立大学の内部においても。それから私学の立場からは、どつちかといえば批判的な立場の見解が強く述べられておる。こういうような状況をみますと、明後日の参考人招致以降も考へていきたいと思つておるわけですが、参議院の方でも集中審議をやるなり、小委員会なりを持つて、やっぱり問題点を、可否を決める委員が熟知をすること、強感を感じておるわけですね。賛否相半ばする中で衆議院にけたをあげるといふこと、無責任に賛成していくという気分には、私としてはどうしていけないわけでありませう。この点については委員長、ひとつ理事会等でもそういう問題について協議をする機会についてもお考えをいただきたいと思つておるわけですね。まあ、引き続き審議を進めることにして、本日はここで終わります。

○委員長(宮崎正雄君) ただいまの小巻君の意見につきましては、理事会において検討いたしたいと思つた。

○中沢伊登子君 私はまず、高等教育の進学率について伺いたいと思つた。年々高等教育の進学者が増加してまいりまして、五十一年度現在では高等教育の進学率が三八・六%、約四〇%近くに達しておりますが、大臣はどのように高等教育が普及したことをどのやうに考へておられますか。また今後どの程度まで進学率が上昇するとお考えでございませうか。

○国務大臣(海部俊樹君) ただいま御指摘のやうに高等教育が普及してきて四〇%に近いところま

で達しておるといふことは、私は、これは基本的
に考えますと国民が豊かな知識を身につけ、教養
を身につけ、高等教育の場に参加することができ
るようになったといふことは、これはいいことで
あると、こう受けとめております。やっぱりその
ためには開かれた大学とか、大学の大衆化といふ
ような現象が起つてきて、それに伴いなお高度
な学術研究をどうして維持し継承していくかと
か、その継承者をどうして育成するかという問題
等もございまして、私はそういう問題はそ
の問題ごとにやっぱり解決をしながら進んでいく
べきであつて、ふえてきたといふことはいいこと
である、こういうふうな受けとめております。

名の増をお願いしているわけですが、そういった
規模でこれから考えていきたいと思つておりま
す。この二千名の規模というのは、過去の国立大
学の伸びてきた傾向から考えますと、これまでの
四、五年をとりますと、多いときで二千五百くら
いは伸びておりますが、まず平均すると二千二百
くらいのことでございます。したがつて、国立大
学についても全体としてはやはり量的の抑制とい
う形で考えるわけでございますけれども、やはり
全体としての地域間格差の是正であるとか、その
他国立大学で対応しなければならぬことがござ
いますので、それらについては五年間であつて
も、いま申しました二千名の規模といふことを目
途として対応していきたいと思つております。

もつぱら私学に任せきりだったといふことに責任
があるのではないと思ひます。私学振興助成法
というの、ようやく昨年成立をしたばかりでござ
います。六〇年代の大学ブームのときに、学生
数は六〇年から七一年までの十年間に六十二万人
から約百四十七万人へと、二倍以上にふえていま
す。その増加の八割が私立大学が背負ってきたわ
けでございます。この間の私立大学生の数は四十
万人から約百四十万人といふ、二倍半を超える高
度成長を遂げてまいつたわけでございます。また
学校数においても、同じ期間に学校数は百四十校
から実に二倍の二百八十一校に増加しているわけ
です。しかし、これに対して国立学校はわずか
に三校しかふえていないのです。この事実は国民
の高等教育への要望に対する国としての責任を果
たさず、私立大学にそれを転嫁してきたといふ
ことを示しているものではないかと思ひますが、
この事実を大臣はどう見ておられますか。

おる次第でございます。
○中沢伊登子君 確かに、ずっと前は、私立大学
というのは建学の精神というものがあつて、やっ
ぱりそこを好んで受験をしていった。そういうこ
ともあつたし、生徒もあつたわけですが、最近
は、これだけの高等教育を志願される方が多く
なつてくると、建学の精神よりも何よりも、とに
かく大学に入らなくちゃいけない、こういう中
で、昔の様相とは相当変わつてきている、こうい
うふうに私は考えているんですね。
そこで、先ほど大学局長が国立大学を志願され
る方が平均二千二百名ぐらいたと、ふえてくるの
がですね。そういう意味じゃないですか。も
う一遍ちょっとそこを言つてください。

○政府委員(佐野文一郎君) 不十分なお答えで恐
縮でございましたが、これまで国立大学の入学定
員を予算あるいは法律を通じてふやしてきた
のが過去四、五年をとつてみますと毎年平均で二
千二百名増程度でございます。それをこれから五
年間は、目標としては毎年二千名程度の増といふ
ことで、五年間で一万人程度の増といふことを考
えて対応していきたいと思つておるわけござい
ます。

○中沢伊登子君 今後どの程度まで進学率が上昇
すると見ていらつしやいますか。
○國務大臣(海部俊樹君) 現在のところは、各界
の方々の御意見をまとめていただく高等教育懇談
会でも、量的な拡大といふことは、もうこれ以上
いまの段階では力を入れないで、むしろ、先ほど
ちよつと申しましたように質の充実と申します
か、いろいろ抱えておる問題点について配意し、
改善をしていくべきではないかといふような御指
摘もございまして、昭和五十五年までぐらひの
間は、むしろ量の拡大よりも質の充実に向いてい
かなければいかぬと、こう考えております。

○中沢伊登子君 私、いま大臣のおっしゃつた
ように、今後の拡充整備の力点はやっぱり質的の
充実に向けたいと思ひます。いまおっしゃつた
とおりだと思ひます。
そこで、この質的充実についてお伺いをいたし
ますが、まず、いまおっしゃつた量的の拡充の抑
制といふことで、これは、国立大学の増設に
ついては今後抑制をされるのかどうか。その点
はいかがですか。

○國務大臣(海部俊樹君) 御指摘のように、私立
の大学、これはもう数から言つても、そこで学ん
でおります学生の数から言つても、約四分の三以
上になりました、非常に多いという事実はよく理
解しております。また御指摘がありましたように
に、授業料その他の格差が大変あります。やっぱ
りそういう格差を是正していくということが大
切であるといふことで、私立学校に対しまして、た
とえば私学振興助成法に基づく助成であるとか、
あるいは私学振興財団を通しての融資であるとか
か、あるいはまた奨学金の場合等も国立に通う
学生よりは私学に通う学生に月々の貸与額を差を
つけるとか、すべてこれで解決できるとはま
だ言い切れない点もございまして、年々努
力を積み重ねまして、少しでもこの格差を正すに
寄与していきたいといふ基本的な考え方を取り組
んでおるところでございます。

○中沢伊登子君 私、このように事態を招い
たのは、高等教育に対する国民の要望に対して何
ら積極的な対策を国としては講じてこないで、
もつぱら私学に任せきりだったといふことに責任
があるのではないと思ひます。私学振興助成法
というの、ようやく昨年成立をしたばかりでござ
います。六〇年代の大学ブームのときに、学生
数は六〇年から七一年までの十年間に六十二万人
から約百四十七万人へと、二倍以上にふえていま
す。その増加の八割が私立大学が背負ってきたわ
けでございます。この間の私立大学生の数は四十
万人から約百四十万人といふ、二倍半を超える高
度成長を遂げてまいつたわけでございます。また
学校数においても、同じ期間に学校数は百四十校
から実に二倍の二百八十一校に増加しているわけ
です。しかし、これに対して国立学校はわずか
に三校しかふえていないのです。この事実は国民
の高等教育への要望に対する国としての責任を果
たさず、私立大学にそれを転嫁してきたといふ
ことを示しているものではないかと思ひますが、
この事実を大臣はどう見ておられますか。

○國務大臣(海部俊樹君) 大変厳しい見方をし
ていただきますとそういうことにもあるいはなるう
かと思ひますが、国立大学をいまして、全
国の県に国立大学のない県はないといふように配
置もし、整備もしてまいりましたが、ただ、私立
大学の方が非常に勢いで教育の一端を担つてい
ただくといふか、大学がたくさんできてまいりま
した。それに御協力を願うといふことが、教育と
いふ重要な部分でありますけれども、私学といふ
ものの独特な校風とか、建学の理想とか、そうい
うようなものの中で、いろんな自由な校風の中で
教育をしてもらつたといふことは、これは別に差を
つけるべき問題ではないといふ考え方もございま
した。またしかし、最近におきましては、たとえ
ば問題が今日は非常に大きくなつておりますけれ
ども、計画的に養成しなげなやうな、しかも、非
常にたくさんの経費のかかるといふもの、たとえ
ば医科大学のようなものは、全国の無医大県解消
計画等もつくりまして、国の方で責任を持つてこ
の分は達成していこうといふ計画等も努力をして

○政府委員(佐野文一郎君) 現在私どもが、いま
大臣が申し上げました五十五年までの間の国立大
学の規模を考えていく場合の用途として考えてい
る数字は、年間入学定員にして二千名の増といふ
ことを考えております。ことしの予算では二千十

○中沢伊登子君 私、このように事態を招い
たのは、高等教育に対する国民の要望に対して何
ら積極的な対策を国としては講じてこないで、
もつぱら私学に任せきりだったといふことに責任
があるのではないと思ひます。私学振興助成法
というの、ようやく昨年成立をしたばかりでござ
います。六〇年代の大学ブームのときに、学生
数は六〇年から七一年までの十年間に六十二万人
から約百四十七万人へと、二倍以上にふえていま
す。その増加の八割が私立大学が背負ってきたわ
けでございます。この間の私立大学生の数は四十
万人から約百四十万人といふ、二倍半を超える高
度成長を遂げてまいつたわけでございます。また
学校数においても、同じ期間に学校数は百四十校
から実に二倍の二百八十一校に増加しているわけ
です。しかし、これに対して国立学校はわずか
に三校しかふえていないのです。この事実は国民
の高等教育への要望に対する国としての責任を果
たさず、私立大学にそれを転嫁してきたといふ
ことを示しているものではないかと思ひますが、
この事実を大臣はどう見ておられますか。

○國務大臣(海部俊樹君) 大変厳しい見方をし
ていただきますとそういうことにもあるいはなるう
かと思ひますが、国立大学をいまして、全
国の県に国立大学のない県はないといふように配
置もし、整備もしてまいりましたが、ただ、私立
大学の方が非常に勢いで教育の一端を担つてい
ただくといふか、大学がたくさんできてまいりま
した。それに御協力を願うといふことが、教育と
いふ重要な部分でありますけれども、私学といふ
ものの独特な校風とか、建学の理想とか、そうい
うようなものの中で、いろんな自由な校風の中で
教育をしてもらつたといふことは、これは別に差を
つけるべき問題ではないといふ考え方もございま
した。またしかし、最近におきましては、たとえ
ば問題が今日は非常に大きくなつておりますけれ
ども、計画的に養成しなげなやうな、しかも、非
常にたくさんの経費のかかるといふもの、たとえ
ば医科大学のようなものは、全国の無医大県解消
計画等もつくりまして、国の方で責任を持つてこ
の分は達成していこうといふ計画等も努力をして

○中沢伊登子君 わかりました。
それから、いまのまた私立の件でございすけ
れども、今後の高等教育の拡充整備の基本は、第
一に、私学への経常費に対する二分の一の国庫補
助制度を確立すること。そして私学の教育条件の
向上と授業料負担の軽減を図ることであると思ひ

○政府委員(佐野文一郎君) 入学定員の増を図る
わけでございますから、それは、新たに学部をつ
くりましたり、あるいは既設の学部学科を増設
をいたしましたり、あるいは既存の学科の定員増
をいたしましたり、そういう形で二千名程度の定
員増を毎年考えていきたいといふことでございま
す。

ます。それから第二番目には、授業料の負担が軽くして教育条件のよい国立大学を今後大幅に増設していくことが必要ではないかと思ひます。そして第三番目には、大都市に偏在した大学の地方分散を図り、高等教育の地域間の機会均等を図ることにあると思ひます。そこで、特に第二の国立大学の増設問題について大臣はどのように考えておられますか。そして今後これにどういうふうに対処されるお考えでございましょうか。

○国務大臣(海部俊樹君) 当面はやはり、質的な充実等申し上げなければならぬ、先ほど大学局長申し上げましたように、今年度のお願ひしてあります定員の配置につきましても、東京というように大都市に定員増をするんじゃないやなくて、そのほんだを地方の国立大学に振り向けておるところでございまして、今後の方針としては、やはり専門分野の地域の適正な配置と申しますか、あるいは学生収容定員の地域の不均衡の是正といひますか、そういうようなことを計画的に行ひまして優秀な人材が養成できるような整備をしていかなければならない、こういう取り組みでございまして。

○中沢伊登子君 この大学の地方分散の件でございましてけれども、現在、大学生の八〇％が東京を初めとする八都府県に集中しているようでございますが、残りの三十九県には二〇％の学生が散在しているだけだといふ非常に極端な大都市集中の状況でございまして。このような大学の大都市集中が地方の子弟の大学進学を道を開いておると思ひます。東京の子供は十人に対して約六人が進学できる、北海道の子供は十人に対して約二人弱しか進学できない、こういうような地域格差を生んでおるわけですね。こうした地域格差を生む原因は、大学の都市集中のほかは県民所得の地域格差とか、産業構造や労働市場の地域性、または教育に対する考え方の違い、そういったようないろいろな問題があると思ひますけれども、都市の大学へ進学するといふことは、とりもなおさず県外へ流出するということになって、これは過疎の原因にもなっていると思ひます。で、こういうこと

ですから、大学の地域分散をどうしてもやらなければならぬと思ひますし、大学間の格差は正し、先ほどからいふ問題になっておりますけれども、それをやらなければやっぱり大学の大都市集中といふことになってこようかと思ひます。その辺はどう考えられますか。

○国務大臣(海部俊樹君) これは、いろいろ当時の社会全体の心理と申しますか、学生が勉強するから東京へ行こうとか、大阪へ行こうとか、京都へ行こうとか、そんなような心理があったことも事実だろと思ひましたし、またもう一つ率直な反省をするならば、たとえば私立大学を認可しますときに、大学設置審議会とかございまして、それは施設はこれで十分かという基準、一定の基準がございまして、それに合うかどうか、教授陣の内容は十分かどうかという面から十分に審査をするんですが、地域的に片寄り過ぎはしないかといふことまではたしか審査の対象にしておりなかつたんじゃないかと、私はそう思ふんでありますけれども、しかし、できてしまつて、こうなつてしまつておるものでございまして、今後は、当面大都市には大学の施設は認めないという方針で、なるべく地方に整備充実をしていくようにして、いま御指摘になつたような問題はわれわれとしても十分これは考えなきゃならぬと思つておる点でありますから、氣をつけて対処していくつもりでございまして。

○中沢伊登子君 私もこの間から兵庫県の田舎の方を回つてみますと、大学へ子供をやりたいんだけれども、とてもじゃないけれども、都会の大学にやるわけにいかない。農業をしてる者が大学に行つて都会に出ていくとも帰つてきませんのやと、こういうような話を実は大分あちこちで聞いてまいりました。そこで、大都市の大学に進学をしますと、まず困ることは下宿を探さなくちゃいけないことですね。そうすると、その下宿代とか生活費などが過大な費用負担を父兄に課してしまふことになるわけです。で、この下宿代とか生活費は一体いまだどれくらいかかと大臣は見えて

らつちやいますか。大臣は御経験がござい

○政府委員(佐野文一郎君) 大学生の学生生活に要する経費につきましては、四十九年度に学生生活調査を実施をいたしてあります。そのときの数字をまず申し上げますと、授業料等の学費と食費、住居費等の生活費との合計額を見ますと、自宅通学者の場合、国立大学の学生で年額三十二万四千円、月額二万七千円でございます。私立大学の学生で年額四十八万八千円、月額四万一千円でございます。そして、下宿、間借りをしてる者は、国立大学の学生で年額五十四万八千円、月額四万六千円、私立大学の学生で年額七十二万八千円、月額六万一千円でございます。これをその後の物価の上昇の状況によりまして五十二年度に引き直して推計をいたしますと、月額にいたしまして、国立大学の場合は自宅の場合に三万七千六百円、下宿、間借りの場合に六万二千二百円、私立大学は自宅の場合に五万八千円、自宅外の場合に八万二千円、そういった状況であると考えております。

○中沢伊登子君 これは授業料が入つてゐるんですね。この間、私がある学生に聞いてみましたら、それは姫路から京都の学校に出て下宿をしてゐるんです。それで四畳半を一間借りて一万二千元、下宿代が。下宿代ですよ。一万二千元もなかなか払えないからといふことで友達と二人で折半をして四畳半に二人生活をしてゐるわけですね。ところが、授業料なしでその他の生活費、つまり下宿代六千元を足して七万円をやつております。ところが、七万円ですと、とても食事代がいまは足りませんので、たまにうちへ帰つて――土、日ぐらゐ帰るんですよ。土、日ぐらゐ帰りますと、母親が言うのに、かわいそうなほどがつがつと食べます。そしてどんなものを出しても、おいしいおいしいと言つて食べますと、こういうことですね。それでお金がなくなつたら、どうするかと言つたら、ぼくはソース飯を食ひます、こう言ふんです。ソース飯といふのは、御飯だけ

取れば、大抵の学生食堂に行けば、ソースとか、塩とか置いてあるものですからソースだけかけて食べると言ふんです。これを聞いておりますと、たまたまこの学生は京都から姫路ですからわりあいに近くて土、日ぐらゐ帰れると思ひますけれども、食べ盛りでして、大学生といふのは、それがこういうふうなことで栄養のバランスがとれないんじゃないかと思ふことと、それから大学生ですのに四畳半で二人で下宿をしてゐると、机が全然置けないと言ふんです。ぼくら机がありませんと言ふんです。これで大学生活というのは学生生活ができるかどうか、この辺が大変私にはやっぱり問題だと思ふんです。いま交通費も高くなつたら、それから食事代も高くなつてゐるものですか、これは月謝なしで下宿代六千元と生活費で七万円かかります。こういう話です。またほかの人に聞いたら、七万円ではやうやうな、ということなんです。大体いま平均が九万円ぐらいだ、こういうふうな話を聞いてまいりました。それで、それから、いま自宅通学で一月五万八千円とか言つておられますけれども、それは月謝込みであれば相当な格差であるといふことです。いま大変に私学には、田舎から都会に出てゐる人の、学生の費用負担といふのは非常に大きなもので、父兄の負担といふものは莫大なものになってまいります。だからなかなか、田舎から都会の大学には通わせられないと、こういうようなことを言つておりましたので、結局はやっぱり地方への移転を希望するような大学に対して、特に私学でしかないと思ひますけれども、私立大学に対しては経常費に対する通常の補助を上回る補助をしなければ私学は田舎に移転できないのではないかと。この辺を、もしも私立大学が移転を希望するようであれば、それには相当の便宜を図つてやらなければならぬのではないかと、こういうふうな思ひます。その点はどうかでございましょうか。

○政府委員(大丸直君) 私立大学が地方に移転をしたいといふような場合、現在のところ直接補助金の制度がございませんが、私学振興会の融資で

多少その場合に有利な取り扱いをするというよう
なことが可能であらうかと思っております。

○中沢伊登子君 それはやっぱり施設費につい
ても大幅の補助を行うことが必要だし、用地の取得
についても便宜を図るなど、特別の措置を講ずる
必要があるかと思いますが、その点を今後考
えていただきたい、このように思いますが、どう
でしょうか。

○政府委員(大丸直君) 施設費の補助につ
きましては、やはり施設費そのものが団体の財産にな
りますので、できるだけ私学の自主的な基盤の上
に経営していただくという趣旨からいって長期低
利の融資という点を重点にやっております。そ
れでなお、それに伴う、たとえば、債務償還費等
も含めた経常費につきましては経常費助成の方
で充実していく、そういう方向でいっております
ので、今後も当然の間、こういう方向で努力して
まいりたいと思っております。

○中沢伊登子君 最後に、これは質問の通告を
申し上げていないのですけれども、法案にもござ
いますように、養護教諭の志願者というものはあ
っているのか、減っているのか、横ばいなのかど
うなんでしょうか。通告してありませんから、調
べていただけないかと思いますが、おわかりで
しょうか。

○政府委員(佐野文一郎君) 養護教諭でござ
いますね、養護教諭につきましては、現在、大卒等
の新卒者で養護教諭の免許状を取得する者が毎年
四千から四千五百人くらいございます。それに
対して当面養護教諭の需要数は毎年三千名程度
というふうに考えられているわけでございます。逐
年養護教諭に対する希望者が増加しているのかど
うかという、そこについては、私も資料を
いま持っておりますけれども、状況はそういう
状況でございます。

○中沢伊登子君 実はこれこれ大臣にお聞き
したいのですけれども、最近身体障害児が養護
学校へ行くのではなくて、普通教育を受けたい、
普通の学校に行きたい、こういう希望が非常
にあるのです。

私もそれは要望されて、さて、どっちが本
当に子供の幸せなのか、親の虚栄と言ったら
悪いですが、最近出てきた病気に末分脊椎症
というのがある。背骨が何か曲がっているの
だか、折れているのか、何かそういうの
ですが、子供さんは頭は非常に正常な
んです。だから、子供を養護教育に入れて
しまうと、高等学校だの、大学に行けな
いから――頭は母さんたちから見れば普通
よりもまだ優秀だけれども、背骨が生まれ
たときから何かおかしいもの
ですから、排尿の感覚がないわけ
です。たまに、大小便の世話をしな
ければ自分では感覚がないわけ
です。神経がどうかになっているの
ですね。だけれども、そういう子供
の将来を考えると、大学へ
行って行かせれば、あるいは大
学教授にもなれないものでも
ない。こういうふうなことで言
うわけですね。だから、養護
学校で養護教育を受けるよりも
普通の学校に入れたらいい、こ
ういうことで、ある地方の
教育委員会も非常に困
っている例が多々あるわけ
です。私なんかにもそれを
言われるのですけれども、せ
つかく養護学校というものを
つくられて、そうして養護
学校を、それから、むしろ
子供のことを考えた
ら、その方がいいんじゃない
んですかと言っているわけ
ですけれども、非常な反響
がある。その点を恐らく
これは兵庫県の問題で
なくて、いろんなところ
に、いまそういう希望
が出てくると思
いますね。だから、その
辺は大臣はどう考
えにされる
でしょうか。

○国務大臣(海部俊樹君) これは突然の御
質問でございますから、私もいまふつと思
ったことを申し上げるんですけれども、養
護教育を義務制にしたというところは、そ
ういういろいろな御不自由を持
つていらっしゃる方々もやっぱり国として
は、義務教育、そして教育を受ける権利
を持っています。養護教育、そして教育
を受ける権利をやはり実質的に保障する
意味で、国も努力をしてや
っていくんだということ
で、いま計画的に施設、設備等の整備に
年次計画をつくって努力を
しておる最中でありまして、そ
ういう取り組み方の姿勢というものは、
私は完全な義務教育を果
たしていく上において正
しい方向だと思っておりますが、さて、
じゃいかなる方を養護
学校に入れるべきか。ある
いはテレビなんかで見た
ことがあるんですが、普
通の学校へ入って、か
えって明らかになった
というふうな報告例も
ありますし、あるいはま
た、そのために加えて
伸びるべきところが
伸びぬようになったと
いうようなことにな
ることもないか、それ
こそ専門的の医者さん
とか、専門家のいら
っしゃる集まりが、各
地方の教育委員会等
で、この子供さんは
養護学校へ行ったら
いいの、あるいは普
通の学校へ行ったら
いいの、ということ等
もいろいろ相談を
しては進学を勧めて
いらっしゃる。こ
ういうふうには
私は今日まで聞いて
おりません。こ
ういふ直感として
思いますことは、
それは、ケース・
バイ・ケースでござ
いますから、先生御
指摘の例のような
ときは、じゃ、二
十四時間つき
きりでだれか、親
がそこにお
ります、とでも
いうような、いい
すばらしい条件
があれば、また
それもあるいは
可能になるか
もしれませんし、
またそうでない
場合もあるか
もしれません。そ
のと、きその
とき、やっぱり
いろんなその
ケースに
応じて、どう
したらその
本人のため
になるかとい
うことを一
応の基準に
置いて、御
相談を、い
ろんな専門
家の御意見
等も聞きな
がら考
えてあげ
るのが筋
ではないか
らうかと、
私はこ
ういふ思
いました。
中沢伊登子君
ありがとうございます。結構
です。

○有田一寿君 予告申し上げてお
りましたのは入試セン
ターのことでござ
いますので、ある
いはその他の
ことに及び
まして、別に
数字等はい
ただかなく
ても結構で
ございませ
う。足切り
ということが
大変問題に
なっています
が、この足
切りという
のは、私も
まだはつき
りわからない
点があります
ので教えて
いただきたい
んです。

○政府委員(佐野文一郎君) 現在の入学
試験にお
いて行われ
ております
予備選抜、
足切りと申
しますのは、
いま先生御
指摘のよう
に、一次試
験を実施
をして、そ
の試験の結
果を見て、
それがどう
して大学の
教育にた
えられない
という趣旨
で落として
二・五倍ま
でに予備選
抜をする
とか、あ
るいは定員
の五倍以上
となった
場合に、調
査書を

ですが、たとえば一次共通テストのときに足
切りをする。それからもし足切りというのを
そのときしないで、二次試験のときに、い
わゆる予備選抜をやりますが、これは足切りとは
言わないで、局長、足切りというの
は、どうい
うあれで
しょうか、
教えてくだ
さい。

○政府委員(佐野文一郎君) 俗に足切り
と申して
おります
けれども、
その、いわ
ば私も
足切りとい
う言葉を使
うのではなく
て、いま御
指摘の予備
選抜という
言葉を使
うべきと
ころだと思
います。こ
れは従来
行っており
ますのは、
一次試験と
二次試験を
やりまして、
そうして一
次試験の結
果によって
予備選抜を
いたして
おります
大学と、そ
れからい
わゆる一
次試験を
やらな
い調査書
によって
予備選抜
と申す
か、足切り
を行って
おります
ものと、
国立大
学につ
いては
タイプ
が二つ
ござい
ます。い
ずれも
五校づ
つござ
います
が、や
り方は
二つあ
るわけ
でござ
います。こ
れはい
ずれも
その二
次の試
験を受
けるべ
き者を、
ある程
度志願
者が多
いとい
うこと
がござ
います
ので、
精選を
する
という
意味で
行っ
ていま
います。

○有田一寿君 たとえば一次試験の
ときに点数で結果が
まとめられ
るとした
場合に、た
とえば二
十以下の
者を足切
りした、普
通、大学
教育に大
体たえら
れる者は
五十点以
上くらい
であらう
という
ような
ときに、
二十点以
下をいわ
ゆる足切
りをした
というこ
とも、い
まの風潮
から言
えば非常
に批判を
受ける
と思
います
が、そ
ういふ
場合も
やはり
足切り
をする
という
ことは
いけな
いこと
でしょ
うか。
どう
でし
ょう
か。

○政府委員(佐野文一郎君) 現在の入学
試験にお
いて行われ
ております
予備選抜、
足切りと申
しますのは、
いま先生御
指摘のよう
に、一次試
験を実施
をして、そ
の試験の結
果を見て、
それがどう
して大学の
教育にた
えられない
という趣旨
で落として
二・五倍ま
でに予備選
抜をする
とか、あ
るいは定員
の五倍以上
となった
場合に、調
査書を

使つて予備選抜をするとか、そういった形で実施をされていくものでございます。

○有田一寿君 今度のいわゆる国大協による共通第一次のテストについて考えた場合のいわゆる足切りという場合、これを大学の入学資格試験というふう整理して考えた場合には、いまおっしゃいましたような、二次試験において定員の三倍を採るといふ意味とまた違つてまいりますね。で、この一次試験でいま最初私が申し上げたような、たとえば二十点以下のようなとてい大学にははいれないという者は、これはいわゆる国公立大学入学資格がないんだというふうな落とした場合、これが私、問題になつてくるんじゃないかと思ふんですが、そういう意味の足切りということをした場合、それは可能なことか、不可能なことか、あるいはないかと思ふんですが、そこら辺の感触を伺いたいと思ふんですが。

○政府委員(佐野文一郎君) 基本的には、先ほどもお答え申しましたように、共通一次とそれから二次あるいは調査書その他の資料を総合的に判断をして適切な選抜を行うというのが今回の趣旨でございますから、どのような形のものであつても、一次試験の成績をもつて足切りをするというのは避けるべきであるという、そういう基本的な考え方があつて思ふんですが、もちろん、事の性質としては、それはどのように一次試験の結果を利用するかというのは、最終的には各大学の自主的な判断にゆだねられていくものでございましてけれども、考え方としては、全体のいろいろな資料を総合的に判断をして、適切な者を選んでほしいという、そういうことをわれわれは期待しているわけでございます。

○有田一寿君 国大協の入試改革案をいろいろ詰めていきましたと、結局、制度改革の問題にもつながつてくるような気がするわけでございますが、たとえばその中の入試時期あるいは第一次共通テスト実施の時期というものを、これを考えてみますと、これを十二月にやるといふことは、現在の制度のもとでは、私はやはりそういうところになら

うかと思ひますが、先ほどいろいろ各委員からお話が出ておりましたように、高校教育を二年半、だから到達度というものを二年半の到達度と割り切つて考えれば、これも一つの考え方だと思ひますが、もし高校三年間というものを充実した教育をなすべきだということを強く考えますと、入試あるいは入学の時期というものをえんとずらすというところになると思ふんですが、大正年間ごろ、たしか、卒業が三月か七月か知りませんが、要するに入学の時期は九月という時期もあつたように思ひます。そのときの長所短所というのを私はわかりませんが、いま議論されておりますようなことを詰めていきたいと思います、高校教育というものを大切に考えるということになると、やはり入学時期を九月、それ以前に二つの試験を行うというようになつて、今度の五十四年から実施するやつに間に合うとか、間に合わないとかというところは別として、基本的に入試時期並びに入学の時期というものを考え直す、たとえば九月を入学時期にするというふうなことにすれば、どういふ結果が出てくるでしょうか。私はそういうことも検討する時期に入つたのではないかと気がするんですが、けれども、大臣どうでしょうか。私も根拠があつてお尋ねしているわけではございませんから……

○国務大臣(海部俊樹君) 高校生活を三年間きちつと充実をさせてというその面と、それから、いまの国立大学の一次試験というところだけをとりえて考えますと、あるいは先生のおっしゃるようなことにした方が三年間の到達度が完全に見られるというメリットもございまして、それから試験をやる時期の問題等も十二月という気ぜわしいときにという御批判もいろいろな面から出ておるわけですが、しかし、これを実施しますためにはどうでしょうか、すべてのやつぱり私学から、すべての大学のまず合意といひますか、基本的には賛成が必要なかれございまして、共通一次試験だけのためにそういうことをしますと、九月にスタートする国公立大学と四月からの私学というこ

とになつてはこれは大変なことでございます。で、きませんし、それから学校教育のみならず、他に与えま影響、たとえば高校を自分は卒業するけれども大学進学以外の進路を選択するんだという人などというところになるんだらうか。いろいろこの研究をしてみなきゃならぬ問題がたぐさんあると思ひますので、せつかくの御発言、私も十分にま伺つておつたわけでありまして、今後の検討課題として受けとめさせていただきます、こう思ひます。

○有田一寿君 もちろん共通一次テストのためだけに入学時期を変更するというものではございせん。私学も、これはすべての小学校からもうすべての学校について入学時期を九月にするということに変更した方がよいのではないかと思ふけれども、それもいろいろ私も深い根拠があつて考へているわけではございませんので、まあ、そういうこともあり得るのではないかと。現に大正年間にはそういうことでやつておつたということ。だから、長短ありましようが、こういう機会にそういうことも長期的にひとつ検討してみることの意味のないことも法的にはないかという意味でお尋ねをしたわけではございませんから、いまの大臣のお答えで結構で、十分でございます。

昔——話は変わりますが、東大の法科の入学試験は、英語が英文和訳で余り長くないのが二題だった期間が大分ありますね。私が受けたときも、それで、私はみごとに落第をした方なんです、佐野さんが受ける——局長のころはいかがでしたか、ちょっと、それ聞かしてくださいます。試験は何でしたか。

○政府委員(佐野文一郎君) やはり問題は英文和訳と、それから論文と申しますか、作文と、それだけだつたと思ひます。かなり長い英文和訳の問題がたしか二つや三つは出たと思ひます。

○有田一寿君 それはたぶん私どものとき、私の方が年長ですから、私のときは英語二題だけだったんです。それに対して批判が起つて小論文を課したのではないかと思ふわけで、これが現在

だつたら大変な非難ごうであつたでしょうね、それはあらゆる意味で。しかしながら、あの当時ですから、それでそういうものかと思つて受け、通る者は通り、落ちる者は落ちたということだらうと思ふんです。

で、私は、これはちょっと話が違ひますけれども、昔、盲学校に見せてもらひに行つたことがありまして、そのときに、これ小学部でしたが、一年、二年、三年生の女の子が、あれはたしか冬の二月ごろ、寒いときに、二階で、目が見えないんですから、こうふいて、ふけたところは手でさわればわかるわけで、そうして水が汚くなると手すりにつかまりながら下に行つて水をくみかえてまた上がつてきてやる。それを先生がぼやんと立って見ておられるわけですよ。それで非常に私——そのとき福岡県の教育委員をしていただつたんですけれども、ちよつと不愉快になりました、その先生に、あなたもひどいじゃないかと、あれだけ手を赤くして小学校の子供が一生懸命手すりにつかまると水をかえながらあれふいてるが、水をかえるぐらゐのことは上級生にやらせるが、先生が言つたか言ひ終わらないぐらゐのうちに、校長先生が飛んで来まして、私を引張つて下の校長室に連れて行つて、私大變怒られたんです。あなたはわからず、私大變怒られたことを言うけれども、あつてだれも助けてくれないと思ふから自分で一生懸命になつてふいていくんですよ。それをなまじこで同情したら、あの子の将来にだれが手を差し伸べてくれるんですか、やつぱりあやつて自立心をつけていくことがその子の幸せにつながるんですよ、だから、心ないことをおっしゃつては困ります、と言つて大変——その校長は半盲の先生でしたけれども、そういう注意を受け、そのとき、帰るとき、またショックだったのは、やはり五、六人ずつ連れ立って——それは八幡だったんですけれども、電車道を帰つて行くわけですよ。そのときに、先生ははるか後ろの方からついて行つてゐるんですね。そして危ないと思つたときに、さ

あつと走って行つて何か注意してやる。そしてまたさうならつて——さうならつて行つても帰るんじゃない、やつぱり後ろからついて行つてゐるんですけれども。そうしてだれも助けてくれないといふことで帰つて行く、そうする間にだんだんだんだん勤が達達して、自分でだれの助けをからずともちゃんと道を歩いて帰れるようになるんです、といふ話をいまでも思ひ出すわけですが、でも、甘やかしかしきいけりば子供はなかなか伸びない。そしていつまでも頼る心が起る。だから、これは本當の教育にならないんだ。ときに厳しい面が、突き放す面がないといけないんじゃないか。

そういうことをいろいろ考えますと、この入試問題について考えましても、もちろん制度的なものをなるべく完全に近づけるようにしますけれども、いつも私がしつこく申し上げるように、この入試問題に関しては完全といふことはあり得ない、どういふ案をおつくりになられても必ずわつと批判と反対が起るであらうと。だから、結論を申し上げますと、今度の国大協のこの案、これは数年かかつてこゝまでたどり着いた。いままで大学はなかなかさういふことに耳をかきなかつたけれども、こゝまでまとまつた。だから、決してこれが完全な案とは思わなければ、やはり二歩か三歩か、まあ、その程度です、前進しておるやうな感じが私にはしますから、だから、これはいろいろなマイナス面があればそれを極力修正しながらよりベターなものに持つていくしかもうない。そして何年かやつてみればその評価というものはこの中で出てくるだらう。だから、余り欠点をあげつらうといふ気持ちは私にはないわけですが、ただし、いま申し上げたように、少しでも完全なものに近づけるために、気のついたところはいろいろ国大協の方としても、入試センターに將來関係する人も、虚心坦懐に意見を聞きながら、よりよきものに仕上げていく必要はあるであらうといふ感じがいたします。

きまますが、一次共通テストのときは、高校の到達度を見たいのだと、したがって、科目は五教科・七科目といふことになつておる。これをもう少しちよつと少なくした方が負担が軽いんじゃないか、あるいは個性的なものがそこに出るんじゃないか、あるいは文科と理科にそれぞれ進む者について同じことをやる必要があるのかといふ批判が現に出ております。それに対するいわゆる反論としての問題なんですけれども、これは一次で適性科目をもう少し重点的に見て、これを成績結果にあらわして判定する方がベターだけれども、具体的な方法として、なかなかそれは不可能だと、繁雑になり不可能だといふことなのか。それとも、そういう見方をすべきでない、やはり七科目を完全にやつぱりやつて、高校の到達度、言いかえれば平均的人間といふものを目標に置いて高校段階までは考えるべきだといふ教育理論の面から来ての、いわゆる弁護論であるのか、いろいろ議論が過程にあつたのではないかと思ひますけれども、そこら辺のところ、佐野局長の方からちよつと聞きしたいと思つておるんですが、いかがでしょう。

○政府委員(佐野文一郎君) やはり共通一次のころは、高等学校における一般的、基礎的な学習の到達度を見たいといふことで、共通必修の科目を中心にして、外国語は別でございしますが、それ以外のもは共通必修科目を中心にして、基礎的な能力を見る。そしてそのことと並んで、二次試験の方では各学部、学科の特性に応じた能力、適性といふものを見ようとしたが、二次の段階では、それぞれの生徒たちが、自分の進路に応じて選ぶ、たとえば、理工系へ行くといふれば数ⅡBなり数Ⅲなりを選ぶわけですから、それを二次試験で、勉強してもらつて、その成績を見る。その両方を合わせて適切な選抜をしようといふ趣旨でございます。

は代替科目といふものは第一次のときは一切配慮せず、二次でそれぞれ代替科目を考えるといふことで、職業科の卒業生等は公平な処置を受けたといふことになるかどうか、あるいはどういふ救済措置があるかですね、職業科。まあ、二次試験のときは当然考えるのでしようが、一次のときは全部一緒にいくとした場合、必修で同じなんだよといふことでございましょう。

○政府委員(佐野文一郎君) 御指摘のとおり、共通一次のときに、代替科目を認めるかどうかといふのは、国大協の場合にも非常に大きな議論になつた点でございします。結論としては、選択をする者は、実際にはさう多くないわけですが、選択すけれども、数学一般あるいは基礎理科といふような、職業高校等で主として選択をされていく科目といふものを共通一次のときに入れる、さらに英語Aの履修者についても不利にならないよう取り扱ひを考えるといふふうな形で、職業高校に対する配慮が一つは行われたわけでございます。

もう一つは、御指摘の二次試験の場合における代替科目といふものをできるだけ取り入れていくといふこと。それからもう一つは、推薦入学が幸いにして国立大学におきましても逐年取り入れられるようになりまして、五十一年で申しますと推薦入学を実施しているのが二十八校で、推薦入学で入つてきた学生が八百六名おられます。このうち職業高校だけから推薦を求めているものが十三大学十四学部ございします。ここに百六名入つていられる。これは職業高校が主体で、それに一部工業高校がございしますが、さういふ実態がございします。で、さういふ推薦入学の方式は、共通一次を採用してもなお推進をする、さういふことを全体として考えながら職業高校の出身者に対して不利益な取り扱ひにできるだけならないように配慮をしていくといふことでございします。

なお、共通一次のときの代替科目といふのは、検討いたしましたけれども、非常に、たとえば工業でございしますと十科目くらいになりますので、それを全部出題をしてそのいずれかを選択させるといふのは技術的にきつめて困難なことになりますので、さういふ面からも共通一次のところでは、数学一般、基礎理科、英語Aに対する配慮にとどめたわけでございます。

○有田一寿君 私も考えて、さう完全に同じようなことは無理ではなからうかと思つておる。といふことは、工業にしても農業にしても、これはその高等学校に入るときは一応完成教育を目指し、職業につくことを目指してゐる。カリキュラムもさういふことで組まれておる。ただ、一年か二年になつて、家庭に余裕もできた、あるいはまたおくてであつたけれども、そこからまた別な才能が芽生えたから行きたいといふふうな、いわゆる愛心した場合に、天井を抜いておかないと機会不平等にならないかといふことではないか。最近議論が始まつておるやうに思ひますけれども、これはなかなかむずかしい、相反する立場のことであるから、完全平等といふことは、言うべくしてこれはなかなかむずかしいだらうと。ただし、いまのような議論が将来とも起こつてしまふやうから、それに対して可能な限り、まあ可能な限りですね、やはり配慮をするといふことが必要なのであらうと思つてございします。時間は残つておりますけれども、また後日がありますので、きょうはこれで終わらしていただきます。ありがとうございます。

○委員長(宮崎正雄君) 本案に対する質疑は、本日はこの程度にとどめます。本日はこれにて散会いたします。午後四時二十六分散会

公立高校建設に対する国庫補助制度確立等に関する請願

請願者 横浜市金沢区六浦町四、四一七
東海林勇外四名

紹介議員 福岡 知之君

この請願の趣旨は、第六六〇号と同じである。

第二二九五号 昭和五十二年三月二十六日受理
公立高校建設に対する国庫補助制度確立等に関する請願

請願者 横浜市金沢区六浦町四、四一七ノ
五〇五 渡辺弘文外四名

紹介議員 藤田 進君

この請願の趣旨は、第六六〇号と同じである。

第二二九六号 昭和五十二年三月二十六日受理
公立高校建設に対する国庫補助制度確立等に関する請願

請願者 横浜市金沢区六浦町四、四一七
中込康雄外四名

紹介議員 前川 且君

この請願の趣旨は、第六六〇号と同じである。

第二二九七号 昭和五十二年三月二十六日受理
公立高校建設に対する国庫補助制度確立等に関する請願

請願者 横浜市磯子区東町二ノ一四石川莊
内 八木英幸外四名

紹介議員 松永 忠二君

この請願の趣旨は、第六六〇号と同じである。

第二三六四号 昭和五十二年三月二十八日受理
公立高校建設に対する国庫補助制度確立等に関する請願

請願者 横浜市磯子区滝頭三ノ五ノ六 徳
田俊成外四名

紹介議員 松本 英一君

この請願の趣旨は、第六六〇号と同じである。

第二三六五号 昭和五十二年三月二十八日受理
公立高校建設に対する国庫補助制度確立等に関する請願

請願者 横浜市磯子区坂下町二ノ一九 小
林昌信外四名

紹介議員 宮之原貞光君

この請願の趣旨は、第六六〇号と同じである。

第二三六六号 昭和五十二年三月二十八日受理
公立高校建設に対する国庫補助制度確立等に関する請願

請願者 横浜市中区小港町一ノ一二 横
山明佳外四名

紹介議員 村田 秀三君

この請願の趣旨は、第六六〇号と同じである。

第二三六七号 昭和五十二年三月二十八日受理
公立高校建設に対する国庫補助制度確立等に関する請願

請願者 横浜市磯子区滝頭三ノ一ノ四二
宮川保外四名

紹介議員 目黒今朝次郎君

この請願の趣旨は、第六六〇号と同じである。

第二三六八号 昭和五十二年三月二十八日受理
公立高校建設に対する国庫補助制度確立等に関する請願

請願者 横浜市旭区今宿東町一、四五三
黒須武夫外四名

紹介議員 森 勝治君

この請願の趣旨は、第六六〇号と同じである。

第二三六九号 昭和五十二年三月二十八日受理
公立高校建設に対する国庫補助制度確立等に関する請願

請願者 横浜市瀬谷区瀬谷町四、〇〇三
山本邦雄外四名

紹介議員 森下 昭司君
この請願の趣旨は、第六六〇号と同じである。

第二三七〇号 昭和五十二年三月二十八日受理
公立高校建設に対する国庫補助制度確立等に関する請願

請願者 横浜市金沢区六浦町四、一三八ノ
一、〇一二 小池正忠外三名

紹介議員 森中 守義君

この請願の趣旨は、第六六〇号と同じである。

第二三七一号 昭和五十二年三月二十八日受理
公立高校建設に対する国庫補助制度確立等に関する請願

請願者 横浜市金沢区六浦町四、一三八ノ
四一〇 井川良雄

紹介議員 矢田部 理君

この請願の趣旨は、第六六〇号と同じである。

第二三七二号 昭和五十二年三月二十八日受理
公立高校建設に対する国庫補助制度確立等に関する請願

請願者 横浜市金沢区六浦町四、四一七
服部泰子外四名

紹介議員 安永 英雄君

この請願の趣旨は、第六六〇号と同じである。

第二三七三号 昭和五十二年三月二十八日受理
公立高校建設に対する国庫補助制度確立等に関する請願

請願者 横浜市金沢区六浦町四、四一七ノ
一、〇一二 大木章雄外四名

紹介議員 山崎 昇君

この請願の趣旨は、第六六〇号と同じである。

第二四四七号 昭和五十二年三月二十九日受理
公立高校建設に対する国庫補助制度確立等に関する請願

請願者 神奈川県中郡二宮八四八 金子智

子外四名
紹介議員 吉田忠三郎君

この請願の趣旨は、第六六〇号と同じである。

第二四四八号 昭和五十二年三月二十九日受理
公立高校建設に対する国庫補助制度確立等に関する請願

請願者 横浜市港北区北山町三、三二四
湊原和男外四名

紹介議員 和田 静夫君

この請願の趣旨は、第六六〇号と同じである。

第二四四九号 昭和五十二年三月二十九日受理
公立高校建設に対する国庫補助制度確立等に関する請願

請願者 神奈川県相模原市大島一、七八二
ノ四 八木功外四名

紹介議員 阿具根 登君

この請願の趣旨は、第六六〇号と同じである。

第二四五〇号 昭和五十二年三月二十九日受理
公立高校建設に対する国庫補助制度確立等に関する請願

請願者 横浜市緑区市ヶ尾町六〇六 馬場
信義外四名

紹介議員 青木 新次君

この請願の趣旨は、第六六〇号と同じである。

第二四五一号 昭和五十二年三月二十九日受理
公立高校建設に対する国庫補助制度確立等に関する請願

請願者 神奈川県大和市下鶴間三、六六一
田中健外四名

紹介議員 赤桐 操君

この請願の趣旨は、第六六〇号と同じである。

第二四五二号 昭和五十二年三月二十九日受理
公立高校建設に対する国庫補助制度確立等に関する請願

請願者 横浜市磯子区滝頭三ノ一ノ四二
水上保治外四名
紹介議員 若ケ久保重光君
この請願の趣旨は、第六六〇号と同じである。

第二四三三号 昭和五十二年三月二十九日受理
公立高校建設に対する国庫補助制度確立等に関する請願
請願者 神奈川県足柄下郡箱根町仙石原四七
大須賀康敏外四名
紹介議員 秋山 長造君
この請願の趣旨は、第六六〇号と同じである。

第二四四四号 昭和五十二年三月二十九日受理
公立高校建設に対する国庫補助制度確立等に関する請願
請願者 横浜市金沢区泥亀一ノ二 沼田美枝子外四名
紹介議員 案納 勝君
この請願の趣旨は、第六六〇号と同じである。

第二四五五号 昭和五十二年三月二十九日受理
公立高校建設に対する国庫補助制度確立等に関する請願
請願者 横浜市旭区金ヶ谷八〇一ノ五 藤元政雄外四名
紹介議員 上田 哲君
この請願の趣旨は、第六六〇号と同じである。

第二四五六号 昭和五十二年三月二十九日受理
公立高校建設に対する国庫補助制度確立等に関する請願
請願者 横浜市中区滝ノ上一二九 吉原光雄外四名
紹介議員 小野 明君
この請願の趣旨は、第六六〇号と同じである。

第二五三八号 昭和五十二年三月三十日受理
公立高校建設に対する国庫補助制度確立等に関する請願
請願者 横浜市中区滝ノ上一二九 吉原光雄外四名
紹介議員 小野 明君
この請願の趣旨は、第六六〇号と同じである。

請願者 横浜市磯子区滝頭一ノ九ノ五一
中井真由美外四名
紹介議員 大塚 喬君
この請願の趣旨は、第六六〇号と同じである。

第二五三九号 昭和五十二年三月三十日受理
公立高校建設に対する国庫補助制度確立等に関する請願
請願者 川崎市川崎区田町二ノ八ノ一一
日景成幸外四名
紹介議員 加瀬 完君
この請願の趣旨は、第六六〇号と同じである。

第二五四〇号 昭和五十二年三月三十日受理
公立高校建設に対する国庫補助制度確立等に関する請願
請願者 横浜市港南区上永谷町五、二〇六ノ三二 戸井直彦外四名
紹介議員 粕谷 照美君
この請願の趣旨は、第六六〇号と同じである。

第二五四一号 昭和五十二年三月三十日受理
公立高校建設に対する国庫補助制度確立等に関する請願
請願者 横浜市中区伊勢佐木町七ノ一五五 秋津武男外四名
紹介議員 片岡 勝治君
この請願の趣旨は、第六六〇号と同じである。

第二五四二号 昭和五十二年三月三十日受理
公立高校建設に対する国庫補助制度確立等に関する請願
請願者 横浜市中区中村町一ノ一四ノ五 山本勝巳外四名
紹介議員 片山 甚市君
この請願の趣旨は、第六六〇号と同じである。

第二五四三号 昭和五十二年三月三十日受理
公立高校建設に対する国庫補助制度確立等に関する請願
請願者 横浜市中区中村町一ノ一四ノ五 山本勝巳外四名
紹介議員 片山 甚市君
この請願の趣旨は、第六六〇号と同じである。

第二五四四号 昭和五十二年三月三十日受理
公立高校建設に対する国庫補助制度確立等に関する請願
請願者 神奈川県横須賀市追浜本町一ノ二 伊藤裕外四名
紹介議員 川村 清一君
この請願の趣旨は、第六六〇号と同じである。

第二五四五号 昭和五十二年三月三十日受理
公立高校建設に対する国庫補助制度確立等に関する請願
請願者 神奈川県横須賀市上町四ノ四五 渡辺敏子外四名
紹介議員 神沢 浄君
この請願の趣旨は、第六六〇号と同じである。

第二五四六号 昭和五十二年三月三十日受理
公立高校建設に対する国庫補助制度確立等に関する請願
請願者 神奈川県横須賀市三崎町諸磯一、一 二七 佐藤たつ子外四名
紹介議員 久保 亘君
この請願の趣旨は、第六六〇号と同じである。

第二五四七号 昭和五十二年三月三十日受理
公立高校建設に対する国庫補助制度確立等に関する請願
請願者 神奈川県横須賀市武一ノ三六ノ四 新倉富美子外四名
紹介議員 栗原 俊夫君
この請願の趣旨は、第六六〇号と同じである。

この請願の趣旨は、第六六〇号と同じである。

第二六二三号 昭和五十二年三月三十一日受理
公立高校建設に対する国庫補助制度確立等に関する請願
請願者 神奈川県横須賀市大津町一ノ六七 佐藤良吉外四名
紹介議員 小谷 守君
この請願の趣旨は、第六六〇号と同じである。

第二六二四号 昭和五十二年三月三十一日受理
公立高校建設に対する国庫補助制度確立等に関する請願
請願者 神奈川県横須賀市小矢部三ノ二一 飯田よしみ外四名
紹介議員 小柳 勇君
この請願の趣旨は、第六六〇号と同じである。

第二六二五号 昭和五十二年三月三十一日受理
公立高校建設に対する国庫補助制度確立等に関する請願
請願者 神奈川県横須賀市若松町三ノ二八 浅野和子外四名
紹介議員 小山 一平君
この請願の趣旨は、第六六〇号と同じである。

第二六二六号 昭和五十二年三月三十一日受理
公立高校建設に対する国庫補助制度確立等に関する請願
請願者 神奈川県横須賀市長沢三〇一立 石俊美外四名
紹介議員 佐々木静子君
この請願の趣旨は、第六六〇号と同じである。

第二六二七号 昭和五十二年三月三十一日受理
公立高校建設に対する国庫補助制度確立等に関する請願
請願者 神奈川県横須賀市ハイランド四ノ一七ノ六 坂ふみ子外四名
紹介議員 佐々木静子君
この請願の趣旨は、第六六〇号と同じである。

第二六二八号 昭和五十二年三月三十一日受理
公立高校建設に対する国庫補助制度確立等に関する請願
請願者 神奈川県横須賀市長沢三〇一立 石俊美外四名
紹介議員 佐々木静子君
この請願の趣旨は、第六六〇号と同じである。

第二六二九号 昭和五十二年三月三十一日受理
公立高校建設に対する国庫補助制度確立等に関する請願
請願者 神奈川県横須賀市長沢三〇一立 石俊美外四名
紹介議員 佐々木静子君
この請願の趣旨は、第六六〇号と同じである。

第二六三〇号 昭和五十二年三月三十一日受理
公立高校建設に対する国庫補助制度確立等に関する請願
請願者 神奈川県横須賀市長沢三〇一立 石俊美外四名
紹介議員 佐々木静子君
この請願の趣旨は、第六六〇号と同じである。

第二六三一号 昭和五十二年三月三十一日受理
公立高校建設に対する国庫補助制度確立等に関する請願
請願者 神奈川県横須賀市長沢三〇一立 石俊美外四名
紹介議員 佐々木静子君
この請願の趣旨は、第六六〇号と同じである。

第二六三二号 昭和五十二年三月三十一日受理
公立高校建設に対する国庫補助制度確立等に関する請願
請願者 神奈川県横須賀市長沢三〇一立 石俊美外四名
紹介議員 佐々木静子君
この請願の趣旨は、第六六〇号と同じである。

紹介議員 杉山善太郎
この請願の趣旨は、第六六〇号と同じである。

第二六二八号 昭和五十二年三月三十一日受理
公立高校建設に対する国庫補助制度確立等に関する請願
請願者 神奈川県横須賀市長沢三六 上達
野徹外四名
紹介議員 志苦 裕君
この請願の趣旨は、第六六〇号と同じである。

第二六二九号 昭和五十二年三月三十一日受理
公立高校建設に対する国庫補助制度確立等に関する請願
請願者 神奈川県横須賀市西逸見町一ノ二
一小高啓江外四名
紹介議員 杉山善太郎君
この請願の趣旨は、第六六〇号と同じである。

第二六三〇号 昭和五十二年三月三十一日受理
公立高校建設に対する国庫補助制度確立等に関する請願
請願者 神奈川県横須賀市根岸町四ノ一九
ノ五 福田佐和子外四名
紹介議員 鈴木美枝子君
この請願の趣旨は、第六六〇号と同じである。

第二六三一〇号 昭和五十二年三月三十一日受理
公立高校建設に対する国庫補助制度確立等に関する請願
請願者 横浜市金沢区町屋町一七〇 長谷
川淑子外四名
紹介議員 鈴木 力君
この請願の趣旨は、第六六〇号と同じである。

第二六三二〇号 昭和五十二年三月三十一日受理
公立高校建設に対する国庫補助制度確立等に関する請願
請願者 神奈川県三浦郡葉山町堀内七九七
請願者 神奈川県三浦郡葉山町堀内七九七
請願者 喜一郎外九百九十三名

紹介議員 瀬谷 英行君
この請願の趣旨は、第六六〇号と同じである。

第二二六一号 昭和五十二年三月二十五日受理
私学に対する大幅公費助成に関する請願(二通)
請願者 宮城県仙台市中江二ノ二〇ノ一一
佐藤和子外千八百二十七名
紹介議員 内田 善利君
この請願の趣旨は、第一三〇号と同じである。

第二二五八号 昭和五十二年三月三十日受理
私学に対する大幅公費助成に関する請願
請願者 東京都目黒区碑文谷四ノ一七ノ一
六トキワ松学園教職員組合内 鶴
田公恵外四百九十九名
紹介議員 小巻 敏雄君
この請願の趣旨は、第一三〇号と同じである。

第二二六九号 昭和五十二年三月二十五日受理
国立能楽堂早期設立に関する請願(二十九通)
請願者 東京都田無市緑町三ノ八ノ四八
石田恵津子外二十八名
紹介議員 山崎 竜男君
この請願の趣旨は、第五四六号と同じである。

第二二七五号 昭和五十二年三月二十六日受理
私学の学費値上げ抑制、大幅国庫助成等に関する請願
請願者 新潟県三島郡越路町金島二八八
佐藤育夫外九百九十七名
紹介議員 粕谷 照美君
この請願の趣旨は、第七三七号と同じである。

第二二四一一号 昭和五十二年三月二十八日受理
私学の学費値上げ抑制、大幅国庫助成等に関する請願
請願者 新潟県三島郡三島町気比宮 佐藤
喜一郎外九百九十三名

紹介議員 粕谷 照美君
この請願の趣旨は、第七三七号と同じである。

第二四九八号 昭和五十二年三月二十九日受理
私学の学費値上げ抑制、大幅国庫助成等に関する請願
請願者 新潟県三島郡越路町飯塚 中静信
一外九百八十七名
紹介議員 粕谷 照美君
この請願の趣旨は、第七三七号と同じである。

第二六一〇号 昭和五十二年三月三十日受理
私学の学費値上げ抑制、大幅国庫助成等に関する請願
請願者 新潟県三島郡越路町塚野山 大矢
栄一外九百六十九名
紹介議員 粕谷 照美君
この請願の趣旨は、第七三七号と同じである。

第二六七八号 昭和五十二年三月三十一日受理
私学の学費値上げ抑制、大幅国庫助成等に関する請願
請願者 新潟県長岡市川崎三ノ二、四〇五
ノ四 伊藤葉子外九百五十二名
紹介議員 粕谷 照美君
この請願の趣旨は、第七三七号と同じである。

第二六九九号 昭和五十二年三月三十一日受理
私学の学費値上げ抑制、大幅国庫助成等に関する請願(六通)
請願者 山形市大手町九ノ七 野村せつ外
四千四百二十二名
紹介議員 鈴木 力君
この請願の趣旨は、第七三七号と同じである。

第二二六七号 昭和五十二年三月二十六日受理
司書教諭の即時発令、学校司書制度の法制化に関する請願
請願者 新潟市宝町七ノ一 笠井征子外百

十三名
紹介議員 粕谷 照美君
この請願の趣旨は、第三二六号と同じである。

第二五〇四号 昭和五十二年三月二十九日受理
教育緊急要求に関する請願
請願者 大阪府豊中市本町九ノ一〇ノ二七
横堀岩夫外千二百五十名
紹介議員 白木義一郎君
この請願の趣旨は、第五号と同じである。

第二五一六号 昭和五十二年三月三十日受理
教育緊急要求に関する請願
請願者 大阪府豊中市庄本町一ノ六ノ九
池永良二外一万五百五十五名
紹介議員 白木義一郎君
この請願の趣旨は、第五号と同じである。

第二五八九号 昭和五十二年三月三十日受理
私学の学費値上げ抑制等に関する請願
請願者 東京都新宿区中落合三ノ一六ノ一
三 中田鉄太郎外四千六百四十九
名
紹介議員 小巻 敏雄君
この請願の趣旨は、第六一八号と同じである。

第二七〇七号 昭和五十二年三月三十一日受理
義務教育中に修身科を入れることに関する請願
請願者 新潟県北魚沼郡小出町大浦 関榮
策外四千三百二十九名
紹介議員 巨 四郎君 剣木 亨弘君
内藤善三郎君 最上 進君
大島 友治君
理由 義務教育中道徳教育の内容を充実するために修身科をとり入れ、必修科目とされた。

理由 青少年に対して、協調の精神、愛国心、国際理解の態度、権利と義務に対する正しい認識を持たせる等、道徳心を向上させることが教育上大切である

るが、昨今責任を重んじない自由思想と物質文明
偏重の弊害はいよいよ世相を悪化させ、また、家
庭内における悲しむべき出来ごと、愛国心の欠如
等の社会不安がいよいよ激増していることは、ま
ことに憂慮に耐えない。

昭和五十二年五月七日印刷

昭和五十二年五月九日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局